

平成30年第2回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成30年6月 5日 開会

平成30年6月14日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成30年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○議席の指定及び変更について	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○議員派遣の件について	8
○選挙第1号	9
○諮問第1号の上程、説明、採決	10
○同意第1号の上程、説明、採決	11
○同意第2号の上程、説明、採決	12
○同意第3号の上程、説明、採決	13
○同意第4号～同意第6号の一括上程、説明、採決	14
○同意第7号～同意第9号の一括上程、説明、採決	16
○報告第1号の上程、説明、質疑	17
○議案第4号の上程、説明、議案調査	18
○議案第5号の上程、説明、議案調査	19
○議案第6号の上程、説明、議案調査	20
○議案第7号の上程、説明、議案調査	22

○議案第 8 号の上程、説明、議案調査	25
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	26
○議案第 10 号の上程、説明、議案調査	28
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	29
○議案第 2 号の上程、説明、議案調査	36
○議案第 3 号の上程、説明、議案調査	37
○議案第 11 号の上程、説明、議案調査	38
○議案第 12 号の上程、説明、議案調査	39
○議案第 13 号の上程、説明、議案調査	40
○議案第 14 号の上程、説明、議案調査	43
○議案第 15 号の上程、説明、議案調査	44
○散会の宣告	46

第 2 号 (6月13日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	48
○出席議員	48
○欠席議員	48
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
○職務のため出席した者	48
○開議の宣告	49
○議事日程の報告	49
○議案第 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	49
○議案第 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第 6 号の訂正理由説明、質疑、自由討議、討論、採決	51
○議案第 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	55
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	56

○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第 1 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	66
○議案第 1 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	68
○議案第 1 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	69
○議案第 1 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	75
○議案第 1 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	76
○請願書の委員会審査報告	76
○委員会報告について	78
○閉会中の継続審査（調査）事件について	82
○町政一般質問	83
青 柳 はるみ 君	83
根 津 光 儀 君	91
竹 渕 博 行 君	100
山 田 信 行 君	108
茂 木 恒 二 君	114
○延会について	123
○延会の宣告	123

第 3 号 （6 月 1 4 日）

○議事日程	125
○本日の会議に付した事件	125
○出席議員	125
○欠席議員	125
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	125
○職務のため出席した者	126
○開議の宣告	127
○議事日程の報告	127
○町政一般質問	127

須崎幸一君	127
金澤敏君	136
里見武男君	146
佐藤聡一君	154
重野能之君	168
○町長挨拶	176
○議長挨拶	177
○閉会の宣告	177
○署名議員	179

平成30年 6 月 5 日（火曜日）

（第 1 号）

平成30年東吾妻町議会第2回定例会

議 事 日 程（第1号）

平成30年6月5日（火）午前10時開会

- 第 1 議席の指定及び変更について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議員派遣の件について
- 第 6 選挙第 1 号 東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 同意第 1 号 東吾妻町監査委員の選任について
- 第 9 同意第 2 号 東吾妻町教育委員会教育長の任命について
- 第10 同意第 3 号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第11 同意第 4 号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 同意第 5 号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 同意第 6 号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 同意第 7 号 東吾妻町公平委員会委員の選任について
- 第15 同意第 8 号 東吾妻町公平委員会委員の選任について
- 第16 同意第 9 号 東吾妻町公平委員会委員の選任について
- 第17 報告第 1 号 平成29年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第18 議案第 4 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 5 号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第 6 号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例について
- 第21 議案第 7 号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第22 議案第 8 号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例について

- 第23 議案第 9号 東吾妻町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第10号 東吾妻町貸スキー使用料条例を廃止する条例について
- 第25 議案第 1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第 2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第 3号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第11号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 第29 議案第12号 物品購入契約の締結について（新基準消防団活動服購入）
- 第30 議案第13号 東吾妻町地球温暖化対策実行計画について
- 第31 議案第14号 東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定について
- 第32 議案第15号 工事請負契約の変更締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	浦野政衛君	2番	高橋徳樹君
3番	里見武男君	4番	小林光一君
5番	重野能之君	6番	竹渕博行君
7番	佐藤聡一君	8番	根津光儀君
9番	樹下啓示君	10番	山田信行君
11番	茂木恒二君	12番	金澤敏君
13番	青柳はるみ君	14番	須崎幸一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君

保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	三 枝 仁 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀 込 恒 弘	議会事務局 補 佐	水 出 淳
議会事務局 補 佐	高 橋 智恵子		

◎議長挨拶

○議長（浦野政衛君） 皆様、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、4月15日執行の議会議員補欠選挙を経て、高橋徳樹議員を加えての新しい議会体制で臨む定例会となります。

議会基本条例にもうたわれておりますとおり、議会及び議員の使命と責任を強く自覚した上で、政策決定及び事務執行について監視、評価を行うとともに、政策立案と政策提言を行いながら、豊かな町づくりのために限らない努力を続け、町民の負託に応えることができるよう、議員各位におかれましては一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、同日に執行された町長選挙においては、中澤町長が3度目の当選を果たされ、引き続き町政運営の重責を担われることとなりました。

第2次総合計画に掲げられた町が目指す将来像である「住民が誇りを持って暮らすまち ～ 東吾妻 きみと あなたと ～」の実現に向けて、議会とも協働する中で、町長の指導力・決断力を遺憾なく発揮されることをご期待を申し上げます。

さて、本日ここに平成30年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき、開会できますことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会では、選挙管理委員及び補充員の選挙を初め、執行部からは人事案件、条例、平成30年度補正予算案、その他の議案など多くの重要案件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

会期中、町長を初め執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくくださいますよう、あわせてお願いを申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（浦野政衛君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成30年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

水無月を迎え、各地で田植えもあらかた終わり、梅雨を迎える季節となりました。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開会できますことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

去る4月15日の町長選におきまして、町民皆様の厚き信任を賜り、私にとって3期目の町政の任についております。本年度も庁舎建設、保育所建設等、大型事業が進んでおります。議会との連携を深める中で、私たちの子、孫、ひ孫が誇りを持って暮らしていける東吾妻町をつくるため、職員の力を引き出しながら全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

世界情勢は、今月にも非核化のための歴史的な米朝首脳会談が開かれようとしており、今後の行方が注目をされます。国においては、森友学園の国有地取引が昨年来問題となっており、加計学園の獣医学部設置の問題も引きずっております。また、スポーツにおいても、悪質な反則行為があり、大学のアメリカンフットボールはもめにもめており、国内外は非常に混乱をしておるよう見られます。

さて、本定例会では、人権擁護委員の推薦など人事案件で10件、条例関係で東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてなど7件、予算関係では平成30年度一般会計予算など3件、報告関係1件、その他5件、合わせて26件を予定させていただきました。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（浦野政衛君） ただいまより平成30年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時06分）

◎議事日程の報告

○議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議席の指定及び変更について

○議長（浦野政衛君） 日程第1、議席の指定及び変更についてを議題といたします。

議席は会議規則第4条の規定により、議長において指定及び変更したいと思います。

2番、高橋徳樹議員、3番、里見武男議員、4番、小林光一議員、5番、重野能之議員、6番、竹淵博行議員、7番、佐藤聡一議員、8番、根津光儀議員、9番、樹下啓示議員、10番、山田信行議員、11番、茂木恒二議員、12番、金澤敏議員、13番、青柳はるみ議員、14番、須崎幸一議員、以上のとおり議席を指定及び変更いたします。

なお、去る4月20日に、2番、高橋徳樹議員の所属委員会については、委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、議長において文教厚生常任委員会、行財政改革推進特別委員会、地方創生調査特別委員会を指定いたしましたので、おつなぎをさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（浦野政衛君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、12番、金澤敏議員、13番、青柳はるみ議員、14番、須崎幸一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（浦野政衛君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間とし、その日程をお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認め、会期は10日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、あす6月6日正午までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には、従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後も、より一層皆さんにご協力をいただき、単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案調査の段階でただせるものや質問者の要望を述べるものなど、一般質問の内容として適当でないものを避け、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外であったり、適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願いを申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（浦野政衛君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんいただき、議会活動、または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長より東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧が提出されましたので、あわせ

て配付してありますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（浦野政衛君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告いたします。

去る5月9日に開催されました当町議会主催の新議員研修会について、2番、高橋徳樹議員より報告をお願いします。

2番、高橋徳樹議員。

（2番 高橋徳樹君 登壇）

○2番（高橋徳樹君） おはようございます。

それでは、新議員研修につきまして、高橋からご報告させていただきます。

研修は5月9日、役場内で行われました。冒頭、議長より議員の心構え、また激励をいただきました。その後、11人の課長また議会の事務局長より、それぞれの各課の業務の概況説明並びにそれぞれ各課が抱える、内包する課題につきまして説明をいただきました。

今般、非常に限られた日程で、なかなか予算の内容までは入ることはできませんでしたけれども、それぞれ課長の皆様から丁寧な説明をいただき、また今回、それぞれ管理職の皆様の顔を知ることができまして、非常にいい機会をいただきましてありがとうございました。

また、今回の研修を通じまして感じましたことは、改めて町行政の業務内容の幅の広さといえますか、間口の広さというものを感じたとともに、今後、新人議員といたしまして、やはり改めて、今後、町民の皆様、住民の皆様の視点に立って、日々精進を重ねて、さらにその業務の範囲の内容を理解を深めていき、東吾妻町の活性化のために、また町づくりのために貢献していきたいという思いを改めて強く感じた次第でございます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、研修の報告とさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 以上で、高橋徳樹議員の報告を終わります。

次に、6月25日開催、群馬県町村議会議長会主催の新議員研修会については、会議規則第

127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎選挙第1号

○議長（浦野政衛君） 日程第6、選挙第1号 東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員については、お手元に配付のとおり、佐藤弘さん、塚田茂さん、小池勝良さん、黒岩進さんの4名を指名し、補充員については、第1順位、茂木信也さん、第2順位、片貝徳行さん、第3順位、町田博史さん、第4順位、浅見美彦さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浦野政衛君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員には、ただいま指名いたしました佐藤弘さん、塚田茂さん、小池勝良さん、黒岩進さん、以上の皆さんが当選されました。

また、補充員には、第1順位の茂木信也さん、第2順位の片貝徳行さん、第3順位の町田博史さん、第4順位の浅見美彦さん、以上の皆さんが当選されました。

以上で、東吾妻町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長(浦野政衛君) 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では5名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、平成30年9月30日をもって1名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より後任候補の推薦依頼がありました。

人権擁護委員候補者は、地域住民の中から人格、識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、今回、須賀尾在住の轟馨さんに打診したところ、候補者としての内諾を得られました。

轟さんは、町職員としての行政経験が43年あり、その間、ダム対策課長、産業課長、事業課長などを歴任され、年齢は新任候補者として可能な68歳以下であります。

町としては、轟さんが人権擁護委員候補者の基準条件を満たし、適任者と考えておりますので、推薦に当たり議会の意見を賜りたくご諮問申し上げます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第8、同意第1号 東吾妻町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町監査委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員は、町長が議会の議決を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理等にすぐれた識見を有する者及び議員の中からそれぞれ1名選任することとなっており、任期は4年と規定されております。

このたび、識見委員の角田隆紀さんが6月30日をもって任期満了になりました。引き続き角田隆紀さんをお願いしたいと考えております。

角田さんは長年群馬県職員として勤務され、人格・識見とも適任と考えておりますので、ご同意いただければ7月1日付で選任する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第9、同意第2号 東吾妻町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号 東吾妻町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長は、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は3年と定められております。教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしております。

現在、教育長としてお世話になっております小林靖能さんが6月20日をもって任期満了となります。小林さんにおかれましては、人格・識見ともに適任と考えており、教育関係の知識は豊富で、また、教育長としての経験を生かして今後も教育行政の運営に取り組んでいただきたいと思います。

なお、ご同意いただければ、6月21日付で任命する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第10、同意第3号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第3号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び教育に関し識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年と定められております。

現在、教育委員としてお世話になっております三枝厚子さんが6月20日をもって任期満了となります。今般、富澤渉さんを任命したいと思いますので、ご同意をお願いする次第でございます。

富澤さんは、昭和52年4月に県立万場高等学校を皮切りに、平成27年3月、県立高崎工業高校副校長を最後に退職されるまで38年間教職員として奉職をされました。また、平成

13年4月から平成21年3月まで群馬県高等学校野球連盟理事長を務め、現在は全国高等学校野球選手権大会の本部委員も務められております。富澤さんは、人格・識見ともに適任と考えており、豊富な知識と経験を生かして教育行政の運営に取り組んでいただきたいと思います。

なお、ご同意いただければ、6月21日付で任命する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第4号～同意第6号の一括上程、説明、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第11、同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第12、同意第5号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第13、同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任についての計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第4号、同意第5号、同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された評価等の事項について納税義務者の不服を審査、決定をするため、また固定資産税の運営の適正、公平を期する見地から選任するもので、独立の機関として設置することとなっております。地方税法により定員は3名で任期は3年と規定されております。

山崎孝利さんは平成15年12月から、佐藤勉さんにつきましては平成21年7月から、飯塚理さんについては弁護士であり、平成13年5月から固定資産評価審査委員会委員の職務に長く従事しておりますので、適任と考えております。

なお、ご同意いただければ、7月1日付で選任する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

最初に、同意第4号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第5号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第6号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第7号～同意第9号の一括上程、説明、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第14、同意第7号 東吾妻町公平委員会委員の選任について、日程第15、同意第8号 東吾妻町公平委員会委員の選任について及び日程第16、同意第9号 東吾妻町公平委員会委員の選任についての計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第7号、同意第8号、同意第9号 東吾妻町公平委員会委員の選任につきましては、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、地方公務員法に基づいて設置をされる機関であります。地方公務員法により、公平委員会の定数は3人で任期は4年と規定されており、6月30日をもって任期満了となります。

高橋豊さんは、平成13年から旧吾妻町の委員を務めていただいております、再任をお願いする方であります。長年裁判所で書記官として勤務され、委員としての経験も豊富な方でございます。

朝比奈浄真さんは、平成26年から委員を務めていただいております、再任をお願いする方です。朝比奈さんは長年群馬県職員として勤務され、退職後は三福寺住職をされております。

唐澤忠雄さんは、今回初めてお願いする方です。長年旧東村職員として勤務された後、東村教育長を務め、合併後は平成18年から平成22年まで東吾妻町教育委員を務められております。

3名の方とも人格・識見とも適任と考えておりますので、ご同意をいただければ7月1日付で選任する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を

行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浦野政衛君) 異議なしと認めます。

最初に、同意第7号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第7号 東吾妻町公平委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(浦野政衛君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第8号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第8号 東吾妻町公平委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(浦野政衛君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第9号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第9号 東吾妻町公平委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(浦野政衛君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(浦野政衛君) 日程第17、報告第1号 平成29年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 平成29年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、平成29年度中の補正予算において議決いただきました繰越明許費補正の計算書で、合計13事業がございます。一覧のとおり、繰越事業費の繰越額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、本件の報告を終了いたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第18、議案第4号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により教育委員長制度が廃止されることに伴い、委員長を削り、教育長職務代理者に改めるものであります。また、新たにおらがまちづくりプロジェクト委員会委員を加えるものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） おはようございます。お世話になります。

先ほど町長が申し上げました改正でございますが、平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長ですが、置くこととされました。平成27年当時は、現教育長の任期の残りが3年あり、改正をせず教育長の任期満了まで従前の例により在職できることとされておりました。今回、教育長の任期が満了することから、条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただければと思います。

別表の改正前の委員長が廃止されます。改正後は、教育委員会になるところですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条によりまして、あらかじめ教育長職務代理者を指名することとなっております。ですから今回、教育委員の一人をあらかじめ教育長職務代理者に定める改正でございます。

また、今回まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を実施するため、東吾妻町おらがまちづくりプロジェクト委員会を設置し、規程を作成しました。その委員さんの報酬を新たに追加いたしました。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第19、議案第5号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容につきましては、条例の題名は一般的に法令等の名称を引用して定められますが、当条例は名称が非常に長く、住民に対してもわかりにくいものとなっているため、改正を行うものであります。また、字句の改正を行うものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 今回の改正につきましては、町長が申し上げましたとおり、条例の名称が非常に長く、住民に対してわかりにくいものとなっております。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前は、題名に法令等の名称を使用し、題名の半分以上になっており、非常にわかりにくいものとなっております。そこで、引用の法律名称を除き、題名を短くする改正でございます。

また、第4条第1項の表中の事務の名称も、第3項の表中の表記と同じため非常に長く、第1項の1町長については福祉医療関係事務として、2の教育委員会については就学援助事務とするものです。その結果、下の第3項の表中の利用事務の表記が福祉医療関係事務と就学援助事務となり、わかりやすくなるものでございます。

また、第5条については、字句の改正を行うものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、質疑、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第20、議案第6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましましては、夫婦互いに助け合い、長年にわたり苦楽をともにされてきた金婚夫婦等を祝福し、もって高齢者の福祉を増進するために制定するものでございます。

詳細につきましましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の条例制定につきましましては、町長提案理由のとおりでありまして、金婚等を迎えたご夫婦をお祝いし、高齢者福祉の増進を図るため、制定するものでございます。

それでは、裏面の条文をごらんいただきたいと思います。

第1条は目的で、東吾妻町に住所を有し、結婚50年、60年または70年を迎えた夫婦を祝福し、高齢者の福祉を増進することを目的としております。

第2条は対象者でございます。平成30年4月1日以降において、結婚50年、60年、70年を迎え、1年以上居住している夫婦が対象となります。

第3条は申し出で、事前に対象者を把握することができませんので、対象となるご夫婦に申し出をしていただくこととするものでございます。

第4条は対象者の決定、第5条は慶祝を行う時期で、毎年8月31日までに決定し、9月に実施するというものでございます。

第6条は慶祝の方法で、記念品を授与して行うものでございます。

第7条は委任の規定でございます。

なお、施行期日は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

なお、経過措置としまして、平成30年度に限り、結婚70年を超えているご夫婦も対象と

するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第21、議案第7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴い、条例改正の必要が生じたため行うものでございます。

主な改正内容は、給与所得控除、公的年金控除から基礎控除への振りかえ、わがまち特例の追加、たばこ税の見直しに伴う規定の整備等でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） お世話になります。

今回の改正は、施行日等の違いから、第1条から第6条までの6条立てになっております。

第6条は一部改正の一部改正でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表の第1条をごらんください。

ページで言いますと、1ページから3ページになります。

本則第23条から第48条までの改正は給与所得控除、公的年金控除から基礎控除への振りかえということで、給与、公的年金の控除額を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げるもので、これにより個人住民税の基礎控除額は、現行33万円から43万円となるものでございます。

これに伴い、第24条では、町民税の非課税の範囲ということで、障害者、未成年者、寡婦の非課税の範囲が現行125万円から135万円となり、均等割の非課税の範囲が現行28万円から38万円となるものでございます。

次に、第34条では、所得控除の見直しということで、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者は、基礎控除及び調整控除の適用はなしとするものでございます。

次に、第36条では、公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申請書の提出を不要とするものでございます。

次の第48条では、法人の電子申告義務化に伴う規定の整備でございます。

次に、4ページから7ページになりますが、本則第92条から第98条までの改正は、たばこ税の見直しに伴うものでございます。

改正内容といたしましては、たばこ税率の引き上げということで、国と地方のたばこ税の配分を1対1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。

もう1点は、加熱式たばこの課税方式の見直しということで、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこと区分を創設し、紙巻きたばこの本数への換算方法を重量と価格を紙巻きたばこ本数に換算する方法とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するというものでございます。

次に、ページで言いますと8ページになります。

次の附則第5条では、所得割非課税限度額の引き上げということで、現行35万円が45万円になる規定を、次の附則第10条の2では、法附則第15条の改正に伴う項ずれ及び項の追加で、追加される第26項は、生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置に伴う改正でございます。

次に、9ページになります。

附則第17条の2では、租税特別措置法改正に伴う条ずれを示しています。

次に、10ページとなります。

第2条をごらんください。

加熱式たばこの新課税方式の段階的移行の2回目で、旧課税方式により換算した紙巻きたばこの本数に0.6を乗じた本数及び新課税方式により換算した紙巻きたばこの本数に0.4を乗じた本数の合計数とする規定でございます。

次の第10条の2では、法附則第15条第43項の削除に伴う項ずれでございます。

次に、ページで11ページをごらんください。

第3条をごらんください。

加熱式たばこの段階的移行の3回目で、旧課税方式により換算した紙巻きたばこの本数に0.4を乗じた本数及び新課税方式により換算した紙巻きたばこの本数に0.6を乗じた本数の合計数とするものでございます。これは、たばこ税の税率引き上げ3段階目の第2回目で、5,692円を6,122円、これは1,000本当たりでございます、に改める規定でございます。

次に、12ページをごらんください。

第4条でございます。

加熱式たばこの段階的移行の第4回目で、旧課税方式に換算した紙巻きたばこの本数に0.2を乗じた本数及び新課税方式により換算した紙巻きたばこの本数に0.8を乗じた本数の合計数とするものでございます。これもたばこ税の引き上げの3段階の3回目で、1,000本当たり6,122円を6,552円に改める規定でございます。

次に、第5条をごらんください。

ページで言いますと、13ページになります。

加熱式たばこの段階的移行の5回目で、新課税方式に完全移行となる規定の整備でございます。

次に、15ページ、第6条をごらんください。

東吾妻町税条例の一部改正の一部改正でございます。平成27年の改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するもの、及び一般品のたばこ税率の引き上げの第1回目が平成30年10月1日に実施されるため、旧3級品たばこ税率の引き上げに係る手持品課税の税率が変更となる規定でございます。

次に、改め文の附則でございます。

これで言いますと、改め文の3枚目の附則でございます。

第1条では施行期日を、第2条では町民税に係る経過措置を、第3条では固定資産税に関

する経過措置を、第4条では改正前の地方税法附則第15条第43項の経過措置を、第5条及び第8条及び第10条では町たばこ税に関する経過措置を、第6条、第9条、第11条では手持品課税に係る町たばこ税を、第7条では手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置を規定しています。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩といたします。

11時10分まで休憩といたします。

（午前10時59分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第22、議案第8号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

いわびつ体験農園につきましては、議会や監査委員からも、あり方について指摘をされており、町でも当該施設の有効活用を検討してまいりました。

このたび、東吾妻町公共施設のあり方検討委員会へ、いわびつ体験農園の指定管理者制度

への移行について諮問したところ、本施設のあり方として、指定管理者制度への移行については適当であるという答申をいただきました。この答申を受けまして、いわびつ体験農園を指定管理者に行わせることができるよう改正するものでございます。あわせて使用料につきましても、区画の面積に応じて改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） 議案第8号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

条例の一部改正の趣旨は、ただいま町長よりの説明のとおりでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第4条では、指定管理者による管理を規定しています。第2項では、指定管理者が行う業務を5号にわたり規定をし、第4項では、個人情報の適正な取り扱いを規定しております。

第6条では使用料を規定し、第1項では現行2,000円としていました使用料を、次ページ、別表のとおり、面積の大きさを考慮し改正するものでございます。

次のページの、いわびつ体験農園案内図をごらんください。

図面中央の駐車場左側から約55平米に分割し、畑1番から43番とし2,500円、畑44番、約750平米につきましては9,000円、また図面右側3区画の田、45番から47番を8,000円に改め、第2項では使用料の還付を規定し、第3項では体験農園を指定管理者に行わせる場合に、第1項の使用料を当該指定管理者の収入として収受させることを規定しています。

なお、施行日は平成30年7月1日を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第23、議案第9号 東吾妻町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただくこの議案は、根拠となります上位法のスポーツ振興法がスポーツ基本法に改正をされたのに伴います改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お世話になります。

詳細について説明させていただきます。

議案第9号につきましては、スポーツ振興審議会の設置根拠となっておりましたスポーツ振興法がスポーツ基本法に改正され、それに伴い、町の条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、条例名を東吾妻町スポーツ振興審議会条例から東吾妻町スポーツ推進審議会条例に改め、第1条の設置の根拠を改正後の法律の条文に合わせます。

第2条では、町の審議会の名称を法律の名称に沿った名称にいたします。

次に、議案書を戻って左側になりますけれども、中段に附則がございますのでごらんください。

第1項は施行日です。

第2項は経過措置の規定で、現在スポーツ振興審議会に委嘱されている委員は、任期中、改正後のスポーツ推進審議会の規定により委嘱されているものとみなします。

第3項は、報酬条例に規定されております職名を改めるものでございます。この関係は、議案書の最後の新旧対照表にございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第24、議案第10号 東吾妻町貸スキー使用料条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町貸スキー使用料条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただくこの議案は、町の貸スキーの廃止に伴います条例の廃止でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 詳細について説明させていただきます。

この貸スキー事業は、町民の健康維持、体力の増進、スキー技術の向上等を目的として実施してまいりました。実施に当たっては体育協会、現在はスポーツ協会ですが、スキー部の方々に整備等で多大な尽力をいただいております。ただし、近年は用具の傷みもひどく、平成23年度末をもって貸し出しを中止しておりました。今後も貸し出しの再開予定はなく、スキー関連の備品を処分し、使用料条例も廃止させていただきたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第25、議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,845万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億4,747万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費補正が主な内容でございますが、その他といたしまして、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費において追加事業等が計上されております。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

最初に第1条ですが、今回の補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,845万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ82億4,747万1,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正です。

第3条は、地方債の補正です。

次に、詳細についてご説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表につきまして、債務負担行為の追加でございます。いわびつ体験農園指定管理料として、2019年度から20年度までの2年間、限度額100万円を追加するものでございます。

第3表は、地方債の変更になります。過疎債を活用した道路整備事業の限度額1億4,950万円を、町道大沢・長藤線舗装改修工事の追加によりまして、1億6,150万円に変更するお願いでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

事項別明細書により歳入の説明をさせていただきます。

12款1項4目土木費負担金でございますが、300万円の追加です。先ほど地方債の変更で申し上げました町道大沢・長藤線舗装改修工事に伴い、高崎市が2割負担するものでございます。

次に、13款1項4目農林使用料、いわびつ体験農園使用料として1万8,000円の追加でございます。

15款3項1目総務費委託金385万4,000円の追加でございます。内訳は、還付金支払いに伴いまして、県負担分を県税徴収取扱費交付金として384万1,000円の追加でございます。また、経済センサス基礎調査委託金として1万3,000円の追加でございます。

18款1項2目財政調整基金繰入金41万3,000円を減額するものでございます。

21款1項4目土木債ですが、町道大沢・長藤線舗装改修工事に伴いまして、過疎債として道路整備事業債1,200万円を起すものでございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、歳出について説明させていただきます。

まず、各課にわたる人件費につきましては、本年4月1日付人事異動によるものと給与改定所要額が主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費でございますが、異動及び給与改定所要額に伴います人件費の減額でございます。

2款1項1目につきましても、同じく人件費の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、9目企画費でございますが、75万6,000円の追加で

ございます。定住促進事業として、地方創生関係の広告、新聞1面分になりますけれども、その広告料の54万円でございます。

ふるさと応援寄附金事業としまして21万6,000円の追加、食によるまちおこし事業として委員報酬18万円、次ページにいきまして、その事業の委託料の18万円の減額となります。

次に、10目の運輸対策費でございますが、257万6,000円の減額でございます。JR群馬原町駅の有人化対策として当初予算を組みましたが、観光費のほうから観光協会へ支払うということで予算を振りかえるものでございます。ここで減額した分を、7款1項3目の観光費で追加をいたします。また、駅舎の電気料につきましては、町で支払いをする契約となっておりますので、光熱水費として18万円の追加でございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、2款1項11目支所費でございます。先に、改善センターの管理事業の壁雨漏り修繕工事のお願いでございます。壁の雨漏りがひどく、緊急な修繕工事が必要になったことに伴います追加のお願いでございます。

支所管理事業の屋根防水塗装工事でございますが、当初予算で予算をお認めいただきましたが、壁面のタイルの修繕工事が追加の必要になるため、改めて31年度当初予算でお願いしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、14目電算業務費でございます。Windows 10に対応するための委託料ということで、今回75万円の追加のお願いでございます。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、17目地域活性化対策費400万円の追加のお願いでございます。これは、本年度から新規事業といたしまして、定住促進事業住宅取得補助金を取り組んでおりますが、既に4件の申請がございまして、その後の問い合わせもあることから、所要見込み額400万円の追加のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） 続きまして、2款2項1目税務総務費でございますが、人事異動及び給与改定に伴う319万5,000円の減額でございます。

2 目の賦課徴収費では、還付金及び還付加算金の600万円の追加のお願いでございます。
これは株式等の譲渡損失に伴う還付金の不足によるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、続きまして、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費607万
1,000円の減額のお願いでございます。人事異動及び給与改定に伴う職員人件費でございま
す。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、2 款 5 項 2 目統計調査費でございます。商業統計・
経済センサス基礎調査といたしまして、消耗品費と通信運搬費ということで1 万3,000円の
追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

それでは、7 項 1 目ダム対策総務費でございます。合計いたしまして、400万5,000円の
減額のお願いでございます。内訳としましては、4 月 1 日の人事異動に伴う部分、また所要
額の減に伴うダム対策係 1 名分の費用でございます。

次ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

事業旅費追加 4 万5,000円でございますが、名勝吾妻峡の現状変更協議を行うための事業
旅費 4 万5,000円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、2 款 8 項 1 目岩櫃ふれあいの郷総務費827万
1,000円の減額のお願いでございます。これは、人事異動等に伴う職員人件費の減額の願
いでございます。

次に、3 目道の駅管理事業200万円の追加及び次の 4 目桔梗館管理費の100万円の追加の
お願いでございます。これは、町有日帰り温泉の 2 施設におきまして、70歳以上の町民の方
を対象としまして、温泉を楽しんでもらい、心身ともにリフレッシュいただき、健康の維持、
増進を図っていただく事業を行うものでございます。これには優待券を発行しまして、取り

扱った件数に応じて、町から各施設に精算金をお支払いする一連の業務の取扱事務委託料の追加のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、3款の民生費でございます。1項1目の社会福祉総務費422万2,000円の追加のお願いでございます。人事異動に伴う人件費の増額でございます。

11ページをお願いします。

1項4目老人福祉費213万8,000円の追加のお願いでございます。老人福祉事業では新規事業として議案を上程しております東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例に係る慶祝事業としまして、記念品費100万円の追加のお願いでございます。

次に、繰出金では97万2,000円の追加のお願いでございます。介護保険制度改正に伴うシステム改修として、一般会計からの繰出金でございます。

次に、地域包括支援センター事業では16万6,000円の追加のお願いでございます。地域包括支援センター職員の給与改定に伴う人件費の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 続きまして、6目国民健康保険費288万1,000円の追加のお願いでございます。人事異動に伴います職員人件費並びに高額療養費制度の見直しに伴う国保システム改修業務委託料でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 同じく11ページ、2項児童福祉費、2目保育所費でございますが、1,654万5,000円の減額のお願いでございます。人事異動等に伴います人件費の減額です。

3款民生費については、以上です。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、12ページ、4款の衛生費をお願いいたします。

1項1目の保健衛生総務費では、保健総務費729万9,000円の減額でございます。保健センター職員の人件費の減額でございます。

次の国民健康保険特別会計施設勘定繰出金55万5,000円の減額は、後ほど本特別会計で説

明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

そうすれば、12ページ、6款1項1目の農業委員会費でございます。24万8,000円の追加のお願いでございます。2節給料から4節共済費まで、一般職員2名分の異動及び給与改定所要額による補正でございます。

続きまして、2目農業総務費では、286万3,000円の追加のお願いでございます。2節給料から7節賃金まで、一般職員12名分の異動及び給与改定所要額による補正及び臨時職員に要する経費でございます。

続きまして、13ページ、3目農業振興費、いわびつ体験農園事業でございます。3カ月間の管理に要する追加がございますが、指定管理を7月から予定をしているため、1万2,000円の減額となります。

続きまして、6款2項1目の林業振興費では、地域おこし協力隊事業の287万3,000円の追加のお願いでございます。4節の共済費から19節の負担金、補助及び交付金まで、地域おこし協力隊に要する経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、14ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費874万7,000円の追加のお願いでございます。これは、人事異動に伴う職員人件費等の追加のお願いでございます。

次に、3目観光費525万6,000円の追加のお願いでございます。観光管理費の町観光協会補助金275万6,000円の追加のお願いは、先ほど企画課長のほうから説明がございましたとおり、企画課所管の鉄道対策事業に予算計上されている群馬原町駅駅舎対策業務を町観光協会にお願いしておりますので、これを減額しまして観光管理費、町観光協会補助金として支出するための追加のお願いでございます。

真田丸継承事業の町ゆかりの家老トークショー委託料250万円の追加のお願いは、大河ドラマ等に出演している町にゆかりのある方を招聘し、トークショー等のイベントを開催するための費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

8款1項1目道路橋りょう総務費でございます。445万3,000円の追加のお願いでございます。人事異動に伴います建設課ダム対策係を除く建設課15名分の人件費、給与改定所要額等でございます。

次に、2目道路維持費1,500万円の追加のお願いでございます。先ほど、歳入のところで企画課長のほうからございました高崎市との境界、両市町をまたがる町道大沢・長藤線、4年ほど前から高崎市倉渕支所と協議を進めてまいりましたが、今回、高崎市のほうの同意がいただけた、また、昭和46年、47年に当時道路改良を行った際に、当時の倉渕村が負担していただきました2割を継承し、工事を負担するというものでございます。

なお、高崎市が負担をする部分については、高崎市の行政内の部分の工事の2割ということになります。

15ページ、8款3項3目住宅管理費でございます。これにつきましては、空家除却費補助金10件分ということで追加のお願いでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 同じく15ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございますが、22万5,000円の追加のお願いでございます。人事異動等に伴うものでございます。

なお、時間外勤務手当につきましては、こども園開設、保育所建設を初め施設整備、また年度当初の事務増によりまして、追加をお願いいたします。

5目給食センター運営管理費は、834万1,000円の減額のお願いでございます。人事異動等に伴うものになります。

16ページ、2項小学校費、1目学校管理費では、81万6,000円の追加のお願いでございます。15節工事請負費につきましては、校内放送設備の入れかえに伴うものです。消防設備の点検で指摘を受け、早急に更新を予定しています。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費では、94万2,000円の追加のお願いでございます。こちらも消防設備の点検で指摘を受け、放送設備の更新を予定しています。

4項こども園費、1目こども園管理費では、1,873万円の追加のお願いでございます。人事異動等に伴う人件費の増額でございます。

17ページ、5項社会教育費、2目公民館費では、436万6,000円の追加のお願いござい

ます。こちらも人事異動に伴う変更になります。主に任用の形態が再任用職員から非常勤職員となったものです。

10款教育費関係は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第26、議案第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、まず、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億268万5,000円とするものでございます。

次に、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ55万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億119万2,000円とするものでございます。主な内容につきましては、高額療養費制度の見直しに伴う国民健康保険システム改修業務委託料と、定期異動に伴う人件費の変更によるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国保特別会計の補正について説明申し上げます。

まず、2ページをお願いいたします。

まず第1表、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加するものでございま

す。

施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ55万5,000円を減額するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入からとなりますが、5款1項1目特別調整交付金30万円の追加と7款1項1目一般会計繰入金34万8,000円の追加です。調整交付金は、高額医療費制度の見直しに伴う国保システム改修に対する交付金でございます。

次に、歳出ですが、1款1項1目の委託料で高額医療費制度の見直しに伴う国保システム改修業務委託料となります。

次の5ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費55万5,000円の減額でございます。人事異動に伴う職員人件費でございます。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第27、議案第3号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ194万4,000円を追加して、歳入歳出それぞれ16億7,385万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款2項4目の介護保険事業費補助金97万2,000円の追加は、介護保険システム改修に対する国庫補助金でございます。

続きまして、7款1項5目の事務費繰入金につきましても、システム改修に係る一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、介護保険システム改修委託料194万4,000円をお願いするものでございます。これは、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第28、議案第11号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第2分団第1部の消防ポンプ自動車の取得について、ご審議願うものでございます。同分団の消防ポンプ自動車は、平成9年9月に初年度登録をし、20年が経過をしております。そのため老朽化が進み、適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため、更新するものでございます。

購入につきましては、団本部役員及び第2分団関係者と協議を重ね、仕様書を作成したも

のでございます。

昨年度、第1分団第2部に配備した消防ポンプ自動車と同型のCD1型の購入でございます。消防機械器具を扱う3社より見積もり合わせを執行し、前橋市にあります株式会社佐藤工業所と2,450万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 今回の契約は、先ほど町長が申し上げたとおり、東吾妻町消防団第2分団第1部の消防ポンプ自動車の購入のご審議を願うものでございます。

第2分団第1部の詰所は、植栗地区にございます。町では、各分団に16台あります消防車の更新を年次的に進めております。消防車の更新は原則20年、小型積載車は18年で、総合計画に盛り込み、更新を予定しております。

議会の議決をいただければ、佐藤工業所と契約をし、年末までに納入していただく予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第29、議案第12号 物品購入契約の締結について（新基準消防団活動服購入）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、東吾妻町消防団新基準活動服の購入について、ご審議願うものでございます。
東吾妻町消防団員は、定員が333名であります。現在、各団員に貸与しております活動服は、平成18年3月の合併以前に旧町村で貸与していたものをそのまま使用し、その後は退団者の使い回しや、不足が生じたり、サイズが合わない場合には追加購入等をしてまいりましたが、年数の経過及び現行の活動服が数年で生産が終了するということもあり、新基準の活動服を購入し、団員へ貸与するものでございます。

購入につきましては、消防機械器具を扱う3社より見積もり合わせを執行し、高崎市にあります温井自動車工業株式会社と720万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 議案の1枚はぐってもらって、カタログをごらんいただきたいと思います。

今回購入する新基準活動服は、現行に比べオレンジ色が大幅に配色されておりまして、背面には反射材の団名を表示し、夜間でも識別が可能であるとともに、安全に作業が行えるものです。あわせて、消防団員としても一体感のある仕様となっております。

上着につきましては、ボタンを廃止したファスナー仕様で、出勤時の着衣が容易となっております。下衣、ズボンですが伸縮構造であり、ウエスト部分のゴム式アジャスターで、若干のサイズ変更にも対応可能な構造であります。また、生地には難燃性素材、燃えにくい素材が使用されております。消火活動の際には、団員の安全も確保できると考えております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第30、議案第13号 東吾妻町地球温暖化対策実行計画について

を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第13号 東吾妻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では、2014年度に2次計画となる東吾妻町地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス削減に取り組んでまいりました。しかしながら、2015年、C O P 21にてパリ協定が採択をされ、2016年に国が地球温暖化対策計画を策定、それに伴い大幅な削減目標が掲げられ、町としても対応が必要となり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、計画を策定するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長(片貝将美君) それでは、資料により説明をさせていただきます。

東吾妻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)をごらんいただきたいと思います。

では、1ページをお願いいたします。

計画の背景でございますが、2015年12月、C O P 21にてパリ協定が採択され、2016年5月には地球温暖化対策計画を策定し、2030年度までに2013年度比、温室効果ガス26%削減目標を掲げております。同時に、地方公共団体の事務事業が該当する業務その他部門は、2030年度までに2013年度比、温室効果ガス約40%削減する目標を掲げました。

町では、2014年度に第2次計画となる東吾妻町地球温暖化対策実行計画を策定し、職員による省エネ行動の徹底など、町の事務事業から温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、さらに、国内外における地球温暖化対策に対する社会的要請の変化を受け、明確な温室効果ガス削減ビジョンを全庁が共有し、ビジョン達成に向け、組織的かつ具体的に取り組んでいくための計画が必要となっていることから、このたび計画を改定することとしました。

2ページをお願いいたします。

計画の目的ですが、東吾妻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本町の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するため

の計画です。

計画の対象範囲は、町全ての事務事業及び出先機関、指定管理者制度により施設運営を外部委託している施設を対象範囲とします。

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類とします。

3ページをお願いいたします。

計画期間は、2018年度から2030年度の13年間とします。

続いて、4ページをお願いいたします。

基準年度における温室効果ガスの排出状況ですが、基準年度は国の地球温暖化対策実行計画との整合を図り、2013年度とします。基準年度における温室効果ガス排出量は、4,906トンCO₂です。

6ページをお願いいたします。

温室効果ガスの排出削減目標ですが、2030年度までに2013年度比で約38%削減を掲げました。

7ページをお願いいたします。

削減目標に向けた取り組みとなりますが、5つの取り組みを行います。職員全員が省エネに配慮した行動を実践。設置されている設備機器を効率よく運用。設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択。物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選択。再生可能エネルギーを活用。事務局は、削減目標やその取り組みの進行管理を図り、関係各所が円滑かつ確実に地球温暖化対策をできるよう支援します。

11ページをお願いいたします。

計画の推進になりますが、推進体制は、この図のとおり総括者を町長として、一般職員まで実行部門ということでお願いをして、図式で示しております。

12ページをお願いいたします。

進行管理につきましては、PDCAサイクルにより年度の取り組みの進行管理を行います。進捗状況の公表については、毎年、町のホームページ及び広報ひがしあがつまで公表する予定でございます。

13ページ以降は、参考資料です。

以上が、東吾妻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第31、議案第14号 東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

指定管理者の選定に当たりましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の候補者の選定の特例を適用させていただき、非公募として手続を進めてまいりました。

そして、東吾妻町指定管理者選定委員会に選定に係る諮問を2月19日に行い、3月1日に答申をいただきました。この答申に基づき、候補者を選定いたしましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207、株式会社フォレスト、代表取締役石田浩二でございます。

指定の期間は、平成30年7月1日から平成33年3月31日の2年9カ月でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） それでは、説明させていただきます。

指定管理者の選定に当たりましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する

条例第5条第3号の規定により、候補者の選定の特例を適用し、公募によらず指定管理者を選定し、東吾妻町指定管理者選定委員会に2月19日に諮問、3月1日に総合評価Aの適切な提案であり、候補者として評価できるとの答申をいただきました。

この答申に基づき、候補者を選定しましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207、株式会社フォレスト、代表取締役石田浩二でございます。

指定の期間は、平成30年7月1日から平成33年3月31日の2年9カ月でございます。

指定管理料でございますが、提案書の指定管理料見込み額では3年間で150万円ですが、土地の賃借料及び火災保険料につきましては町が払うということで協議を行い、差し引いた額103万8,000円が3年間の指定管理料となります。また、1年間ですと34万6,000円となります。30年度ですが、7月からの9カ月間のため25万9,500円と、現在、使用料として9区画の使用料1万8,000円の9カ月分、1万3,500円を合わせた額27万3,000円の指定管理料を予定しています。

よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第32、議案第15号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 工事請負契約の変更締結について、提案理由の説明を申し上げます。

寺澤橋の補修工事、工事請負契約は、昨年10月27日の第3回臨時会で議決いただき、工事を進めてまいりました。変更内容は、補修工事のための仮設工が減額となったことにより、5,201万2,800円の変更請負契約を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

それでは、5－40号橋（寺澤橋）の補修工事、工事請負契約の変更締結についてでございます。先ほど、町長からの提案理由にもございました、昨年10月に開催されました臨時会において議決をいただき、5,702万4,000円で契約を締結してきた工事でございます。

この橋梁につきましては、1級町道岩下・川中線、岩下地内寺澤橋、岩下地内の国道145号机踏切を越え、応永寺の前を過ぎた位置にある橋梁でございます。

資料といたしまして、1枚めくってもらって、A3判をごらんいただきたいと思います。

この工事内容については、当初契約のときと一切変わってございません。落橋防止または耐震補強という内容になってございます。

続きまして、変更する内容、先ほども町長のほうからお話をいただきまして、提案の中で申し上げましたが、仮設工のうち大型土のう、川の水の流れを安全に確保するために設置する計画が、渇水期に工事をするということで減になったということで、501万1,200円の減額ということでございます。

もう一度、1枚めくっていただきました工程表を見ていただきたいと思います。

現在も、おおむね順調に工事のほうは進んでおりますが、この後、舗装工事または伸縮装置の交換等によりまして、24時間の通行どめが7月上旬から3週間ぐらいの間、5日間、夜間も含めて通行どめになる可能性があるということで、できる限り、夜間については通行を確保したいというふうに考えておりますが、その部分で地元周知をしっかりとしながら、安全対策をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（浦野政衛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されますようお願いいたします。

なお、次の本会議は6月13日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時06分）

平成30年 6 月 13 日（水曜日）

（第 2 号）

平成30年東吾妻町議会第2回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成30年6月13日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 4号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 5号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例訂正の件
- 第 4 議案第 6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例について
- 第 5 議案第 7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 8号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 9号 東吾妻町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第10号 東吾妻町貸スキー使用料条例を廃止する条例について
- 第 9 議案第 1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 3号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第11号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 第13 議案第12号 物品購入契約の締結について（新基準消防団活動服購入）
- 第14 議案第13号 東吾妻町地球温暖化対策実行計画について
- 第15 議案第14号 東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定について
- 第16 議案第15号 工事請負契約の変更締結について
- 第17 請願書の委員会審査報告
- 第18 委員会報告について
- 第19 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第20 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	浦野政衛君	２番	高橋徳樹君
３番	里見武男君	４番	小林光一君
５番	重野能之君	６番	竹渕博行君
７番	佐藤聡一君	８番	根津光儀君
９番	樹下啓示君	１０番	山田信行君
１１番	茂木恒二君	１２番	金澤敏君
１３番	青柳はるみ君	１４番	須崎幸一君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	片貝将美君
税務課長	黒岩康茂君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	一場正貴君
会計課長兼 会計管理者	三枝仁君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局 補佐	水出淳
議会事務局 補佐	高橋智恵子		

◎開議の宣告

○議長（浦野政衛君） 皆様、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第１、議案第４号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る６月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第2、議案第5号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の訂正理由説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第3、議案第6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例訂正の件を議題といたします。

町長から議案第6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例訂正の理由の説明を求めます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、説明をさせていただきます。

6月5日の本会議に上程をさせていただきました、議案第6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例につきまして一部訂正をさせていただきたく、改めて提案理由の説明を申し上げます。

今回、訂正させていただく箇所は、第3条申し出でございまして、より町民の方にわかりやすい表現とするため、「前条に該当する夫婦は」の部分を「前条に該当し、慶祝を希望する夫婦は」に訂正させていただくものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、本件に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例訂正の件を許可することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第4、議案第6号 東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありましたが、ただいま訂正が許可されましたので、訂正後の条例案について質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、訂正後の案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第5、議案第7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第6、議案第8号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

4番、小林議員。

○4番（小林光一君） このいわびつ体験農園につきましては、以前は廃止するというようなこともちょっとございました。しかしながら、今回は一応町の直営から今度は指定管理にするという方針に変更したわけですが、3年後にこのまま継続するのではなくて、指定管理料などを含めて見直しをすると理解してよろしいでしょうか。ちょっと確認の意味で質問させていただきました。

○議長（浦野政衛君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） ただいまの予定ではございますが、3年間の指定管理を予定しております。ですから3年後、そのときに指定管理の業者さんと協議を行いまして、料金なりがなるべく下げるようなお話をしたり、また逆にどういうことをやっているのかということで、あくまでも3年間やって、またその後見直しを検討させていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 4番、小林議員。

○4番（小林光一君） 3年後に見直しをするというようなご回答だったと思います。ぜひ、民間のノウハウを入れて、そして町のためになることを期待いたしますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 回答はよろしいですか。

ほかに。

6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ただいま小林議員のほうからも質問ございましたけれども、3年後と言わず、これ1年1年の事業計画になっておりますので、当然ながらその決算等々を確認する上で、要するに指定管理をされる業者さんの事業計画に沿った形が1年間事業がきちっとできているかどうか、こういったものをきちっと1年ごとに確認していく。こういったことがちょっと足りなかったのかなというふうに思いますので、もう一度課長のほうからご答弁いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（浦野政衛君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） 会社のほうからなされております提案については、事業計画またその実績等について報告いただくことになっていきますので、年度の終わりというんですか、時期はちょっとはつきりまだ協議はしていませんけれども、恐らく年度が終わった段階で収入支出あるいはその事業計画に基づいて実際どれだけ利用されたのか等々については、議員がおっしゃるようチェックをして、こちらの言い方では指導というか、そのことをやっていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

ちょっとそのままお待ちください。

(起立多数)

○議長（浦野政衛君） 2番から11番まで。それと、13番から14番まで。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第7、議案第9号 東吾妻町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第8、議案第10号 東吾妻町貸スキー使用料条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第9、議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） 何点かお伺いしたいというふうに思います。

説明書の10ページになります。2 款総務費（事業費）の中の3 目、4 目の中に、事業費といたしまして高齢者優待券取扱委託料ということで、道の駅については200万円、桔梗館については100万円ということで計上してあるんだと思います。

基本的な趣旨は私も理解はしております。高齢者を敬う事業としては少しでも健康になっていただければという気持ち、また高齢者の方の町の日帰り温泉を利用していただき、リフレッシュをしていただき、健康増進に努めるということが趣旨だと聞いております。この考え方には当然ながら賛同したいというふうに考えておりますけれども、幾つかちょっとご質問させていただきたいというふうに思います。

まずは、70歳以上という形で線引きをした根拠は、ちょっとわからないので教えていただけますでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 70歳の根拠ですけれども、通常高齢者という方につきましては65歳というところがございますが、今回につきましては70歳ということで町民の方に先ほど議員がおっしゃられたように、町内の日帰り温泉を楽しんでいただいてリフレッシュしていただく、健康維持と増進に図っていきたい、その機会を提供したいというものでございます。70歳の根拠というところにつきましては特にございませんけれども、高齢の方を中心に、高齢の方を対象にということで、70歳とさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） ただいまの課長の説明ですと、今回は70以上、通常ですと65歳以上から老人と、世間一般的にはそういうふうに表現されるわけですが、今回は70歳以上という根拠を知りたかったんですね。今、ないということだったと思います。では、ないということで、ちょっと記入しておきます。

継続いたします。

今回、今まさにこの70歳以上の高齢者に対しての温泉の無料券、これの予算を審議しているわけでございます。しかしながら、今月の町報を見ますと、町報に添付してあるんですね、70歳以上、平成30年6月30日まで有効ということで桔梗館と天狗の湯、どちらでも入れるという無料券がついている。ただ今、今まさに審議しているこの予算にもかかわらず、町の

ほうはその前に、もう無料券配っている。これちょっといかがなものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 現在におきましては、両施設とも町の回数券の換金するための予算あるいはほかに優待券等発行した場合に、それに対応するそういった予算が既設でございます。新規事業で高齢者の方の無料優待券の精算事務については、本議会でお世話になるところでございますが、タイムラグが生じないよう先行してそういったものも活用させていただきまして、事業を始めさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） ただいまの課長の説明はちょっとわかりづらいんですけれども、ただ今回のこの無料券については、70歳以上という限定がされているんですよね。ということは、まさに今審議しているこの予算でのこの券だということが、ほとんどの方がそういう認識になろうかと思えますけれども、ただいまの課長の答弁ですと、今までの券と同様の中の一環なんだと、これが。そうすると来月からはこの予算が通った場合、この予算からの事業費ということの説明のように聞こえたんですけども、そういった解釈でいいですか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 予算お認めいただいた後は、70歳以上の方の無料優待券の精算につきましては、お認めいただいた場合は、これで行っていききたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） そうすると、今までの予算が余っているから、ただ格好は70歳以上、要するに今回の事業費のそれに見合う、誰が見ても今回の事業費の一環なんだというふうに捉えるんですが、今回のこの6月の町報に記載されているものは、今回の事業費とは関係ないんだということの解釈でいいですか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 事業といたしましては、6月から始めさせていただきたいということでございます。その予算については本議会で計上させていただいたところでございますが、そのつなぎの部分につきましては既設のものを使いまして、70歳以上の方の無料優待券の精算事務につなげていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（浦野政衛君） 6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） そうですね。今、そういう説明ですと、この趣旨は今回、今まさに協議している予算そのものの事業ということで解釈すべきものだと思いますし、今の課長の答弁もそういうことだと思います。その中で、確かに6月からやりたいという気持ちはわかりますけれども、我々もルールに沿って物事を申し上げますし、やっているわけで、本来であれば7月からやるべきで、もし6月の分まで入っていただきたいという気持ちがあるんであればダブルにして、例えば印刷するとか、いろんな手法って考えられるんだと思うんですよ。その辺、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 本補正につきましては、6月から始める70歳以上の町民の方を対象とするものでございますが、それまでのお認めいただくまでの期間につきましては、現行あるその回数券の精算、そちらのほうの予算を充当させていただきまして、事業がスムーズに進むよう考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） 今の課長の答弁、気持ちはわかります。気持ちはわかりますが、ちょっと手法が間違っているというふうに思わざるを得ないというふうに解釈をさせていただきます。また、次に、この町報については、1世帯に1冊配布される。これは誰もが存じているわけであります。そうすると、1世帯1人世帯、世帯によっては1人世帯、世帯によっては10人もいる世帯がある。中には70歳以上の方が1人しかいない世帯、中には70歳以上の方が3人か4人いる世帯、こういったものも我が町にはあるんだと思います。そういった中では、これが1世帯に1冊配布されることによって、ひとり暮らしの老人の方は使用しようと思えば1人が2回入れるということになります。2回権利があるということになります。ご夫婦二人暮らしで70歳以上であれば1人1回ずつ。これ使用した場合です。権利があるんです。それはそういう状態なんです。しかも70歳以上の方が3人か4人いた場合、これ1冊しか配られないんですよ。そうすると利用する権利も与えられないんです。その世帯で仮に4人いたと、2人は入る権利はあるけれども、2人は権利さえも与えられないという手法なんです。行政が一番経費がかからなくて、手っ取り早い方法がこの配布なんです。それはわかります。しかし、権利さえも与えられないという結果というのは、こういう手法というのは、基本的には私は行政がやるべきことではないというふうに思っています。この辺につ

いてはどういうふうに捉えていますか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 今回の広報への優待券の刷り込みですが、目的、先ほどから申し上げておりますけれども、70歳以上の町民の方に、その機会を提供したいということで行っているところでございます。従来の例をいろいろ検討したところ、広報で刷り込みで皆さんに配布するほうがより皆さんに使っていただけるだろうということで行ったところでございます。これまでの優待券の発行の状況、そういったものを検討して直接手渡しや郵送、あるいは券をお配りする、そういった労力なども考慮いたしまして、今回につきましては広報で刷り込みとさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ただいまの課長の答弁ですと、皆様により使っていただけるだろうということを検討をしたということと、今回はそういうふうになったんだということのような説明だったですけれども、より皆様に使っていただく、大変素晴らしいことだと思いますし、今まで町所有の日帰り温泉に1回も入っていない人にぜひ入っていただきたいと、こういう気持ちもあるんだと思うんですよね。だけれども、今回の手法もそうですけれども、今までの手法もそれですと、やはり極端なことと言うとどなたが入って、どなたが入っていない。また入っている人も極端なこと言いますと年間50回も、もしかしたら入っている可能性がある。これはどういうことかと言うと、特に私のうちは、70歳以上いませんから、そうすると2枚券が余る。近所に70歳以上の方がいますから、当然差し上げるという行為が出てくるんだと思うんですよね。それはそれでいいんだと思うんですよ。いいんだけど、やはり行政の手法としては、やはり目的がはっきりしている以上、ばらまきはよくないんですよね。だから一部の人がたくさん入って、入らない人はこれは自由かもしれませんが入らない。でも入っていない人に、行政とすれば温泉に入ってリフレッシュしてもらって、健康増進を図っていただきたいという目的があるわけですから、それは何らかの形でぜひ入ってくださいよと、こういった思いというのが全くないんですよね。見受けられなくなったんです。私はその件について、非常に不公平さを感じられるんです。ですから、例えばですが、これは1つの案として、温泉入浴回数限定パスポートみたいなものを発行して、今は個人情報云々というのが明らかにしなくてもQRコードによってナンバリングを打って、それで管理するということが可能なわけですから、そういったものを経費がかかるという、要するにこれが一番経費がかからない。それは誰が見てもわかります。だけど、これをやることによって

やっぱり不公平さが生じる。ですから、そういったものが多少経費がかかろうと、行政がやるということになりますと、やはりそれぐらいのことはやっぱり管理していかなくちやいけないんだと私は思います。その辺どうでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 機会につきましては、同じように、平等にということで、広報につきましては、町民、どこの家庭にも配られるということを含めまして、今回の広報の刷り込みによって無料優待券を配布したところでございます。これからのその取り扱い事務につきましては、両施設とも指定管理のほうに管理を委ねております。そういったところとも協議を行いまして、受付あるいはそれを精算する、そういう負担のことも検討しながら、このたびのものを改良していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 今後検討していただけるということの答弁だったように聞こえましたけれども、基本的にこれが今の状態ですと1世帯に配布された時点で不公平さが生じているんです。使えない人が出ているんです。余る人も出ているんですね。だからそもそも不公平さが出ているんです。そういうふうに理解していただけないでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 1世帯当たりの配布枚数、広報ですと2枚ということになります。その辺の議員ご指摘のことについても、これから検討して、広報で刷り込みがいいのか、また違う方法がいいのか、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 非常に柔軟な答弁を課長のほうからいただきました。実は、このような質問をして、課長の答弁によっては反対討論まで私は用意をしております。しかし、ご理解をいただいて、今後、検討、精査していただけるのであれば、質問にとどめさせていただきたいというふうに思いますけれども、いま一つお伺いしたいと思います。

現在は、町の2カ所、要するに町が所有する指定管理をしている温泉での無料券、または優待券ということでありまして、我が町には日帰り温泉が幾つかあるんだと思います。今回の件も、実際には予算措置をして、そして入浴をしてその券を集積した後精算する。これある意味金券でございます。そういった中では、今後の課題として町が所有する温泉以外の日帰り温泉についても、例えば今回は70歳以上という形でありますけれども、そういった

方が入ったときにもこれに相当する例えば補助をするとか、そういったものをやることによって非常に町が活性化するんだと思います。そういったものも今後ぜひ検討課題に入れていただいて、前向きに検討していただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 今回の取り組みにつきましては、町内の日帰り温泉というところでございます。ほかにも日帰り温泉があるという議員のご指摘でございますが、それについてはこれからの協議ということになると思います。今回の目的については、とにかく町有温泉の、日帰り温泉のものを高齢者の方にご利用いただきたいという趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） いま一つだけお願いします。

先ほど申し上げました、そもそも権利が得られない世帯が発生する可能性があるというこの手法について、今回については、例えば3人、4人、うちは対象になるんだと。2枚しか届かないんだけど、うちには3人、4人、あと1枚、2枚足りないんだということの、例えば一報が町に入った場合、仮にですね、ないかもしれませんけれども。そういった場合は町としての対応ということは、きちっとやっていただけますか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） ご利用いただくかの判断につきましては、刷り込みの券を両施設でご利用いただいたところからの換金になります。したがって、各世帯に1冊の広報紙が届いておりますので、その利用をいただくということが原則になると思います。使われ方はいろいろ懸念されますが、そういったものにつきましては、これから検討をさせていただきます。必要な制度の修正とか、そういったものについては行っていきたいと思えます。

うちが、高齢の方が3人いらっしゃる、そういうこともあるかどうかちょっとわかりませんが、そういった場合についての新たな発行というのは、今のところ考えてはございません。ご指摘のような課題があるということは認識をさせていただきまして、これからの制度について検討をしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ただいまの課長の答弁ですと、仮に3人、4人いた場合、町が事前に

新たな券の発行はしないというふうにはとれました。しかし、私は、うちは対象者が3人、4人いるのでその分いただけないでしょうかという連絡があった場合、対応はしていただけるんですかということを言ったんです。その対応はしていただけないんですか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 原則としましては、配布したものでさせていただきまして、それ以降の発行については現在のところ考えておりません。よろしくお願いいたします。

制度につきましては、これから検討して修正ができるものについては修正していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 考えていないというんだけれども、そもそも権利を与えないんですよ。だから原則としてはわかるんだけれども、特例措置というのは考えられないんですかね、仮にそういう連絡があった場合に。そもそも権利が得られないというのは問題じゃないですか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 今回につきましては、広報の刷り込みということで全世帯にわたるということで、処理をさせていただきたいと思います。その後のものにつきましては、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 町長に答弁いただきたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員から大変細やかなお気遣いをいただいて、また突っ込んだご意見もいただきました。この事業は、今まで家族のため、地域のため、また町のために大変なご尽力をいただいてきたお年寄りの皆様にお風呂に入っていて、心身リフレッシュいただいて、そして長生きをしていただくという事業でございます。今後竹渕議員のご意見もございますので、とりあえずこの方法で進めながら、また改善できる点は改善しながら、よい事業でございますので、どうぞご議決をいただいて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 言ってることはわかるんですけども、そもそも軽率ながら、もう6月にこれ町報として配布されていて、配布している瞬間から不公平さが生じているんです

よ。だから少なくとも権利を与えてほしいというふうに私言っているんですよ。それを対応できないと言っているんだよね。対応できないって言っているんですよ。それもう一度お願いします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 制度としましては、先ほどから申し上げているとおりでございます。いろいろご指摘の課題もございますので、検討をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 言葉って難しいですよ。一遍になかなか聞き取れないので。そうすると、今回の件も検討していただけるということでよろしいですか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） ご指摘いただいた件も含めまして検討させていただきたいとします。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 柔軟な対応ありがとうございます。そうするべきだと私は思いますので、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（浦野政衛君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお待ちください。

（起立多数）

○議長（浦野政衛君） 2 番から11番。13番から14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第10、議案第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第11、議案第3号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行いま

す。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第12、議案第11号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本件については、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 確認させていただきます。

今回、消防ポンプ自動車の購入ということで、第2分団第1部、まさに地元の消防自動車なんです、購入することについては何一つ疑念はございません。しかし、指名業者についてお伺いしたいというふうに思います。

今回の指名においては、温井自動車、佐藤工業、そしてモリタと3社でございます。指名入札としては3社以上というのが望ましいわけでございますけれども、今回の消防車の車種はどこのメーカーの車種でしょうか。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 今回お願いしておりますのは、株式会社モリタのメーカーでございます。

○議長（浦野政衛君） 6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） そうすると、違法かどうかは別として、常識的に考えて代理店の中にメーカーが入って入札を行っている。これは、グレーであると思うんですが、違法なものはないと私は信じておりますし、思っております。しかし、ディーラーの中にメーカーが入っている。そして過去 5 年間分を調査させていただきました。そうすると、平成 26 年 2 台購入しています。小型ポンプ積載自動車購入事業として、これもモリタ入っています。同じメンバーです。温井自動車、平成 26 年もう一台。消防ポンプ自動車、これはポンプ車ですね、佐藤工業。平成 27 年小型ポンプ、温井自動車。28 年消防ポンプ、佐藤工業。29 年ポンプ、佐藤工業。今、私が述べさせていただいたとおり、皆さんも気づいたと思いますが、小型と積載でしっかりすみ分けされている。これは業者によって得意不得意があるので、別にどうこうないんですが、ただここにモリタのメーカーが入っているというのは、やはり我々もそうなんですが、町民の皆さんもちよっと疑念を抱かれかねないという状況でございますので、購入するに対していかがというのではなくて、業者そのものの今後きちっと精査して、この車両については特殊でございますので、仮に 3 社なくても可能なのかなというふうに思いますし、今後その辺について十分検討していくのかどうかご答弁いただけますか。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 議員もご指摘のとおり、ずっと 3 社できております。全国には消防車のメーカーが何社かございます。ただ、関東近辺で申し上げますとモリタが 1 社のような形になっております。県内状況を見ますと、ほとんどモリタのポンプが入っています。町の入札資格の業者の届け出が、先ほど議員おっしゃったようにこの 3 社のみとなっております。ですから、指名のほうも 3 社で今までお願いしておりました。過去にさかのぼってみても同じ 3 社で来ております。ただ、これにつきましては今ご指摘もありましたが、庁内でつくる入札審査会におきまして、前々からも出ておりました。ですから、指名のあり方についても、また審査会のほうで検討していただいて、よりよい答えが出るような形で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 6 番、竹渕議員。

○6 番（竹渕博行君） そのとおりだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふう

に思いますし、町民の方からも疑念が抱かれないような手法でぜひお願いしたいというふうに思います。私としてはこういう結果を見て、本来株式会社モリタさんは一度も落としてないんですね。一番値段の努力ができる会社が3番になったり2番になったり、こういう状況があります。今、課長がおっしゃったとおり、しっかりその辺は検討していただいて、次回からはお願いしたいというふうに思って質問を終わらせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 回答はよろしいですか。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） モリタポンプさんも審査会に出しておりますので、その辺も含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 竹渕議員、よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第13、議案第12号 物品購入契約の締結について（新基準消防団活動服購入）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 今、この表を見ていますと、何着かちょっとわからないんですが、教えていただきたいんですが。何着分の購入費用なのか。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 現在、消防団員定数333名おりますので、333名分で考えております。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第14、議案第13号 東吾妻町地球温暖化対策実行計画についてを議題といたします。

ここで、町民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 6月5日に上程をいたしました町民課案件中の字句の訂正をお願いいたします。

議案第13号 東吾妻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）案をごらんいただきたいと思います。

13ページ、参考資料の部分なのですが、対象組織一覧表の下段、教育委員会中の教育課の下に記載されております教育施設名ですが、平成30年1月31日現在、中学校は東吾妻中学校1校ですので、「各中学校」を「中学校」に訂正をお願いいたします。

以上、字句の訂正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） ただいま町民課長より説明のとおり、訂正をお願いいたします。

本件については、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 議案調査させてもらった段階で明快なお答えをまだもらえなかったんで、改めて質問させていただきます。

この計画について、まず1点目とすると2014年に当町の第2次計画の中で温暖化対策実行計画、マイナス6%というのがこの文書にあります。この計画の全体の中でいくと、2022年に10.7%、2030年に37.5%減という、これは国全体の話になってくるんでしょうけれども、当町としての数字が見えてこないのがまず1点、それから先ほど訂正がありました、現段階での旧東中学校が民間に貸し出されているわけですが、それがこの施設対象一覧表にないんですが、その辺の取り扱いがどうなっているか。それからもう一点は、45番に岩櫃ふれあいの郷ということで対象になっておりますが、平成30年1月31日現在となると、ふれあいの郷はほとんどが使われていない。また来年度になるとこれが新庁舎になって、今度1番の役場庁舎の問題がこれに含まれていますが、ベースの分母の数字を捉える意味からすると、この辺がおかしいのではないかなと思いましたので質問させていただきます。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 佐藤議員よりご指摘がございました質問の件ですが、申しわけありません。今、数字を持ち合わせておりませんので、下に戻りまして確認をさせていただいた後、発表させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（浦野政衛君） それでは、質疑の途中ですが、ここで休憩をとりますので、課長さんには調べていただきまして、再開後報告していただきたいと思いますけれども。

11時10分まで休憩いたします。

(午前 10 時 58 分)

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

○議長（浦野政衛君） 町民課長、答弁をお願いいたします。

○町民課長（片貝将美君） 時間をいただきまして、ありがとうございました。

先ほどの関連ですが、まず1点目、削減目標につきましては、大きい数字というふうには承知をしておるんですが、国の温暖化対策実行計画に沿って町の計画を策定しております。事務事業編としてただし書きにもあるとおり、役場関係部署の実行計画となります。職員の意思統一を図りながら進めてまいりたいと思っております。

2点目でございます。新庁舎に移行した後の数字につきましては、移行後また検討を行いまして、反映をさせていきたいと考えております。

最後になります。旧東中学校につきましては、現在民間に貸し出しておりまして、管理上は町の管理下ということではなくなっておりますので、今回の計画には入れておりません。よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 佐藤議員、よろしいですか。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） まず、1点目の数字が要は今聞き取れなかったんですが、国のでかい数字じゃなくて当町のベースの数字がまずスタートだと思うんですね。これ平成13年度を100としてそこから10%、37.5%減らしていきますよという目標を立てる計画ですね、これは。当町としての対象物件が一番最後に示された該当する物件だというベースで考えたときに、たしか2014年の2次計画のときにたしか数字があったような気がしたんですけど、今日は持ち合わせてないんであれですけども、要は2014年にあるとすれば2013年の数字は当然つかんで、それは100だとして、2022年にどれぐらい減らせますというところが示さ

れてこないと、ただお題目になっちゃうかなと。議案調査したときもどっちかという国につくらされているからよくわからない程度の話になっていたんで、うちの町としてこの計画をやるんでしたら、やっぱり具体的な数字をつかんで、それに対して、では先ほど答弁にありましたけれども、岩櫃ふれあいの郷の庁舎に転換するということになれば、今現場が進んでいるわけですから、実際設計の段階で幾つか話が出ているけれども、LEDの照明に全部しますよとか、そういう前提で話が出ていたと思うんですね。ということは、そこに対する現状の消費量からすれば、どのぐらい減りますよという数字はつかめるんだらうと思う。逆にこの庁舎についてはことしいっぱいで使わなくなるわけですから、この分の減額も当然見込めるわけですよ。特に大きいのがこの2つの点についてお伺いしていたんだけど、要はどのぐらい減りますよと、この2つが合体して1つになったときの数字が例えば3%減りますよとか、そういう多分数字が出てくるんだらうと思う。そういうことを積み上げてのこの目標値にいかないと、この計画はお題目だけで終わっちゃうのかなと思うんで、まずその分母の数字がつかみかかったというか、幾つからスタートして幾つに持っていくんだという部分が聞きたかった話です。

それから、東中学校の件の話が出ていましたが、民間に貸し出した段階でこの対象から外されるという考えでいいんですか。所有権は当町が持っているわけですよ。実際使ってエネルギー消費しているのは貸し出した会社がやるわけだから、数字的につかめないかもしれないんですが、そういう解釈でこれを捉えればよろしいのかどうか。その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 数字につきましては、全体としての数字をここに示しているところで、個々の数字をちょっと今持ち合わせていないんですけれども、全体としてこれだけ2013年度から減らしていくということで、4ページ以降に円グラフで示したとおりでございまして、その後、効果目標というところで38%という数字を挙げさせていただいております。

それと、東中学校につきましては、現在民間ということでご指摘のとおりでございまして、そのとおりということでご回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 今の答弁だと国の方針の話だけ聞けるんですけれども、ここに書いてあるのは東吾妻町の温暖化計画ですよ。やはり当町のスタートがどこから始まってどうに目標値に行く、要はその目標に到達するためにはこういうふうにしますよというような部分

が、この温暖化計画に盛り込んでないと、内容がない話になっちゃうのかなと、この計画自体が。その辺の話を2014年にたしか数字が、改めて聞きますが2014年にたしか数字があったような気がするんですけども、2次計画の実行計画の中で。当初平成21年ごろ何かスタートしていたような話がたしかあった記憶にあるんですけども、それで2次計画のところに数字が出てきて、このぐらい減りましたとか、たしかあったと思うんです。要はそういう部分の数字をここに盛り込んでいって計画立てていかないと、国の話をここへ持ち込んできて、うちの町に合致していないところは多々あると思うんで、その辺の見解はいかがですか。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 今回実行計画をつくりましたところにつきましては、国との温暖化対策計画のすり合わせをして町に適合したような形で、実際つくっております。この基礎資料につきましては、ちょっとここには掲載はさせていただいておりませんが、それを十分反映したものをつくっておりますので、このとおりだというふうにご了解をいただくしかないと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 答弁になってないような気がするんですけど、町でつくった数字がたしかあると思うんです。調べてもらって、後でも結構ですから資料提出してください。基本的なところはわかるんですけども、やはりうちの町で計画するわけですから、スタートの数字が幾つで、実際このぐらい目標値、パーセンテージが出ているわけだから、例えばうちの予算で80億円の予算をこの三十何%減らすということで例えば50億円だという数字があって、では減らすためには何をどう減らすんだという部分が具体的な計画があって達成する話で、ただお題目だけでやってたって町の職員の方も理解していなければ減らないですよ。温暖化に関して言えば世界で決めた話だから、かなり難しい数値なんで、本当に達成できるんかどうかの部分は非常に私、個人的にはクエスチョンなんですけれども、一応目標としてこれを出すのであれば、やっぱりそういう数字目標を出してもらって、それに対して具体的にこれと言えば最後のホームページで進捗状況出すと、公表しますよというたっているわけですから、毎年その数字がどういうふうに動いているかチェック受けられる、町民からチェック受けられるわけで、その数字が根拠がなくなっちゃうんじゃないかなと思うんで、ちゃんとした数字のスタートが押さえてなければ。そこのところはよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 佐藤議員の関係なんですけれども、6ページに2013年度総排出量で4,906トンCO₂を、中間として2022年には4,380、これ10.7%。それで2030年には3,066で37.5で38%の目標で進めているという、国の目標もそうなんですけれども、町もその目標に向けて7ページにあります職員の省エネ取り組み事例等あります。こういうものを取り入れながらこの目標に向かって削減をしていくという計画でございます。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） この数字を聞いたときの段階では、そういう説明なかったんで、町としての数字だという認識は町民課からはいただけませんでした。全体の話だろうと。数字がこれが大きいのか小さいのかもわからないですけれども、町の数字としてここからスタートするんだよという説明ではなくて、国からつくられてどうのこうのという話の中での数字だったんで、今改めて認識する場合はこれがスタートの目標ということでよろしいんです。それで認識しました。これからこう減らすんだよと。具体的な話も含めて公表していくわけでしょうから、毎年。その辺はぜひよろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 佐藤議員、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） ほかに。

（「答弁。副町長」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 先ほどからも出ているように非常に厳しい目標かもしれませんが、この目標に向かっていろいろ施設、車を更新するときにはそういうエコの車を購入したり、空調、照明も更新時にはそういう省エネの分、先ほど出ましたように庁舎移転いたしますと全てLED灯になりますので、そういう部分も含めながらこの計画に沿って進めていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 佐藤議員に申し上げますが、今のこの質問内容について資料等の請求をなされますか。

○7番（佐藤聡一君） 出してもらえらなら。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） そうすれば、資料のほうは作成をしてお渡しするようにいたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかに。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第15、議案第14号 東吾妻町いわびつ体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立多数)

○議長（浦野政衛君） 2 番から11番。13番から14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第16、議案第15号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

本件については、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書の委員会審査報告

○議長（浦野政衛君） 日程第17、請願書の委員会審査報告を行います。

平成30年、請願 1 号 町道5247号線ほかの改良の請願については、平成30年第 1 回定例会において、総務建設常任委員会にその審査が付託され、本定例会までの閉会中の継続審査となった事件であります。

その審査結果について報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) それでは、報告をさせていただきます。

ただいま議長のほうからご報告がありましたとおり、請願 1 号 町道5247号線ほかの改良の請願でございますけれども、3月議会で継続審査ということになっておりました。建設課長において、土木事務所との協議が必要であるということで継続審査となっておりましたけれども、町で考え、計画をしている改良については、土木事務所で問題はないだろうということを回答いただきましたので、全会一致で採択すべきものと決しましたので、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 報告が終わりました。委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(浦野政衛君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(浦野政衛君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(浦野政衛君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(浦野政衛君) 起立全員。

したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

◎委員会報告について

○議長（浦野政衛君） 日程第18、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいたします。

総務建設常任委員会。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） ありません。

○議長（浦野政衛君） 文教厚生常任委員会。

小林文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 小林光一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（小林光一君） それでは定例会中の文教厚生常任委員会のご報告をさせていただきます。

6月6日、午前10時より町民課長、午前11時より保健福祉課長、午後1時より町長、副町長、7日午前10時より教育長、教育課長に出席をいただきまして、所管事務調査を行いました。

町民課の事務調査におきましては、平成30年度東吾妻町の一般会計補正予算（第2号）、平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算並びに東吾妻町地球温暖化対策実行計画について町民課長より説明を受けた後、質疑を行いました。

地球温暖化については、地球温暖化対策へのこれまでの取り組み、今年度の削減目標や各課の取り組みなどの質疑や町施設への太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入をもっと進めるべきとの意見もありました。町民課長より目的が達成されるよう温室効果ガスの削減に努めたいとの回答がありました。

また、環境管理会議の年間のスケジュール、調査対象施設や地球温暖化対策実行計画の策定経過などの資料の提出を求めました。保健福祉課の事務調査におきましては、30年度の一般会計補正予算（第2号）、それと平成30年度の介護保険特別会計補正予算並びに金婚夫婦等慶祝条例について保健福祉課長より説明を受けた後、質疑を行いました。

東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例の第3条では、該当する夫婦は結婚50年、60年、また70年を迎えた日から起算して1年以内に町長に申し出なければならないという義務規定になっており、疑義が生じるので対象者を限定した文言に修正すべきだという意見が全委員から出されました。保健福祉課長としては、このままの条文で理解していただきたいとの回答でした。条文中の細則、罰則規定や対象者の条件について質疑がありました。

次に、町長並びに副町長への事務調査では、上程案件の東吾妻町金婚夫婦等慶祝条例及びいわびつ体験農園設置の指定管理者の指定について、主に質疑が行われました。

金婚夫婦等慶祝条例では、第3条の条文は義務規定であり、全ての対象者が届けの義務が生じるので、慶祝を希望される夫婦（対象者）に限定すべきとの意見が全員から出されたことを委員長として報告いたしました。町長からは、文言を修正した形で対処したいとの回答でございました。また、慶祝される対象者の条件等の質問もあり、質疑を行いました。

いわびつ体験農園設置の指定管理者の指定については、指定管理に移行することを選択したが、例えば現状のままで最低限の管理で継続する、あるいは条例を廃止して補助金を国へ返還するなどの選択肢はなかったのかとの質疑もありました。

その他として温暖化防止の取り組みとしてペーパーレス化、情報発信のための体制づくり、救急医療、ドクターカー等の導入等の要望もありました。

最後に、教育課の事務調査では、平成30年度の一般会計補正予算、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例並びに貸スキー使用料条例を廃止する条例について、教育課より説明を受けました。また、完成したはらまちこども園の視察も行いました。

補正予算では、高額な時間外勤務手当106万円の追加に関連して残業を減らすべきであるということや、スポーツ振興審議会条例では、上位法が改正された場合には、速やかに町の条例を変更すべきであるとの意見が出されました。

また、こども園視察に関連いたしまして、おやつの量的な問題、こども園における安全性の確保、当町から給食費を無料化していない市町村へ通う生徒への給食費の補助などについて質疑がありました。さらに教育長職務代理者の職務内容は、報酬、職員の採用年齢の引き上げ、こども園や小学校統合の事前の検討、保育所への遊具の追加、スポーツ施設の貸し出し手続の簡素化などについて質疑が行われました。また質問に対する回答などを含めて、問い合わせには速やかに対応していただくよう、教育課に要請いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、議会運営委員会。

竹渕委員長。

（議会運営委員長 竹渕博行君 登壇）

○議会運営委員長（竹渕博行君） 議会運営委員会からご報告いたします。

去る5月25日開催されました議会運営委員会において、本年度の議会報告会、高校生議会、中学生議会について協議をいたしました。

まず、議会報告会については、協議の中で、一昨年度までのような土曜日、日曜日の昼間の開催や昨年度のような連続した5日間の夜間開催の場合の体力的負担の問題、ローテーションの問題などでも意見が交わされ、土日の昼間開催でも参加者数に大幅な変化が見られないこと、連続した5日間の夜間開催でも体力的な負担はないこと、ローテーションを変えても参加者には影響が少ないことなどの意見が集約されました。その結果11月5日月曜から11月9日金曜にかけて、夜7時から町内5会場で行うこととなりました。

続いて、高校生議会、中学生議会について本年度の高校生議会、中学生議会の実施につきましては、今期定例会終了後に吾妻中央高校、東吾妻中学校を議長、議運の委員長、事務局長の3名で訪問して、まず相手方のお考えも伺ってきてから、その意向も踏まえて改めて議会運営委員会で協議をさせていただくことと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（浦野政衛君） 続いて、行財政改革推進特別委員会。

金澤委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、6月議会における行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

6月6日午前9時45分より、定例会中の行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。

開会后直ちに暫時休憩とし、東吾妻町庁舎建設についての現地調査、視察を行いました。現場責任者による1階から3階までの主な工事現場での進捗状況やポイントとなる点などの説明がありました。委員からはそのたびにその場その場で多くの質問が出されました。議会関係現場においても、他の箇所同様に取り壊され、それらの状況から具体的に想像できる状態にないことから、40分ほどで視察調査を終了いたしました。

委員会室にて再開後、企画課長より総合戦略本部の会議経過の説明があり、その中で開かれた役所としての総合窓口化の質疑応答が多く出されました。内容的には、以前から質疑されていたもので、各委員もこれまでの説明では、いまだ具体的なイメージを持っていないのが実情でありました。ほかに次長の役割の重要性についての意見等も出されております。

さて、平成31年1月から新庁舎で業務が開始されますが、新庁舎建設の大きな目的として取り入れられることとされた総合窓口化、あとコンシェルジェについては、1月の時点ではなく、4月からの対応となるとのことでありました。町民の期待に最初から応えられないということはとても残念でなりません。東洋大学との連携で、職員研修の文言についての意見

等出されましたが、この件も今後の協議の推移を見ていく必要があります。

続いて、行財政改革で第2次総合計画に関して、町民アンケートの意見より、現状の行政と町民意識との乖離について厳しい意見が出されています。財政問題では10年先、20年先を見越して進めるべきではないかとの意見が出されましたが、明確な答弁はありませんでした。

最後に、総務課長より庁舎建設のスケジュールは順調に進んでいるとのことでありますけれども、しかし工事費に関しては多少の変更により増加が見込まれるとの報告がありました。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の報告をお願いします。佐藤委員長。

（ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長 佐藤聡一君 登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（佐藤聡一君） それでは、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の委員会報告をいたします。

去る6月4日月曜日、午後5時より道の駅ハッ場ふるさと館において、東吾妻町及び長野原町のそれぞれの議員のダム対策特別委員会委員、長野原町副町長、各関係課長等出席のもと懇談会を行いました。

議題については、両町のダム上流下流で計画している施設、ダム堤体内のエレベーター計画、レンタサイクル等を題材に協議いたしました。特に今回示された吾妻峡周辺整備全体周遊計画案をもとに、国交省が施工する2橋と遊歩道に関係して、歩道全体の安全性を向上させたり、樹木の枝打ち等を行い、吾妻川の景色がより遊歩道から見えるようにすることで、観光客の入り込みをふやし、両町の地域振興に貢献できるよう基金事業利用や国交省に今後共同して陳情していくことになりました。

さらに6月8日金曜日、6月定例会において、国・県・町よりハッ場ダムの3月定例会以降の進捗状況の報告があり、その中で町より溪谷内駐車場整備や大柏木プラントヤード跡地について、ダム完成までに土地の問題が解決できそうもないため基金事業費をJR廃線敷利用につけかえるとの報告がありました。

また、6月4日の長野原町との懇談会をもとに国・県に吾妻峡周辺整備全体周遊計画案に対する協力をお願いいたしました。また県より町道松谷・六合村線が4月6日に完成したとの報告がありました。その後、上信自動車道の進捗状況の報告もありました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の報告といたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、地方創生調査特別委員会。報告をお願いします。

青柳委員長。

(地方創生調査特別委員長 青柳はるみ君 登壇)

○地方創生調査特別委員長(青柳はるみ君) それでは、地方創生調査特別委員会、定例会中の報告をいたします。

町事業検証・評価結果報告書、平成28年度分の報告を説明していただきまして、アクションプラン36事業について検証、進捗状況を説明してもらいました。また、本年の到達すべきことを確認して、まず町を知ってもらうことに重点が置かれていますが、小さな旅のテレビ放映もあり、原町駅の有人化により問い合わせなど対応ができ、観光拠点としたことが生きているということです。

また、ダムでは、吾妻溪谷観光事業に国、長野原町との連携をして進めるよう要請しました。町を知ってもらうということから、人の交流や地場産の販売事業実行に至ってもらいたい。また現実として町内に住んでいたが、町外に出て行った、家をつくったという人の理由を検証してもらいたいことを求めました。ここから町の課題も見えてくるのではないかとの意見もあり、検証をすることを求めました。若者住宅補助が4件使われたという実績がありましたが、若者アパートや住宅について、計画がより進むよう要請しました。

以上、進捗状況の確認と検証でした。地方創生調査特別委員会からの報告を終わります。

○議長(浦野政衛君) 続いて、議会広報対策特別委員会。

○議会広報対策特別委員長(根津光儀君) ありません。

○議長(浦野政衛君) 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(浦野政衛君) 日程第19、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のように閉会中の継続審査(調査)事件として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

◎町政一般質問

○議長（浦野政衛君） 日程第20、町政一般質問を行います。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（浦野政衛君） 初めに、13番、青柳はるみ議員。

13番、青柳議員。

（13番 青柳はるみ君 登壇）

○13番（青柳はるみ君） それでは、一般質問させていただきます。

質問は2つありまして、地域包括ケアシステムの構築と住民主体の活動について。2つ目がヘルプマーク導入です。

まず、第1に、我が町の第2次総合計画で「住み慣れた地域で生涯尊厳を持ち暮らす」とあります。それには、地域包括ケアシステムの深化とあり、高齢者・障害者等の相談業務が中心とされますが、高齢者でも社会の中で活躍できるシステムや人材育成の観点から質問させていただきます。

当町は、高齢化率が38%で、介護保険制度第7期計画からもひとり暮らしの高齢者の増加が読み取れます。お互いの老後を守り合うものである制度の今後が憂慮されるところです。保険料を納めている約8割の皆さんがサービスを使っていない。この元気な方に「できること」を「できるとき」「できるだけ」地域に出て活躍してもらい、健康寿命を延ばすための社会参加の機会を進めていくことが重要と考えます。

町長の見解を伺います。

町は地域活動のための補助金を予算化し、3年間で限度に交付し、事業の定着化を図っています。最近の活用状況や実績結果について伺います。

地域活動の拠点として教育委員会で管轄する公民館や総務課で管轄する地域振興センター

や集会所があると思いますが、公民館では古布を使ったリメイク、押し花、歌好きな人が集う歌の会、赤ちゃんの読み聞かせ、スポーツ、文化活動といった事業が展開されています。地域振興センターの活動は、過日テレビで放映されたように、生き生きと活躍されている様子が流れました。草木染や得意な分野の方々がその日の講師となって、みそづくり、パン、そば打ち、郷土食、ケーキなど季節の野菜を使い料理するなど、今後6次産業化に向けて商品開発できる可能性もあります。このような活動には当然機材等の整備も必要と考えます。こうした住民の活動を資金的に支援することで、よりよい環境整備がさらなる活動分野を広げることにつながります。これは、地域包括ケアシステムの重要な自助・共助・公助の観点であり、まさに第2協議体の模範となるものと考えます。町長の見解を伺います。

介護予防や医療費抑制にも効果があり、フレイル予防の大きな社会参加だと思います。これについても見解を伺います。

また、地域振興センターの条例施行時は大学生や生徒の宿泊事業も検討されておりましたが、宿泊に伴う改修には多額な予算が必要と伺っております。この機会に、より多くの町民の活用を重点とした条例改正の検討も必要があるかと思います。この点に関しても伺います。

次に、ヘルプマークですが、平成29年7月20日にJ I S が改正されヘルプマークも追加されました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号とするため、国際規格（I S O）との整合の観点から、「ヘルプマーク」が追加されたものです。当町でも「あなたの手助けが必要です」と伝えてくれるカードの導入をしていただきたい。町長の見解をお聞きます。

このヘルプカードは、妊婦さんや外見ではわからない内部障害の方の配慮と、誰でも安心・安全な社会をつくっていくための一つの手段だと思います。本年1月、新前橋の福祉センターにて、県内障害者団体14団体が30分おきに来るヒアリングに立ち会う機会がありました。その中で、県で一番初めに導入したみなかみ町のことを大変に喜ばれていました。ヘルプマーク策定の実現に期待していた姿を見て、こんなにも必要とされていたのかと驚きがありました。このときの難病連の会長は当町の60代女性の方です。リュウマチを抱えながら全国を飛び回っています。誰でも過ごしやすい町、人にやさしい地域にさらになるため、我が町も導入すべきだと思います。オリンピックまでにできることをやっていきたいと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁を願います。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えいたします。

1 項目めの1 点目の質問であります、地域包括システムの構築と住民主体の活動についてですが、第2次総合計画で示しました「住み慣れた地域で生涯尊厳を持ち暮らす」は、町民の誰もが望む姿であり、理想でもあると認識をしております。生涯住み慣れた地域で暮らすために自立した生活の確保は不可欠であります。そして自立した生活の維持に何より重要なのが、介護状態に陥らないこと。その根底にあるのは、生活習慣病の予防と考えます。

現在、平均寿命と健康寿命の差が約10年あるとされており、その差を少しでも減少させていくことが何より求められております。そのためにも生きがいを感じながら、地域の中で生活すること、社会参加を続けることが求められており、その手段として自分の特技やできることを生かすことは大変重要と考えます。健康寿命の延伸のために、趣味を持ち、仲間と過ごす時間を共有すること。また、場の確保はなくてはならない重要な要素と考え、取り組んでまいります。

さて、地域包括ケアシステムの構築に欠かせない自助・互助・共助・公助の観点はその基本であると認識をしております。また、協議体の活動から新たに創出される生活支援サービスに対する料金設定は、当然今後検討すべき課題と認識しております。今後どのような方法が最善か、検討してまいります。

次に、地域振興事業補助金制度の状況についてお答えをいたします。

地域振興事業補助金は、地域団体、住民の組織、ボランティア団体などでございますが、この自発的な活動で地域振興に効果が期待できる新規事業の立ち上げに対しまして、3年を限度として補助金を交付しております。1年目は補助対象経費の80%以内30万円、2年目は補助対象経費の50%以内20万円、3年目は補助対象経費の30%以内10万円を限度として交付をしております。新たな地域づくり活動を行う地域団体に補助金の支援を行うことで、町民と協働の町づくりを進めるため、平成27年に補助制度が創設をされ、これまで5団体が活用しております。その活動はさまざまですが、地域資源を生かした拠点整備や地域の文化創出、継承などの活動をよりどころとして、地域コミュニティが醸成されたり、来訪者への交流の機会がふえたり、来訪者を招き入れる環境整備が整うなど、大きな成果をおさめております。今後も支援を行いながら、町民と協働の町づくりを進めていきたいと考えております。また、提案でも示されました現在盛んに行われている趣味を中心とした活動に対する資金援助は、地域包括ケアシステムの構築とは一線を画して、検討すべき事案として認識をしております。

次に、地域住民主体の活動という点で、活発に団体が利用している地域振興センターの現状についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり条例では宿泊が可能な施設ではありますが、実際には消防法や衛生面などの課題が多く、施設整備が十分ではありません。たとえ料金をとらなくても、寝具を持ち込んで宿泊させることも法律違反となるおそれがあります。消防法や宿泊施設として関係する法律に対応する施設として整備するには、多額の費用がかかることは議員のおっしゃるとおりでございます。利用者に支障がなく、現状に合った条例の整備も考えていきたいと思っております。

次に、2項目めのヘルプマークの導入であります。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方が周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるため役立つものと認識をしております。郡内では、婦恋村が本年5月より実施をしていると伺っております。町でも導入に向けて、協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君）　ここで、町政一般質問の途中ではありますが、休憩いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午後　零時00分）

○議長（浦野政衛君）　再開をいたします。

（午後　1時00分）

○議長（浦野政衛君）　午前中に引き続き、町政一般質問を行います。

13番、青柳議員。

○13番（青柳はるみ君）　ご答弁ありがとうございます。

町長の答弁から介護予防、自立した生活ということで、私も1番の質問の最後にフレイルという言葉を使わせていただきました。

フレイルというのは虚弱という意味がありますが、加齢とともに筋肉の低下とか心身の活

力が低下した状態のことを言って、健康と要介護の中間を意味するフレイルということがありますが、フレイル予防、またはフレイル予防のサポーターともなる人材をつくることが大切だと思ひまして、この各公民館、地域振興センターでの趣味ではありますけれども、好きなことで集う、こういうことが地域包括ケアシステムの構築の前段階になる、人材育成になるということだと思います。

この人材育成ともなる住民のみずからの取り組みというのは、やはり着目したほうがいいのではないかなと思います。行政主導じゃなくて、住民から湧き出ている、場所は町で提供しておりますが、そこを住民が活用してにぎやかにやり始めた、町に出てき始めた。集うということが孤独から脱出する方法ではないかと思ひまして、フレイル予防にもなるし、フレイルサポーターにもなる、その社会参加をするという観点から、まず、出るということが大切ではないかと思ひまして、質問させていただいたわけです。

各公民館では好きなことを、趣味がもとですが、そこではグループ長が発生します、責任者が発生します。これも人材育成ですし、地域振興センターでは二、三の団体から始まったものが、今18団体になっているそうです。18グループといいますか、それもみんな講師の謝礼も自分たちで少しずつ出して、200円とか。でも、10人集まれば交通費ぐらいになるわけですから、みんなで出し合って、地域の方をきょうの先生ということで活用してやっています。

今、そこでは、この間豆腐づくりに私も参加してきました。大豆から豆腐をつくるわけですね。代表3人が孀恋の豆腐をつくる住民のところへ習いに行って、覚えてきて、また帰ってきてこちらの何組かに分かれて、希望者が物すごく多いものだから、20人ぐらいずつ何組かに分かれてやったということで、参加してきました。そこでは、2時間から2時間半は立ちっ放しですし、動きっ放しです。それも自然に介護予防になっているなと感じました。

このようなケアシステムの構築の前段階のフレイルに陥らない健康と、介護保険を使うまでの間の方を人材育成としてやるということですので、人材育成という観点から、町長、捉えていただきたいんですけども、ご意見をお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員から参考になるお話を聞かせていただきました。

やはり、お年寄りがお互いに集まって、集って、そしてそういった催し、あるいは取り組みに社会参加するということがみずからのためにもなるし、また地域のためにもなるということでございますので、そういったものを各地区で指導者をつくっていただいて、そういう

盛り上がり、つながりをさらに広めていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 13番、青柳議員。

○13番（青柳はるみ君） 第7期介護保険推進計画、この中に、いろんなアンケートとか代表者が意見を出し合った場所があります。この中で、特に坂上地区がひとり暮らしで家から余り出ないという項目がありました。

今、孤独という現代社会の切実な問題に対して、世界でさまざまな挑戦が始まっています。イギリスでは孤独による経済損失が年間で4.9兆円にも及ぶとされて、女性の首相のリーダーシップで孤独担当大臣が新たに誕生したというのが、ついこの間のニュースで流れました。

その意味からも、我が地域でも根を張った地域住民みずからのこういう取り組みは、行政主導ではわずか3年ではできなかったことと思います。

振興センターの今お話をさせていただきました。18グループにも膨らんでいる。何十人のグループ、また小さいグループ、それで年齢も若い赤ちゃん連れのママさんたちも見受けられました。

これはもっと公民館活動、地域振興センターでの活動をもっと行政が応援すべきではないかなと思います。

なお、若者ということで、若者も使っております。東京工科大の学生が地域住民を外部講師として大学と協定を取り交わして、振興センターを拠点に田植えから収穫、餅つきまで、大学の1単位として地域の壮年の方に田植を教わり、餅つき、また作業中の弁当は近くの婦人の方々に振興センターでつくってもらって、町に親しんでいます。この町大好きなんて言って電車で来て、「ただいま」と言って駅からおり立つんですけれども、その田んぼは岩島駅前の直売所裏にあって、秋になるとかかしを立てるのでわかると思いますけれども、電車に乗って来てくださいと言ったら、きちっと電車に乗って、そのまま田んぼへ直行して作業をしてくれるわけです。

振興センターに泊まらないということで、近くの農家に泊まって自炊して、年に田植え、草取り、稲刈り、脱穀、餅つき、最低5回は来て、5回来ないと単位にならないということで、若者もやっております。

このような年代を広くやっている、この活動に対して、住民から必要だと思われる環境を整えてあげなければいけないんじゃないか。自然に湧いてきた住民からのこの取り組みというのは、とても貴重だと思います。これ、整えてやっていただきたいと思います。要望です。

また後、すみません、続けて、他町の取り組みについてお話させていただきます。

第2次総合計画の資料編での住民のアンケートの中で、今お示ししましたこれです。これの別冊の資料編という中で、中之条は住民が街に出る施策をよくやっている。また、楽しく意義があると我が町からもそれに賛同して参加している人も多くいる。当町もアイデアを出すべきではないかという言葉が幾つか見られました。

中之条では、経済活性化部会というものをつくり、1団体60万円を提供し、外からの人を呼び込むことのアイディアを町民に出してもらい、実行しているそうです。10年近くなり、今2団体が活動して地元にある種類が多い野のスマイルを春に。そして、イナゴンピックなんて、イナゴを飛ばすのを秋にやっている。それで、野菜の収穫体験もつけて開催している。

今、そこにある野に咲く花や、昆虫でもSNSで発信することによって、大勢の人が町外から来るということを目の当たりにして、これが自然を保っている町民の利益に還元できるものと思います。

当町では住民が事業を行うのに、今50万円というそういう制度があって、10年ほど当初の制度から、だんだん27年にもまた改正してやってきたと思いますが、ちょっと住民にはハードルが高い事業だと思いますが、もう少し使いやすいものに考えていただきたいと思います。そのお考えは検討ができますでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点でございます。地域振興事業補助金、3年間を限度として補助金を交付するということでございます。

使い勝手の点でございますけれども、さほどこの補助金、使い勝手が悪いというふうなことはないと思っております。地域団体の方が地域づくりを行うに非常に有効な事業だと思っております。

今後も、各地区で住民の皆様がボランティアで、そしてお互いに手を取り合って事業を行うということで、ぜひ使っていただきたいと思います。

また、これから皆様のご意見を伺う中で、こうしたらよいのではないかというふうなご意見がございましたら、そういうものも取り入れながら、さらに使い勝手のいいものにしてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 13番、青柳議員。

○13番（青柳はるみ君） 町の魅力を発信する住民のアイデアや自分たちが楽しんでいくと

いう取り組みを住民自体で考えていますが、住民の利益、町の施策の町外からの人を呼ぶという地方創生の面からも、町民のみずからの活動に対して町が支援する姿勢を示すというのはとてもいいことですが、また、今ある制度を利用させていただいて、また不都合がありましたら、また見直していただきたいと思います。

町がそういう住民の活動を支援することによって、介護予防と医療費抑制につながって、今、介護保険は14億6,700万円です、町は。4年後にはこの介護の予定によりますと、プラス4億2,000万円上がるという試算が出ていました。当然個人の介護保険も上がります。この額に達しないように、今していかなければならない施策だと、住民の活動を支えるというのは非常に必要だと思います。

人口減と介護人材がいない中、必要な住民の活動を支える行政からの応援というのは非常に大切だと思いますので、また考えていただきたいと思います。

1つ最後に、福祉協議会の活動の中に、軽度生活援助事業という町からの委託によって介護認定とならなかった人への居宅介護支援サービスがあります。

これは、せっかく町が福祉協議会にお願いしている事業ですけれども、活用されているのがゼロです。もう少し住民が使いやすいようにするべきだと思います。軽度生活援助事業です。

また、生きがい活動支援通所事業というのがあります。たった1人しか利用されていません。これも福祉協議会にお願いしているわけですが、これも考えるべきだと思います。

地域包括支援センターのケアシステムの構築ということで、第1、第2協議体の人材育成のためにも、住民がみずから起こしている活動に対して、町は支援していただきたいと思います。これからも、30万円、20万円、10万円のものだけではなくて、支援していただけるよう願いたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域の皆様のボランティアによる取り組みというものは大変ありがたいものでございますので、今後も町としてこの事業を広げていくように取り組んでまいりたいと思います。

また、福祉の関係で社会福祉協議会とも十分に連絡、協議しながら、より使っていただき使い勝手のいい事業というものにしてまいりたいと思いますので、その点は今後ともしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 13番、青柳議員。

○13番（青柳はるみ君） ありがとうございます。今の2点、見直しをお願いいたします。

2つ目の質問の中でヘルプマークがありまして、前向きな答弁いただきましてありがとうございます。ヘルプマークについては、私たちが考える以上に、その当事者というのは求めていることが非常にわかりましたので。

また、このヘルプマークというのは国に要求するんだと思ったら、東京都に請求するんだそうです。東京都で扱っているということで、オリンピック関連だと思いますので、町のオリンピックへの準備としても必要だと思いますので、早急に取り入れていただきますようお願いいたします。

ヘルプマークというのは、このぐらい小さい赤いマークなんですけれども、バッグにつけている。何で若いのにシルバーシートに座っているの、でも内部障害がわからない。でも、バッグにつけていることによって何かあるんだなということで、思いやれる気持ちが出てきますので、住民への周知とともに、その当事者がつけるということで必要だと思いますので、ぜひ導入をお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（浦野政衛君） 答弁はよろしいですか。

○13番（青柳はるみ君） はい。

○議長（浦野政衛君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、8番、根津光儀議員。

（8番 根津光儀君 登壇）

○8番（根津光儀君） 議長の許可を得て、町長に質問いたします。

まず初めに、中澤恒喜町長、3期目の当選おめでとうございます。これからの4年間の町政に大いに期待を寄せていることを申し添えまして、私の一般質問に入らせていただきます。

人口減少、少子高齢化という言葉がちまたに流布され、先般の町長選挙においては、両候補とも、これが大問題だから何とかせねばとさまざまな公約を打ち出して論戦が交わされました。この定例会の中でも、それらの公約が審議の俎上に上り、私たち議員も議論してまい

りました。着々と実行され、少子高齢化に歯どめがかかることを願っています。

しかし、置き去りにされていることがあるような気がしてなりません。それは、数少ない子供たちを町全体で育み、日ごとに体の自由がきかなくなっていく高齢者をいたわり、また仕事や家事、子育て、介護で奮闘している人たちに、癒やしと明日への活力を養う場を提供することです。

老いも若きも、そして若い人たちも、この町を誰もが誇りを持って暮らす町として実感し、生き生きと暮らすことが必要です。それは、町に暮らす一人一人が自分自身に誇りを持つことから始まると考えます。

人々が集い、誰もが楽しめるレクリエーションや幾つになっても学び続けることを提供する場が公民館であり、公民館がその機能を発揮してくれることを願うのみです。

現在、公民館の活動は5つの館によって大きな違いが生じています。また、中央公民館は築42年がたち、老朽化が進んでいます。公民館を中心にした憩いと学びの機運がさらに高まり、人々がこの町に誇りを持っていきるためには、公民館はどうあるべきか、町長の認識について質問いたします。

1、公民館の役割について。

各地区公民館と中央公民館の役割の違いとは何ですか。

地区公民館の支所機能、出張所機能の現状はどうなっていますか。

業務の実態と人員配置は適正と考えますか。

東地区の公民館活動についてどのように捉えていますか。

機能、役割の統一、整合性についてどうお考えですか。

それらの現状は町民にとって利用しやすい状況でしょうか。建物等のハードと運用のソフトを含めてお答えください。

2、中央公民館の現状と今後について。

文化事業の拠点として、公民館として積極的に展開していると言えますか。

会議室としての利用状況はどのような現状でしょうか。

図書室としての機能と利用の現状について、地区公民館、図書の実態も含めてお答えください。

利用とサービスの現状と問題点について、公民館、各施設の耐震やバリアフリー対策、老朽化対策について、どのような計画を立てていますか。コンベンションホールや地域振興センター等、町有他施設とどのようなすみ分け、整合性を整えていく考えでしょうか。

中央公民館の建物は現状でよいとお考えでしょうか。

以上、質問いたしました、自席にて続けさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の公民館の役割についてであります。公民館は社会教育法第20条で、「一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定されております。

まず、各地区公民館と中央公民館の役割の違いについては、東吾妻町は地区ごとに5つの公民館が設置され、地区の実情や伝統を踏まえ、文化祭や体育行事、また社会教育活動の拠点として特色のある事業を実施しております。

中でも、中央公民館は立地的にも町の中心に位置し、町全体を対象とした寿大学の開催や乳児が絵本に触れる機会としてブックスタート事業、備品の貸し出しなどに取り組んでおります。

このように、地区の社会教育活動の実施機関として公民館が設置され、全町的な事業については、中央公民館が4公民館と連携調整を図りながら取り組んでおります。

次に、地区公民館の支所機能、出張所機能の現状についてですが、公民館は地区ごとに設置をされた教育機関であることのほか、中央公民館以外はそれぞれ支所及び出張所機能が備わり、証明書の交付や各課をまたいだ窓口業務全般を行っております。また、東支所では地域開発事業特別会計、太田及び坂上公民館では簡易郵便局業務を取り扱っております。

業務の実態と人員配置につきましては、社会教育法に基づいた事業を中心に、一部行政事務も行っているところですが、職員については、町全体の事務執行の中で適正配置に努めております。

次に、東地区の公民館活動につきましては、幼児から高齢者までを対象にした継続的、組織的な学習の場が提供されております。文化芸能発表会、運動会など、地域の皆さんが一堂に会する事業、小学生が自然体験や社会体験ができる機会を設けております。また、大字単位で分館が設置され、地区でさまざまな自主的活動が実践をされているようであります。組織的に旧吾妻町の地域とは異なる部分がございますが、それぞれの地区の歴史や状況を踏ま

えながら取り組んでおります。

町内にある5つの公民館は、地域住民の社会教育活動の拠点であり、それぞれの特色を持った事業展開をしております。会議室などの施設も、多くの団体、サークルに有効的に活用いただいております。今後も皆様のご意見を聞きながら、さらに充実させていきたいと考えております。

次に、大きな項目の2番目、中央公民館の現状と今後についてでございます。

中央公民館の事業展開については、先ほど申し上げたとおり、寿大学の開催、野鳥の写真展、県生涯学習センター吾妻支部との共催事業として、おもしろ科学教室、ブックスタートなど広く町民を対象とした事業を展開しております。

また、町の文化協会の事務局のほか、加盟団体が連日会議室を利用するなど、文化振興の拠点となっております。

会議室の利用状況につきましては、大小の会議室、和室、調理室等が整い、ほぼ毎日全室利用され、利用人数は1日平均70名程度であります。時間帯によっては駐車場が不足し、利用者に大変ご迷惑をおかけしております。

図書につきましては、定期的な購入、30年度につきましては約90万円でございますが、群馬県立図書館、吾妻郡内の教育機関と連携し、内容の充実を図り、読書活動を進めております。

公民館ごとの蔵書数や利用実績の詳細は省略をさせていただきますが、5つの公民館全体で昨年度5,333冊の利用がありました。利用される方々の年齢や性別については、地域によって特徴があるようでございます。

公民館施設の耐震につきましては、中央公民館以外は基準をクリアしております。バリアフリー化の状況は対応が図られている部分もございますが、多くは十分であるとは言えません。公共施設全体の整備を進める中での検討課題とさせていただきます。

また、地域振興センターや他の町の集会施設との関係ですが、公民館は冒頭で申し上げました教育機関でございます。住民ニーズの把握に努め、目的に沿った事業や施設の貸し出しを行ってまいります。

最後に、中央公民館の建物であります。平成21年度の耐震診断では補強が必要との診断がされ、補強工事だけでも1億数千万円が見込まれます。しかも、多機能トイレやエレベーターは未設置で、玄関のドアも重く、ご高齢の方や障害のある方の利用においては、大変ご不便をおかけしております。

今後は、原町地区の公共用地、施設全体を見ながら、町の社会教育活動拠点として、乳幼児から高齢の方々までが安心して集える施設となるよう整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） 町長に丁寧にお答えいただいたと思いますが、再質問に入る前に、1つ確認をしておきたいんですけれども、我が町のホームページの中には、教育委員会へ入っていく、クリックするバナーがありません。そして、迷いに迷い探しながら行って、各公民館にたどり着いても、非常に簡略なものしか載っておりません。

少なくとも町民を対象としたとしても、公民館の事業がどのような事業が行われているのか、また、行われている事業に自分が参加するには、どうしたら参加することができるのか、要するに開催期日、それから参加資格等を記載したものが一つもありません。これは実際にはきちんとあって、お前がたどり着いていないということだけなのかどうか、そこを確認させてください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町のホームページの件でございますが、教育委員会のページは各課というバナーがありますが、そこを押すと教育委員会が各課の中で出てくるようになっております。

また、公民館の利用の方法ですとか、催しの行事等につきましては、不十分な点があるかと思しますので、今後は十分にその点を補強しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） 教育課というクリックする、小さいのは探してきますとありますけれども、教育課は一体どこの所掌になっているのでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ホームページにつきましては、今申し上げましたように、各課のバナーから追っていきまると教育委員会が出てまいります。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） 教育委員会という文字が、探しても私はたどり着くことができませんでした。ぜひ教育委員会がこのまず前面に出てこないで、公民館にもたどり着けないのだと思います。

社会教育法の中で、公民館というものを第20条で規定をして、そして公民館を設置すると

なっているんです。設置できるでもなければ、しなければならいでもなく、設置するという書き方でもって書いてございますけれども、この第21条の設置するというふうになっていることは、私は非常に重いと思います。教育委員会がそれを設置していく、所掌する中心になる、恐らく行政機関だというふうに私は捉えております。

また、その第3項の中で、分館を置くことができる、これはできる規定です。東地区にある5つの分館はそういうことで設置されているんだと思いますが、いま一度町のホームページの表紙部分から、そして各公民館の紹介ページにつきましても、ぜひこれから改善していくというお気持ちがあるなら、そういうふうにしますというふうにお答えいただきたいんですけれども。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のお尋ねの点でございます。

もう一度町のホームページ、十分にチェックをいたしまして、町民の皆様がご利用になるのにスムーズに行えるような状況にしていきたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） さて、この公民館ですけれども、中央公民館と各地区そのほかの4つの公民館では、活動に大きな違いがあるように感じます。また、東公民館につきましては、非常に独自の活動を行っていると思います。どっちがいいとか悪いとか、すぐれているという話ではなくて、できれば町全体の公民館を1つの機能のもとに整合性を持って、それぞれの活動がお互いに調整をし合っていくことが大切なのではないかなと思いますけれども、町長はその辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各地区の公民館、申し上げましたように、その地域の今までの伝統ですとか歴史を踏まえて行事を行っております。お年寄りのための行事、敬老会等もありますし、芸能発表というふうなものもありますし、それぞれの地域で、またスポーツ事業なども公民館のほうで行っておるのでございまして、そういったものを踏まえながら、地域の歴史、伝統というものを踏まえて、尊重しながら、そして各地区の公民館がさらに活発な活動ができるように進めてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） それでは、これからちょっとハードの面で町長のお考えを伺いたしたいと思います。

中央公民館以外の施設については、耐震の基準はクリアしていると、安心できる建物だということですが、実はそれにしても、バリアフリー化については随分やはりおくらしているのだと思います。例えば大会議室が2階になっていて、そして階段を上っていくことしかそこに行くことができないという施設が坂上、それから東、中央公民館もそうです。そういう施設がございます。

また、それぞれ老朽化しているぞというふうには言えないかもしれませんが、それぞれにこういったバリアフリーというようなこと、それからより使いやすさということからいくと、若干もう老朽化、あるいは陳腐化している施設なのかもしれません。

中央公民館に至っては耐震についてもということですから、この中央公民館については、今後何らかの手を打っていかないといけないと思うんですけれども、町長がこの4年間の間にどうするということではないにしても、この4年間にその先のことを計画していかなければならない立場だと思いますけれども、そうしたときに、この中央公民館をどういうふうに取り扱っていかうというふうにお考えでしょうか。ハードの部分でいいです。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中央公民館、申し上げましたように老朽化が進んでおります。また、バリアフリーの状況も対応されておられません。耐震もないということでございますので、中央公民館につきましては、今ある場所に新築するのか、あるいはほかの場所に行って、場所を変えて新築をするのかということで、いずれにしろ建てかえなければならない状況にあるかと思います。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） いずれにしろ、原町公民館があるわけではないですから、中央公民館はこの原町地区内になるんだと思いますけれども、場所について特にこういう候補が考えられるというようなことは、現在はお考えはないんですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ざっと見て、現在の場所がまず一つです。それから、役場が除去された跡、それから、バイパス沿いに八ッ場ダムの県の事務所があります。その跡などが今浮かんできます。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） いずれにしても、建物を、中央公民館をどこかで新築していかなければならないということだと思います。

その際に、今度はソフト面のことを考えて、現在中央公民館は拠点の公民館ではあるけれども、他の公民館の上位に位置する公民館ではないというふうにお考えでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、他地区の公民館と同様の扱いをしております。他の公民館の上位に位置するというふうなものではないと思っております。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） 条例の中では5つの公民館を並列で書いてありますので、そういうお答えということだとは思いますが、実際には拠点の公民館として機能している。また、5つが事業において横並びということではなく、実際に各公民館を当たってみますと、例えば岩島の麻の里、岩島公民館について言えば、陶芸を中心に町内各地から来ていただいている。そのかわり、フラワーアレンジメントを計画していたけれども、他公民館でやっているので当公民館ではやらないというような話し合いがなされたということも伺いました。

非常にそういった意味ではいい話し合いがなされているのかなとは思いますが、町全体の文化事業、それから公民館事業、レクリエーション、体育などを社会教育課というのがなくて、教育委員会の社会教育の担当部署がきっちり指示が出ていればいいのかもしれませんが、なかなかそこへ全体の計画等がうまく収束していないというような感じがするんですけれども、町長はその辺はいかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各公民館との連携につきましては、月1回各公民館の館長等が集まって、また、教育課も集まって連携の会議を行っておるということでございます。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） できれば、できればというか、運営をしていく中で事業を刷新して、そして去年こうだったからこれもやりましょうというのをできるだけ刷新して、新しい事業、人々を引きつけるような事業というのを計画してほしいな。そのためには、中央公民館が新しくなるのであれば、それを機会にそういった組織についても一考してほしいなと。

ただし、上意下達ではなく、それぞれが話し合って自主性を持ってやっていくというのが社会教育の基本でしょうから、そういった形でよい事業を積極的に打ち出す、新しい事業を打ち出していく、そういう公民館活動が行われるようになってほしいというのが私の希望でございます。町長のその辺のお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 全てのことに言えるかと思います。やはり前例踏襲では、なかなか行き詰まるということでございまして、公民館活動、お年寄りから若い人まで、子供たちまで集えるような、そういった事業というものを今後お互いに連携しながら、考えながら進めていくのが必要かと思っております。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） それともう一点、公民館の図書室機能ですけれども、現在、中央公民館の図書室は、他公民館に比べれば非常に蔵書も多くて、また、そちらへ行きますと、県の県立図書館の蔵書の検索は各公民館でできるようですが、取り寄せについて直接県立図書館と交渉してくれるというような機能を持っています。

図書室と図書館の違いは、町長はどういうふうに受けとめておられますか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 図書室と図書館ですか、図書館のほうが大規模で、図書室は小規模なものと、一般的には考えてございます。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） 図書館というのは、蔵書を何らかの意図を持ってふやしていくということが求められている、そういう機関です。また、図書館でありますと蔵書の一部を、ほとんどの蔵書のことですが、複写をとることができます。図書室においてはそれができません。

中央公民館を新しくなさるときには、ぜひこの図書館の機能を持たせるようなことが求められると思うんですけれども、町長はその辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在の中央公民館の図書コーナーを見ておりますと、学校帰りに友達と一緒にそこで勉強したり、本を見ながら勉強したりする姿も見られますので、当然中央公民館を新しくする場合には、そういったことも頭に入れて、図書コーナーの充実というものを図ってまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） そうすると、中央公民館が新しくなっても図書コーナーでしかないというふうなお考えですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今後の検討事項だというふうに捉えております。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） ぜひ図書室ではなく図書館の機能を持たせていただきたいと思います。

もう一点ですが、私たちがこの町に誇りを持ち、そして暮らすためには自分自身に誇りを持つ、そういうことがなければいけない。そのためには豊かでなければいけない。歴史、民俗、文化、自然、人々の営みそのもの、そしてここに暮らす私たちのそれぞれの気質、健康、それからさまざまな運動にまでかかわって豊かさというのがある、それで誇りができてくるんだと思います。ぜひそういった町を目指して公民館活動がより活発になるように、今後お願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の町の誇りの点につきまして、ご発言がございました。そのとおりでございますので、今後とも誇りを持って暮らしていける東吾妻町にしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。2時5分まで休憩いたします。

（午後 1時54分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 2時05分）

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、6番、竹淵博行議員。

（6番 竹淵博行君 登壇）

○6番（竹淵博行君） ただいま議長より許可をいただきました。一般質問をさせていただきます。

項目といたしまして、バイオマスタウン構想の現状と今後について、町の文化施設の利活用についてということで質問させていただきます。

まず、バイオマスの関係ですが、東吾妻町では平成21年にバイオマスタウン構想を策定し、

基本的な構想として主に家畜排せつ物堆肥化、２として家畜排せつ物高度利用、３として林地残材広域活用、４として地域資源複合利用などが示されております。

質問１として、現在、木質バイオマス発電事業として株式会社吾妻バイオパワーによる発電事業が岡崎地区で行われていることは承知しておりますけれども、現状は産廃業者割当数量による木質チップ、資源とも言いますし、ごみとも表現させていただきますけれども、それを当町において、大型焼却炉で燃やしているだけのようには思われますが、この施設を誘致したことで当町にバイオマスタウンとしての利益、メリットがどのようにあるのか質問をさせていただきます。

２番目として、バイオマスタウン構想での考え方に沿った間伐材等林地残材などの取り組みは進んでいるのか。そして今後は、お聞かせください。

３番目として、家畜排せつ物堆肥化の取り組み及び積極的な販売推進はどのように取り組んでいるのか。今後はということで質問させていただきます。

４番目として、家畜排せつ物高度利用、メタン発酵などですが、それを検討、実施とありますけれども、実情と今後はということで質問させていただきます。

次に、町の文化施設の関係ですが、当町において一概に文化施設といってもいろんな施設があります。

そこで、１つの例を挙げさせていただき、質問とさせていただきます。

東支所地内のあづま農村環境改善センター内に展示されております著名な漫画家富永一朗先生の漫画廊について、平成７年３月１８日に富永一朗先生をお迎えし、ご講演をいただき、自作品の提供をお約束されたことがきっかけであったと。これは東村時代でございますけれども、認識しております。富永先生の貴重な原画、単行本などを適切な管理運営、来場者の対応など、適切に行われてきたのか、行われているのか。今後はということで問います。

議席に戻りまして質問させていただきます。

○議長（浦野政衛君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、竹渕議員のご質問にお答えをいたします。

バイオマスタウン構想の現状と今後についての１点目の当町の利益、メリットであります。バイオマスタウン構想では、林地残材の有効活用による地域林業の活性化と森林整備の促進、地域資源の有効活用による循環型社会の構築と住民参加の町づくりの具現化等が期待

される効果として挙げられております。

平成29年度の状況を申し上げますと、林地残材約3万6,000トンが木質チップ燃料となり、再生可能エネルギーとして利用されております。除伐や間伐等で切り捨てられていた木材が形を変えエネルギーに変わることで、林業経営の意識変化や林業農家の収入増、山林の保育、保全等につながり、循環型社会の形成に役立つとともに、土砂崩れ等の山地災害も起こりにくい森林になることは大きなメリットと考えております。

また、誘致したことで固定資産税等の税収増や新しい産業と雇用がつくられ、町の活性化につながっていると考えております。

間伐材等林地残材でございますが、構想ではチップ化を行い発電利用を行うことで、間伐などを進め林地の荒廃をなくすことも含め、構想としてございます。

次に、林地残材利用についての質問ですが、平成23年5月に渋川県産材センターが本格稼働を開始し、曲がりの多い木材等はバイオマス発電への燃料に供給されております。また、間伐材等のチップ化に対する民間事業者、2組合であります、の参入もあり、間伐材、林地残材等のチップ化は進んでいると認識をしております。

今後も、引き続き各事業者、森林所有者に対しまして情報提供を行い、林地の荒廃を防ぎたいと考えております。

堆肥化の取り組み、販売促進につきましては、各事業者をお願いをしているのが現状となっております。また、家畜排せつ物高度利用についてですが、町内の事業者の意向によっては検討を行う考えもありましたが、現状といたしますと各事業者からの意向がないのが現実となっております。

町の文化施設の利活用、ご質問の富永一朗あづま漫画廊については、平成7年3月18日に漫画家富永一朗先生をお迎えし、ご講演をいただいたのをきっかけとして、当時の東村を大変気に入っていて、原画などの提供が約束されました。

その後、箱島ホテルを題材としたものを含む原画などの寄贈をいただき、あづま農村環境改善センターのロビーに展示し、平成7年10月16日に富永一朗あづま漫画廊がオープンを行いました。

あづま農村環境改善センターは当時の東村の時代から職員の常駐ができないため、常時の開館はしておらず、施設利用があった場合に開館しており、富永一朗あづま漫画廊についても、来場があった場合は東支所に対応を行ってまいりました。

寄贈された原画などは展示ケースなどにおさめ、手が触れられないような配慮を行い、大

切に保管展示をしております。将来的には庁舎の移転とあわせて公共施設の再配置や機構について見直しを行う予定でありますので、その中で有効活用を今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、バイオマスタウン構想なんですけど、29年度の実績として3万6,000トン余りの林地残材の処理を行ったということでございます。当初の計画というか、行い方ということを知っているものですから、かえって当初の産廃業者以外のところがチップ化をして持ち込んだ場合での収支というものを非常に心配しております。しかしながら、これだけのものが処理されているということですから、採算がとれなければ当然ながら進まないということで、少しは一安心をしているところでございます。

また、家畜の排せつ物の関係なんですけれども、堆肥の関係については事業者をお願いしていると。そしてまた、高度利用化については特に動きがないということでもありますけれども、この高度利用化についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

基本的には、業者云々ということもあろうかと思いますが、この町としてこういったものに取り組むということも可能性とすればゼロではないんだと思うんですが、そういったものを積極的に取り組んでいく姿勢があるかどうか、確認をしたいということでもあります。

背景とすると、国では太陽光発電というものが一段落しているという形で、軌道に乗ったということがあって、特に経済産業省のほうの資源エネルギー庁のほうで、これからは畜産のふん尿によるメタン、これのことについてかなり力を入れていっているという背景がございます。

そういったものもございますので、町としても特に話が業者からないとか、そういう話ではなくて、要するに町としてタウン構想をつくったわけですから、町としても検討していく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） バイオマスタウン構想の中の家畜排せつ物高度利用についてでありますけれども、これにつきましては、排せつ物を一定のタンク等に入れまして、そこから発生するメタンガスを利用して、発電なり熱利用なりするというところでございます。

現在のところ、構想におきまして町がやるということではなくて、事業者に展開を促すというふうなことだと思いますけれども、現在のところコストの面とかさまざまな面で、町

がやってもメリットについては期待できないというところでございます。

今後、国の取り組みや、またコストダウンが図られることが見えてまいりますれば、町としての取り組みを始めてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 非常に専門的なことで難しい部分がございます。先般も前橋のある方とお話する機会がございまして、このことについては、メタンガスを抽出する際に非常に水が出るそうです。その水が非常ににおいがすると。そのにおいを消去するためにどうしたらいいかということで、非常に課題もあるということの現状もあるそうでございますけれども、ただ、今、町長がご答弁いただきました国等の動向を見て、もしできるような環境が整えば積極的に取り組む必要も。

このタウン構想を見ますと、家畜の排せつ物の関係というのは非常に量がありますから、業者任せだけではなくて、町としてもいろんな環境をどうするかということも含めて取り組んでいく必要があるんだと思うんです。

現在はおいだけでも訴えられる環境も整っていますので、そういった意味では町も人任せではなくて、町としてもいろいろ協議を重ねる必要があるのではないかというふうに思います。

先ほどの答弁で結構です。

バイオマスタウン構想については以上とさせていただきます。

次に、町の文化施設の利活用についてということで、1つの例を出させていただいて、富永一朗先生の原画の管理等の質問をさせていただきました。

私も町長に対して質問をするという、それもちよっと逆に言うと私も町民の方から言われてチェックしてみたらこんな状況だったということもございますので、余り偉そうなことは言えないんですけれども、ただ、きちっと現状を町長に把握していただいて、今後の取り組みに生かしていただきたい、そういったつもりで質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、過日改めてあづま農村環境改善センター内に展示してあるところに参りました。そうすると、驚くことに、富永一朗あづま漫画廊来客者記録簿というのがあるんですよ。これ、町長、あるかどうかご存じでしたか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 会議や催し物で行ったときに、目にした覚えがございます。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ありがとうございます。

おかしいですね。見たことがあるということなんですよ。もう一つ質問の方向を変えます。
今、この吾妻に東村というのはあるんでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何とお答えしようかということで、旧東地区でございます。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そこに行きますと、無造作に置いてあるんですよ。富永一朗あづま漫画廊来客者記録名簿、平成15年7月28日から、東村企画観光課と書いてあるんですよ。大変恥ずかしい話だと思いますよ。見たことあるというんですけれども、本当に見たことがありますか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 目にしたことはありますけれども、そこまではちょっと覚えておりませんでした。このような物が置いてあるというのは、やはり東村時代からこうやって富永一朗の漫画廊は歴史的なものだということで、置いてあるのかと思います。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 簡単に話します。おかしいですね。町長の答弁ですと、東村というのは残すべきなんだというふうに聞こえたんですが、今、東吾妻町ですよ。担当は、聞いてみると地域政策課ということなんですよ。

それで、先ほど答弁の中で、東支所で対応しているというふうにご答弁いただきました。現実には、担当課に聞きました、来場者名簿があることすら知らないと言う。2年間いるそうです、誰とは言いませんけれども。じゃ、上司からそういうことを言われたことあるのかと。ありませんということです。

これほどずさんなんですよ。その現状を知っていただきたいということなんですよ、基本的に。これからどうするかということが一番重要だと思いますけれども。

それと、せっかくの原画というものをカーテンあけっ放しで、直射日光が入って、もう色もくすんできているんですよ。それと、中の水も入れかえていない。こういった現状があるんです。この辺は把握していましたか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ガラス戸の中に展示物があるというものは見ております。その物が老

朽化しているとか、そういうものは私ちょっと判断できませんけれども、今後は大切なものでございますので、手入れ等もしっかりしなければならないと思っております。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） そのとおりですよ。大切なものなので本当に真剣に取り組んでいただきたいと思いますよ。町長がそういう姿勢だから、職員がそういう姿勢になるんだというふうに私は感じていますが、本当に惨めだと思います。

それと同時に、その近くの、これはちょっと趣旨とは違うかもしれませんが、あづま農村環境改善センターの使用名簿、これについても、いまだに東村役場なんですよ。だから、こういうところ何で職員が気がつかないんですか。町長なんか知るわけないんですよ。職員が気づかないんですよ。

こういったことを町長みずからきちっと職員に対して気づくように言うべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 合併以来、そこまで気が回らなかったのかなというふうに思いますけれども、今後は歴史的なものは歴史的なものとして残して、新たに新しくするものはしていくということだと思います。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ありがとうございます。

どちらにしても、有効活用、そしてまた絵というものはある意味生き物ですから、早急に紫外線の対策、こういったものについては取り組まなきゃいけないと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、富永一朗さんの原画、絵でございますので、歴史的なものから考えて、あづま農村環境センターで置いておくのが一番かなというふうには思います。十分にそのコーナーを整備してまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） それと、ホームページにちょっとだけ載っているそうです。そういった意味では、ホームページに載っているかどうかわかりませんが、そういった意味では関心があるお客様が県外からも実際に来ております。

支所の方はほとんど知りません。どういうことかという、今、「にこにこひろば」とい

うことで、教育関係ですけれども、月曜から金曜日までですか、あそこで隣の部屋を使っているんですけれども、そういう時間帯にどうにかこうにか、今、ナビがありますから、それを使って来ているそうです。

しかし、どこに声をかけていいか全くわからない。支所のほうで対応すると、町長おっしゃっていましたが、支所のほうの入り口なんだか、教育委員会の入り口なんだか、全くわからないんですよ、来客者は。こんな恥ずかしいことないですよ。そういったものも対応できますか、早急に。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、来場者向けの案内看板、あづま農村環境改善センターの前、あるいは支所の玄関の前等で案内することは十分にできるかと思います。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 今、最後の言葉はちょっとわからなかったんですが、十分に対応します、十分に考えられます、何ておっしゃったんでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのような看板を設置することで対応ができるかと思います。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 対応はできるんだと思う。対応するつもりはあるということで解釈してよろしいですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） はい、そのようなことでございます。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ありがとうございます。

町長から今回の質問、小さいことですが、当町においてはこういったものが多々あるんだと思うんですよ。そういったものを富永一朗先生の画廊だけではなくて、やはり全体をいま一遍この機会に見直してみということも必要かと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、公共施設の再配置等も行うわけでございますので、この機会によく見直してまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 町長から前向きなご意見をいただきました。

以上をもちまして、私の一般質問にかえさせていただきます。終わります。

○議長（浦野政衛君） 以上で、竹渕博行議員の質問を終わります。

◇ 山 田 信 行 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、10番、山田信行議員。

（10番 山田信行君 登壇）

○10番（山田信行君） 一般質問をさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねをいたします。

介護保険法改正で消費税財源も活用しながら地域支援事業、充実した新たな包括的支援事業、在宅介護、介護連携の推進、生活支援サービス体制の整備、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進にかかわる事業が位置づけられた。

2025年とされた状況が7年後に近づき、団塊の世代、人口の極端に多い昭和22年から24年に生まれた方々が75歳となることを意味しています。

新しい総合事業は地域包括ケアシステムを構築するために、また、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくために、介護や医療、住まいや生活支援を包括的に提供すること。

しかし、問題なのは団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、いかに給付を減らし費用を抑えるかなど財政削減、また手厚い支援等をどのように両立していくのか、お尋ねいたします。

1、地域包括ケアシステムの構築と介護保険法の改正による新しい介護予防・日常生活支援総合事業。町による介護予防・生活支援サービスを行うこととなったが、新しい総合事業の概要とこれまでの介護予防事業との違いをお尋ねいたします。

2番として、東吾妻町における地域包括ケアシステムの意欲と取り組みについてお尋ねいたします。地域的取り組みとして、医療と介護、介護の連携以外に社会福祉協議会、民生委員等のほか、障害福祉サービスや生活困窮者自立支援相談、介護離職予防相談、支援者、またNPO、地域ボランティアとの連携が重要であると思うが、町長はどのようにお考えでしょうか。

4番といたしまして、地域ケア会議の効果的な実施により、他職種の共同体制推進とケアマネジメント支援の充実を図ることが求められていますが、この点について具体的な取り組みをお聞かせください。

5番目、高齢者がボランティア活動に従事することで、高齢者社会参加の地域貢献を促すとともに、高齢者自身が介護予防につながる地域サロン、介護施設等でボランティアを行った場合に、自治体からポイントを付与され、商品との交換や換金、介護保険の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあると聞きます。

その際の財源としては、自治体の裁量によりますが、地域支援事業交付金の活用も可能ではないでしょうか。高齢者の方が地域貢献する喜びを味わいながら、自分自身の健康維持につながる仕組みをつくる必要があると考えますが、町長はいかがでしょうか。

6番目、2層協議体交流については、高齢者に限らず多世代の交流ができる仕組みづくりも含めて協議し、地域のコミュニティーが活性化するように進めていきたいと思います。交流拠点を地域に置く方法は地域の集会所を中心に開設されるのも可能かと思います。

既に各地域ではサロンが開催されています。当地区も上之町地区では民生委員の皆さんが頑張ってくださいまして、区としても支援をし、常に32名ぐらいの皆さんがお集まりをいただいております。

しかし、お話を聞きますと、集会所まで遠く、通うことができないというお話も聞きます。シンボリックな施設、町の建物等を事実上活用できる、また、空き家や空き店舗を活用するようなものを検討してはいかがでしょうか。

議席にて質問を続けます。

○議長（浦野政衛君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の新しい総合事業とこれまでの介護予防事業との違いについてですが、これまでの介護予防事業は1次予防事業、一般高齢者対策と2次予防事業、2次予防対象者対策に区分され、それぞれの対象者に対して実施するものでありました。

特に2次予防事業は、今後介護や支援が必要となる可能性が高い特定高齢者対策で、基本チェックリストから選定し、運動機能向上、口腔機能向上、低栄養改善プログラムを実施してきたところであります。

一方、制度改正後の新しい介護予防事業は1次予防、2次予防を区別せずに、地域の実情に応じて効果的、効率的な介護予防を推進する観点から見直されたもので、一般介護予防事業として位置づけられました。

細目として、把握事業、普及啓発事業、評価事業、地域介護予防活動支援事業、これは住民主体の介護予防活動の育成支援であります、があり、新たに地域リハビリテーション活動支援事業、これはリハビリ専門職等の関与を促進でございますが、が加えられております。

2点目の東吾妻町における地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みですが、ケア会議、これは町の社協、町民課、保健福祉課、包括支援センターで構成しております。このケア会議を定期的に開催し、協議体の活動を推進しているところであります。

また、地区協議体メンバーとして多くの民生委員さん、民生委員OBの方々、区の役員の方々、ボランティア、NPO、JA、商工会、郵便局等、多様な方面にご協力をいただいております。

郡内町村との情報共有の場として、介護事務研究会を定期的に継続しているほか、医療介護連携に欠かせない郡医師会との協議につきましても、定期的に継続しているところでございます。現状では、住民主体のサービスを創出するところには至っておりませんが、地域の資源の掘り起こしと課題の抽出に力を注ぎ、8期の計画に反映できるよう努めてまいります。

3点目の地域ケア会議の効果的実施とケアマネジメント支援の充実についてですが、今年度自立支援型ケアマネジメントモデル市町村として、9月から具体的に活動を開始いたします。この事業を契機に利用者の自立に向けたサービスを展開できるよう努めてまいります。

4点目の地域支援事業交付金活用等とポイント制の導入についてですが、地区協議体の活動の中でも提案が出されている状況にあります。

ところで、先日公表された平均寿命のデータにおいて、当町男性の平均寿命は、県下最下位は免れたものの下から2番目というものでありました。高齢者の皆様が地域に貢献しつつ、自身の健康の保持、増進につながるような取り組みを展開できるよう、協議を進めていくほか、町民の健康寿命の延伸に主眼を置いた活動となるよう、さらに努めてまいります。

5点目の多世代交流の仕組みづくりとしての空き店舗、空き家の活用についてですが、地区協議体の活動として、向こう三軒両隣のお茶飲みからという意見も多く出されております。先日の坂上地区協議体地域の実情把握では、空き家158軒、留守家25軒、ひとり暮らし126軒という結果でございました。今後、5地区それぞれの地域の特性に鑑み検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 10番、山田議員。

○10番（山田信行君） ありがとうございます。

要支援者の我が町の実情に応じた多様なサービスの提供ができる制度を見直すということで、国からのガイドラインが示されているわけですが、社会福祉協議会や町内の関係事業者、協議がどのくらい進んでいるかと。

今、町長のお話では9月から進めていくということですが、もうちょっと具体的に何がどうというようなことは、突っ込んだ回答をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町の社協と、また町の担当者、包括支援センター等が中心になりまして、民生委員の方々、ボランティアの方々を巻き込んで、今後事業を展開するために、その地域に沿った事業を行っていくということで協議を進めているところでございます。

今後は、郡の医師会等とも十分な連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 10番、山田議員。

○10番（山田信行君） 今の回答の中で、理解はしましたけれども、今、1層、2層ということで、東吾妻町では1層は5地区のまとまりだと。2層については各地域の集まりということでありませうけれども、その中で、いろんな要望がかなり違うと思うんですよ。

例えば岩島と坂上ではかなり違いますし、東と原町でも違いますし、それを一括的に支援していこうというのは非常に難しいと思うんですが、2層の会議の中でも、1層に対してどの程度の意見を上げていけば、1層のほうでその結果をおろしてくれるのか。その辺はどうでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） なかなか具体的な話で、まだちょっと煮詰まっていない部分もありますけれども、今お話いたしましたように、各地区の特色というものがございまして、そういうものを反映した、本当にかゆいところに手が届くような事業の展開が必要かと思っております。

○議長（浦野政衛君） 10番、山田議員。

○10番（山田信行君） 推測ですが、なかなか難しい問題であるとは十分理解してお

るんですけれども、スタートして約1年たとうとしているわけなんですけれども、もうちょっと早く物事を進めたほうがいいかなというふうな印象であります。

今、町長からボランティアのポイント制度について回答をいただきましたけれども、ボランティアの皆さんにかなり頼る面が多かろうと思います。民生委員の方、区・班長等含めて、いろいろ地域の面倒は見ていますけれども、やはりもっと多くのボランティアの方にお世話になりたいというふうに思っていますけれども、普及を充実させる手法として、今言いましたポイント制度、例えば11年前にこの制度を始めた東京都の稲城市、かなりいい成績出ていますので、その辺のもう一度ポイント制度、いろんな意味での使い道も考えられたり、大変難しい問題もあると思いますけれども、その辺もう一度回答をお願いします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ボランティアの方々の協力が必要だということでございまして、民生委員の皆さん、また民生委員を経験したOBの方等が一生懸命やっていただくということでございます。

ポイント制ということが出ておりました。こういうものも利用して、そしてまた、元気な高齢者が面倒を見るというふうなケースをつくって、そして、だから高齢者同士が助け合い、元気な高齢者がより元気に長生きできるというふうなことにつなげていければいいのかと思っています。

稲城市の例等も十分に把握の上、ポイント制につきましても、十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 10番、山田議員。

○10番（山田信行君） かなりいい成果が得られているということで、高齢者の方も喜びを感じながら介護、いろいろなボランティアをしているということなので、ぜひ参考にさせていただければというふうに思います。

また、身近な協議体である2層でありますけれども、その中の文言に興味深い目標が5つあります。あるものを利用する、あるものを改良する、ばらばらにあるものをつなぐ、埋もれているものを発掘する、ないものをつくるとありますけれども、これをある程度2層の中ではっきりうたっております。その辺は町長、どういうふうに理解なさいますか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、山田議員がおっしゃいました5つのものでございます。十分非常に大切なことだというふうに理解をしております。今後、その言葉に沿ったような事業展開

ができればと思っております。

○議長（浦野政衛君） 10番、山田議員。

○10番（山田信行君） 行政の仕事というのは、なかなか進みが遅いというような印象がある中で、本当に2025年に向けて、今、基礎づくりだというふうに思うんですよ。

私たちの世代でもなく、また今、20代、30代の皆さんも、地域にそういうシステムがある、そういうものがあるということを認識をしていただくというのは非常に大事だというふうに思います。

例えば2024年には3人に1人が65歳になると。2027年には血液が足りなくなるというような、輸血が難しくなるのではないかと、そんなようなお話も出ている中で、社会福祉協議会も、もちろん保健福祉課も頑張っているんですけども、町長がもうちょっと旗を振っていただいて、2層の中で皆さんの地域の要望を、それが補助金とかそういうことでなくて、地域ではこういうプランがあると。そういうことを具体的に1層に上げるように。また、1層は上がったものをしっかりと町で協議をしていただいて、実際にできるように、その辺ちょっと一歩突っ込んだ回答をお願いしたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員のほうから、地域の声を取り上げて、そして事業に反映しろということでございます。

今後とも、地域づくりのこれから大きな課題だと思いますので、この件につきましてしっかりと保健福祉課を主として、柱にして取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 10番、山田議員。

○10番（山田信行君） 時間もあるので、この辺で終わりたいと思いますが、各関係機関の皆さんもしっかりと認識をいただいて、地域の人たちも一生懸命お手伝いをしますので、ともにみんなで進めていければというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 答弁はよろしいですか。

○10番（山田信行君） はい。

○議長（浦野政衛君） 以上で、山田信行議員の質問を終わります。

◇ 茂 木 恒 二 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、11番、茂木恒二議員。

（ 1 1 番 茂木恒二君 登壇）

○ 1 1 番（茂木恒二君） 議長の承認をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

一般質問、きょうは私が最後のようなので、もう一頑張りお願いいたします。お疲れのようだけれども。

項目については、行政改革、財政改革ということで、これについてはいろいろ議論されてきているわけですが、当町の抱える最重要課題の一つというように私は認識していますので、論点を整理する意味で、改めて行政改革、財政改革について質問させていただきます。

まず、第2次総合計画の資料編、町民アンケート51ページにあるんですが、行政の効率化と健全な財政運営については、満足されているというのが0.8%、それから不満が11.6%ということで、非常に驚きの数字と。特に行政の効率化と健全な財政運営については、満足は各項目ほとんどありませんというコメントがついております。

その中で、まず行政改革についてですが、まず1番、平成18年の合併以降、行政改革を推進してきました。現在の状況を町長はどのように認識されておりますか。

同じく町民アンケートの中で、行政改革に関係するところとして、行政職員の資質向上という項目については、満足1.6%、不満14.3%、これもある意味驚きの数字。それから、行政手続や情報発信の電子化についてはどうだと。満足は1.0%、不満5.9%という数字が出ております。これを私の質問の一番の参考にしているわけなんですけれども。

行政改革の中で、2番目で職員の適正化計画。すみません、適正の正がりっしんべんになっておりまして、正しい字ということで、通告書をお持ちの方は訂正願えればと思います。職員の適正化計画については、平成34年目標数値は町のほうから201名というふうに言われております。10年後、20年後の目標数値はあるのですか。人口減少や事務の機械化、A I化を職員数にどう反映していきますかということでお尋ねします。

それから、次の大きな項目で財政改革について。

1番で、町長は現状をどのように認識されておりますか。

それから、町債残高は平成29年度末153億6,472万5,000円と巨額になっておると。削減のための具体的施策は。また、繰上償還についての考え方はどのようにお考えでしょうか。

3 番目、平成30年度一般会計当初予算は82億2,800万円と。行政規模から見て過大ではないのでしょうか。その積算の根拠というふうに書いてありますけれども、積み上げ方式なんだと思いますけれども、その主な根拠について伺います。

それから4番目、財政調整基金は2017年24億4,600万円から10年後の2027年見込みとして財政の将来推計というところから見ますと、44億9,100万円と大幅な増額となっている。借金が多いんですけれども、貯金もふえていくという不思議な現象というふうに私は思っているんですけれども、その理由について伺います。

以下、自席にて質問を続けさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、茂木議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、行政改革についてのご質問ですが、平成18年の合併以降、行政改革を推進してきましたが、現在の状況を町長はどのように認識しているかについてですが、合併後、町では町民の利便性やサービスの維持向上、行財政改革の効率化、地域の活性化に向け、町民と行政が一体となって計画的に町づくりを進めていくための基本方針として、東吾妻町第1次総合計画を策定いたしました。

行財政改革推進プランに基づき検証を行い、平成21年及び平成27年に組織の見直しを行いました。合併時には21課で組織していたものから、現在は11課に統廃合し、職員数の削減を行い、人件費の削減に努めてきたところでございます。

しかし、職員数の大幅な削減、定年退職等による職員年齢構成の急激な変化と定年延長への対応など、今後の行政運営において欠かすことのできない人的資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められております。

そのため、業務量に合った人員配置、業務の繁閑に応じた人員の配置を意識し、多様化する行政サービスに少数精鋭で対応するため、職員一人一人の能力を一層向上させることが急務となっております。

人材育成と組織の活性化のために、さまざまな職場を経験し、多様化する住民ニーズに対応できる公務員としての意識改革と専門的な知識、技能を持ったエキスパート職員の養成を目指した人事管理をしてまいります。

そのために、群馬県と市町村合同で行っております経験年数や役職、職種に応じた研修会

への参加や、町独自の研修会を開催し、研さんを積んでいるところでございます。

また、派遣研修は専門的知識、技能の習得以外にも、交流による幅広い見識を養う上でも大変効果的であります。今年度職員を県へ派遣しておりますが、今後も引き続き交流を推進してまいります。

しかし、町民アンケートの結果につきましては真摯に受けとめ、簡素で効率的、効果的な組織を基本としつつ、政策調整機能の強化や重要施策の総合的な進行管理など必要な組織体制を整備してまいります。

引き続き、窓口を初めとする職員の公共サービス意識の向上及び意識改革に努め、今後も多様化するニーズに対応した町民の利便性やサービスの向上により、一層努めてまいりたいと思っております。現在も総合戦略推進本部、改革推進部会、行政改革分科会といった組織体制をつくり、組織の見直し等、協議検討を行っているところでございます。

行政手続につきましては、マイナンバーカードの導入により、各種の行政手続等がオンライン申請等などにより利用できるようになりました。今後も行政手続の簡素化につながり住民の利便性が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

また、情報発信につきましては広報ひがしあがつまの充実が不可欠でありまして、レイアウトの工夫などより読みやすい紙面づくりを目指してまいります。また、町のホームページの活用にも積極的に取り組んでまいります。さらに情報化社会に対応した情報発信に努めてまいります。

2点目の職員適正化計画につきましては、10年後、20年後の目標数値はあるかでございますが、第2次定員適正化計画は行政課題や社会情勢の変化に効率的、効果的に対応し、安定的な行財政運営ができる組織体制を確立するため、計画的な職員採用を行い、職員の活性化及び人材確保、人材育成を目的とした中期的な計画でございます。

目標設定については、類似団体職員数との比較や地勢、道路延長、公共施設数等の当町固有の事情を考慮しつつ、第1次定員適正化計画の目標数値204人を基準として5年後の目標数値を設定しております。

204人の基準に対し、平成29年4月1日現在の職員が194人と10人少ない状況であることも考慮し、不足人員の補充及び退職者補充を計画的に行うとともに、フルタイムの再任用職員等を効率的な活用を行い組織体制の確保を図るものとし、5年後の目標数値を201人いたしました。

10年後、20年後の目標数値についてですが、本計画は第1次計画同様、中期的な計画と

して策定をしているため、長期目標の策定をしておりませんが、今後長期的な視野に立った計画を策定する際には検討してまいりたいと考えております。

次に、人口減少や事務の機械化、A I 化についてのご質問ですが、人口減少や少子化、高齢化が進行する中、新たな行政課題や多様な住民ニーズに対応するため、各事務事業の効率化、財源や職員数の適正化など進めていく必要があります。

今後、機械化、A I 化が急速に進展し、行政への導入をすることになった場合には、事務事業の効率化が期待され、職員数の適正化につながることを考えております。

財政改革についての 1 点目、現状をどのように認識しているかでございますが、当町は税収の大幅な増加は見込めない状況であり、一般財源の確保について依然厳しい財政状況が続いております。しかし、財政健全化比率については着実に改善をしており、将来の東吾妻町のあるべき姿に近づけるよう財政推計を行いながら、今後も財政の健全化を進めてまいります。

次に、2 点目の町債残高についてお答えをいたします。

残高が巨額となっているその要因は、臨時財政対策債の増加でございます。合併当時と比較すると、平成29年度末時点で約22億円増加をしておりますが、これは後年度の普通交付税で全額措置されます。総額153億6,472万5,000円のうち約7割が交付税措置をされると想定できました。残り3割の46億941万7,000円が実質的な町債残高とした場合、平成20年度決算と比較いたしますと約17億円減少しております。

繰上償還の実施には補償金の支払いが発生するほか、財政調整基金等の切り崩しによる健全化比率の悪化も懸念されるため、現在は予定しておりません。引き続き財政措置の優位な町債を有効的に活用するとともに、借入れと償還のバランスを図ってまいります。

3 点目の予算規模に対する質問でございますが、庁舎建設事業や吾妻溪谷活性化対策事業等の臨時的事業が予算化されている状況のため、82億2,800万円の当初予算額となっております。

昨年3月の定例会で、議員の質問にお答えをしているとおり、当町の財政規模を考えると80億円弱の予算規模が望ましいと考えた場合、前述の2事業の合計が約4億6,000万円のため、差し引きで77億6,800万円となり、適正な予算規模となっております。

予算に対する積算根拠は各課からの予算要求書がございますが、膨大なデータ量のため、予算査定時点で集約し、予算に関する説明書と事項別明細書をお示ししております。

最後に、財政調整基金についての質問でございますが、財政推計では各年度の実質収支を

3億円から5億円と想定し、その約半額を財政調整基金に積み立てる方向で作成をいたしました。

普通交付税の合併算定がえによる縮減措置が始まっている現在、交付税の減額は一般財源の総額の引き下げに起因いたしますので、一般家庭でいう預貯金的な存在の財政調整基金につきましては、適正予算規模の約半額程度は確保しておきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 質問の途中ではありますが、ここで休憩をとります。3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時09分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

○議長（浦野政衛君） 11番、茂木議員。

○11番（茂木恒二君） 答弁ありがとうございます。

平成18年合併以降、行財政改革を推進してきたということで行財政改革推進本部、それから現在は総合戦略本部、行革推進部会、議会においても行財政改革推進特別委員会を設置して、この問題に取り組んできた。

今回の第2次総合計画をつくるに当たってアンケートをとったところが、ほとんど満足していないという結果が出たと。これは私も行財政改革推進特別委員会にいますので、内心じくじたる思い。10年やってできなかったんですから、やっているつもりなんだけれども、町民の皆さんの目には満足がほとんどいないという状況なんです。

ですから、町長が真摯に受けとめますと言いましたけれども、ぜひこの辺がスタートになると思いますので、真摯に受けとめて、当然議会議員もそうなんでしょうけれども、改めてこの問題をしっかり取り組んでいかなければいけないと思います。

行政改革の中で、行政職員の資質向上、資質という言葉は非常に難しい。よく使われるの

は、財務大臣としての資質を疑うと、なんて言ったときに資質という言葉が出てくるんですけれども、私なりの考えだと、資質というのは行政マンとしての知識、それから仕事への取り組み姿勢等含めて資質と言っているのかなというふうに受けとめているんですけれども。そうすると、このアンケートを見る限り、200名近い職員の皆さんは自信と誇りを持って仕事に取り組んでいる方が多いと思うんです、アンケートを見て、内心、さっき言いましたけれども、じくじたる思いをしているんじゃないかなというふうに思います。ですから、自己評価と外から、町民の皆さんから見た目。

行政は当町の職員、公務員になるわけですからけれども、いわゆる公僕というんですか、それから全体への奉仕者とか、英語で言うとパブリックサーバントと言うんですか、ある面でいうと住民の皆さんに奉仕するサービス業であるというふうに言われるときもあるんです。

サービス業なのに、住民の皆さんが顧客と考えれば、顧客誰も満足していませんという結果なんですよ。ですから、仮に民間で、単純に比較はできないと思いますけれども、激しい競争にさらされているサービス業であればとつくに倒産、店じまいということになると思うんです。やっぱり厳しいんです、町民の皆さんが見る目は。ぜひこれからもそのところを意識していただきたい。

それから、職員の適正化計画なんですけれども、先ほど町長の答弁の中で業務量、それから少数精鋭化、それから類似団体等々、いろんな言葉が出てきましたけれども、じゃ、私の手元の資料なんです、当町の人口、30年4月末現在1万4,046名、群馬県は35市町村、市が12、町が15、村が8ですか。15の町の中の人口が比較的近い同一規模の町というのが、板倉町が1万4,750人、ほぼ同じです。その次に近いのが甘楽町1万3,280人、このところの職員数はどうなのかというふうにデータで見ますと、29年4月1日現在、板倉町145名、甘楽町115名という職員の数なんですよ。

ですから、適正化というのが業務量等いろいろなこと、職員の配置等を考えて適正な人数で201名と言っているのか、あるいはもっと違った目で見ても、先ほど145名、115名言いましたけれども、適正なのか。この辺が判断が分かれるところなんですけれども、これから10年先は職員のあれ見ていないというふうに言われていますけれども、定年等の延長があつて、職員数を調節するという言い方は失礼かもしれませんが、自然減、定年退職、途中退職が減ですよ。それからあと採用数、この絡み。

やはり当町も人数が多いんじゃないかといって採用しなかった年もあったと思いますけれども、要するに一番調整するのは採用数なんですよ。逆に言うとそれしかないんです。民間

企業だと、業績が厳しくて潰れそうだというとリストラクチャリングというんですか、単純に人減らしのことじゃないかもしれませんが、人削減計画というのを必ず出しているんです。

だから、地方公務員、うちの町でそういうのは果たしてなじむかどうかわかりませんが、適正化と考えたときに、やっぱり現状からシミュレーションすると、20年後には1万人を切るかもしれないうちの町ですから。

それで、あとは機械化、AI化、人口減少というふうに考えれば、200名をずっと20年後も続けるというのはどう考えても無理が出てきちゃいます。ですから、その辺を徐々にでありながらも加味しながら、しっかり計画を数値目標と言ったら変ですけども、立てるべきだというのが私の考えなんですよ。

そういうことで、適正化というの、業務量というのは把握できないんですよ、できないので、業務量がこれだけ100あるから職員は何人いますという数字が出てこないの、業務量からしていいですよというふうに言われると、その辺が難しいところなんですけれども、もう一度そういう各観点から見直しをすべきじゃないかと。

第2次総合計画が3月の議会で議決承認されましたから、本当はそのときにこういうことを言えばいいのかもしれませんが、今6月議会で質問することになっちゃいましたけれども、そういうことで。

次の財政改革なんですけど、先ほど言った2つの町、同一規模の自治体との比較というふうに考えますと、28年度末起債残高、板倉町38億8,000万円、甘楽町52億7,000万円なんですよ。ですから、町長のあれですと70億円ぐらいでしょうと。うちの町はいろいろ起債の必要が生じて起債しましたということなんですけれども、うちの町の合併以来の当初予算を見ていくと、平成18年が95億円、合併ですよ。あと年度ごとに82億円、87億円、86億円、84億円、83億円、79億円、83億円、85億円、85億円、83億円、29年91億円、これは庁舎の問題と保育所ですか、91億円。30年度が82億円という数字なんですよ。

財政改革を言うときに、当初予算規模というのがあって、市で言うと渋川市の市長の講演を聞く機会があったんですけども、渋川人口7万8,000人で330億円の当初予算。これ人口比例、うちの町に1万4,000に置きかえてみると、59億円ぐらいの数字が出るんですよ。渋川は330億円でも肥大化していると言っているんですよ。当初予算もっと減らそうと市長が言っているわけです。

それから、そういう面から言っているいろいろの起債圧力と言ったら言い方が変ですけども、

いろいろな要望があつて起債をしてきているはずなんですけれども、起債というのは有利な起債、合併特例債、10年間だったのが各自治体の要望があつて5年延ばしたと。33年になったと。あと合併特例債はなくなるわけです。

そういうもろもろを考えると、今の予算は私は肥大化していると思います。標準財政規模というのは課長に聞くと57億円ぐらいだというんです。企画課長は70億円ぐらいというような言い方をするんですけれども、それが果たして適正な予算規模なのか。類似団体と比較してそういうふうと思うんです。今先ほど申し上げましたけれども。

ですから、その辺からやっぱりある程度計画的に立てていかないと、改革というのは改めて変えるということなんです。今までの考え方を改めて変えるのが改革なんです。先ほど当初予算のずっと年度ごとと言いましたけれども、ほとんど変わっていないんです。当初予算は。当初予算だけ見ると改革になっていないんです。変えていないんです。改革。

行革推進部会でも行財政改革推進プラン27、28、29、3年間の推進プランがあつて、業績評価もされましたけれども、そのときに町は健全財政に向け徹底した改革に取り組む町ということで、町民の皆さんに宣言しているんですよ。約束しているんです、取り組みますと。だけど、今のあれで見ると、とてもお約束を果たしているようには私の目には映りません。

それから、先ほどの渋川の例で、渋川も財政改革は重要な課題ということで当初予算の肥大化の話がありましたけれども、起債残高は渋川市民1人当たり49万円、これは県下12市の中で一番大きな額だそうですよ、49万円が。うちの町は29年度末の153億6,000万円を1万4,000で割ると109万円になるんです。だから、繰上償還等々をいろいろ言いますけれども、私にはちょっと言いわけにしか聞こえないんです、この数字を見ると。

だから、宣言して、お約束を果たしていないというのが私の。これはいろいろ見方があるので、一概には言えないと思いますけれども、財政改革を言う場合には、10年、20年、30年、子や孫の世代に負の遺産を引き継がない、現在行政に携わる者の責任なんです。

逆に言うと、起債しても今の私たちは何も困らないんですよ。いい建物ができました。道路もよくなりました、起債して。喜ぶんです。だけど、それが借金で賄うということになると、払ってねと、子や孫にと。

だから、ここを論じるときにはやっぱり将来に対する責任感みたいなものがないと、僕は財政改革は成し遂げられないんじゃないかなと。もっと言うと、良心の問題かなと、行政に携わる者の。だって自分の家族だったら、家庭だったら、子や孫に親父の借金残したくないですよ。それと同じで考えると、どう見てもこの数字を見る限りは、私は今の現状を、町

長の答弁をお聞きしましたけれども、正直な話財政改革は無理だなと。改革できていないんですから。そんなことねえぞ、やってみせるから今に見ていると言えば非常にありがたいんですけれども、ぜひそういうふうにしていただきたい。

財政調整基金のあれありましたけれども、これは新聞なんかを見ると、財政制度等審議会というのが財務大臣宛てに意見書を出して、国の財政が主に意見書なんですけれども、地方財政にも触れているんです。地方財政については、借金が減らないのに貯金がふえている自治体があると。うちと同じですよ。借金が減らないのに財政調整基金がふえているという言い方をされているんです。気をつけろというふうに言われています。

それから、昨日地方公共団体金融機構債、利率0.569、1億円やりますと。これは非常にいいことだと思います。ただ、財政改革の抜本的な部分ではないというふうに私は思うわけです。

時間がないのであれですけれども、定説として地域おこしとか、何々改革、行政改革、財政改革、これは中心のメンバー、要するに中心人物、当町で言えば町長が熱意と情熱があるかがポイントだと。熱意と情熱がないそういう改革は幾ら言っても失敗するでしょうと。成功したところはリーダーが熱意と情熱を持って進めているところしか成功しませんよと言っているんです。

そういう意味からも、ぜひ町長には先頭に立って改革に取り組んでいただければというふうに思います。町長、ありましたら。

○議長（浦野政衛君） 町長、答弁ありましたら。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 住民アンケートで町民の方々、町に本当に期待をしているというあらわれだと思いますので、真摯に受けとめて、横の役場全体、職員とともに取り組んでまいりたいと思っております。職員数につきましても、18年3月に合併をしたときは260人だったと、職員数がですね。現在が197人ということになっております。

そのようなことでございますので、しかし、これは行政、議員もおっしゃいました町民へのサービスが仕事でございますので、それが怠りなきようにしなければならないというものでございます。

類似団体等のお話もございました。板倉町は関東平野の中でまとまったところでございます。人口は多いけれども面積は少なく、東吾妻町は人口が1万4,000人だけれども、地域が広くて、そしてまた5地区に広く伸ばしているわけございまして、それだけ道路の延

長も長いし、いろんな面でお金もかかるし、そしてまた職員数も要だということでございまして、公共施設の数も多いということでもあります。こども園やら公民館やらも多いわけございまして、そのようなことから単に比較はできないということでございまして、やはりあくまでも町民のサービスというものを基本に考えなければならないと思っております。

そういうような状況の中で、東吾妻町の将来を考える上で、町の歴史的なものも現在の財政には大きな影響も与えているわけございまして、その中で努力をして財政改革を進めておるところでございます。以前よりは、かなり財政状況もよくなっておるということは皆様見ておわかりだと思います。

そのような中で、議員のお話でございますけれども、努力をしていくことは当然でございます。町の職員の力、また議員の皆様の協力もいただきながら、東吾妻町、将来のために、子供たちのために住みよい町にしていまいらなくてはならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○11番（茂木恒二君） はい。ありがとうございました。

○議長（浦野政衛君） 以上で、茂木恒二議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす6月14日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（浦野政衛君） 本日はこれをもって延会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時39分）

平成30年 6 月 14 日（木曜日）

（第 3 号）

平成30年東吾妻町議会第2回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成30年6月14日（木）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	浦 野 政 衛 君	2 番	高 橋 徳 樹 君
3 番	里 見 武 男 君	4 番	小 林 光 一 君
5 番	重 野 能 之 君	6 番	竹 渕 博 行 君
7 番	佐 藤 聡 一 君	8 番	根 津 光 儀 君
9 番	樹 下 啓 示 君	10 番	山 田 信 行 君
11 番	茂 木 恒 二 君	12 番	金 澤 敏 君
13 番	青 柳 はるみ 君	14 番	須 崎 幸 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	三 枝 仁 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長 堀 込 恒 弘
議会事務局 高 橋 智恵子
議 補 佐

議会事務局 水 出 淳
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（浦野政衛君） 皆様、おはようございます。

連日ご苦労さまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますようお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（浦野政衛君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（浦野政衛君） 初めに、14番、須崎幸一議員。

（１４番 須崎幸一君 登壇）

○１４番（須崎幸一君） ただいま浦野議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書

に基づき質問をいたします。

町民が誇りを持って暮らす町づくりについてするものであります。

町では、目指す将来像を「住民が誇りを持って暮らすまち」と定め、実現に向けた町づくりに町民とともに取り組んでいるところであると思っております。その根幹をなす計画が第1次、2次総合計画であると思えます。

町が平成30年に策定した主な個別計画としては、東吾妻町鳥獣被害防止計画、東吾妻町森林整備計画、東吾妻町水道事業基本計画、第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画、第3次東吾妻町障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画、第2次東吾妻町職員定員適正化計画、東吾妻町空き家等対策計画などがあり、そのほかに公共施設等総合管理計画は、平成29年3月策定、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略については、平成28年から取り組んで、ことしは3年目になるわけです。こうした各分野における新しい計画が多く示されている現在、将来像の実現に向けてなすべき、これからの方向性や課題が見えているのではないのでしょうか。

そこで、誇りを持って暮らす町づくりを具現化するために、どうすべきかを念頭に置き質問をいたします。

ほかに例を見ない外観が城づくりの役場本庁舎が建設中で、来年1月より供用開始予定ですが、ぜひ町のシンボルとして広く町内外に周知して多くの来訪者に来てもらい、さまざまな分野での展示や催しを行い、町のよさを認識していただき、知名度を上げることができたらと考えます。特に、最上階の活用方法はどのように考えていますか。町民が自慢できるような役場本庁舎になる可能性があると思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

次に、第2次総合計画における実施計画書を今年度に作成すると思えます。第1次総合計画の実施計画書を踏襲しての作成になると思いますが、特に町長が新たに考えている具体的な実施計画とは何かお聞きいたします。

次に、現在、観光大使として当町出身者の方や在住の方を含めて4名が任命されております。観光大使としての呼称ではなく、主にこの町に住んでいる人を対象とした各分野別に大使を任命して、多くの人にこの町のPR大使として活躍してもらうことはできないのでしょうか。例えば、農業大使、文化大使、スポーツ大使として、人物を選出したらどうでしょうか。住んでいる町民が誇りを持って住むことができるきっかけにもつながると思えます。

次に、まち・ひと・しごと総合戦略の事業における東吾妻教育システム開発プロジェクト事業の具体的内容について、どのようなことを考えているのか。平成29年度は調査研究とし

て、学びのベーシックとの連携を進めるとあります。平成30年度はどのように調査研究を進めていくのか。一つの提案として、この町のよさを理解してもらうために、町の歴史教育を幼少時より行っていくことで、町に対する愛着心を育むことができてるのではないかと考えます。

以上のことについて質問いたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご質問のとおり、現在、温泉センターを役場庁舎とするため、増改築工事が行われております。庁舎として整備する工事費用を抑えるために、お城の外観はそのまま利用して工事を進めております。城郭風の役場庁舎というのは、青森県の田舎館村のほかには全国には例がありません。話題になると思いますので、地域の活性化につながる効果があるのではないのでしょうか。最上階に当たる部分は、以前から町民の皆様に原町駅から川戸地区が見渡せる展望ホールとして利用されておりました。この部分は執務スペースとしては利用できません。今まで同様に町民の皆様に開放する展望ホールとしての利用を考えているところでございます。

2点目の第2次総合計画における実施計画書について、私の考えとのことでございます。

第2次総合計画は、平成30年度から10年間の町づくりの手引書として、政策の大綱を明らかにする基本構想と基本構想実現のため、施策分野別に取り組むべき方針や展開等を前期と後期の5年ごとに示す基本計画、そして、基本計画で示した各施策の具体的な事務事業を財源等の見通しを立てながら進めるための実施計画の三層で構成されていることはご存じかと存じます。

この実施計画についてでございますが、議員ご指摘のとおり今年度早期の策定を目指し準備を進めており、今後、副町長を委員長とする総合計画策定委員会を中心に各課の議論を深め、立案等を行う予定でございます。新たに実施計画へ盛り込む内容としては、第1次総合計画でも行ってまいりました3年間のローリング方式に加え、今回から基本計画に策定した重点施策の進捗状況の見える化を検討し、町民への情報公開やPDCAサイクル手法のツールを用いていければと考えております。計画書の様式や内容など準備を進めておりますので、

今後、各議員へも、その内容案などをお示ししたいと考えております。

次の町観光大使の設置の目的ですが、東吾妻町の魅力を広く町内外に紹介し、町のイメージアップ及び観光振興を図ることを目的として、東吾妻町観光大使設置要綱を設置しております。観光大使の役割としましては、広く町内外に町の魅力を紹介し、イメージアップに寄与すること、町の要請に基づき、イベント等への協力支援を行うこと、町のイメージアップ及び観光振興に資する提言を行うことなどお願いをしております。

現在の観光大使としましては、岩島地区出身の画家、脇屋主三様、坂上地区出身の切り絵画家の大塚久枝様、原町地区出身の落語家の桂夏丸様、町在住のプロスカイランナーの長谷川香奈子様であります。いずれも町にゆかりのある方を委嘱して活躍をいただいております。

議員ご指摘の農業大使、文化芸能大使、スポーツ大使など、分野別に任命して多方面に活躍してもらうことはできないかでございますが、東吾妻町に在住し、多くの方々にこの町のPRをいただける方がいらっしゃれば、農業、文化、芸能、スポーツ等の部門を問わず、観光大使に就任していただき、東吾妻町を全国にPRしていただきたいと考えております。

次に、東吾妻教育システム開発プロジェクトにつきましては、町総合戦略本部の中で今後方向性を検討し、各課横断的にチームを編成しながら調査研究を進めていく予定でございます。具体的な事業はスタートしておりませんが、開発プロジェクトの基盤に東吾妻町学びのベーシックと、町費負担による人的支援を据えるべきと考えております。それは、どちらも子供一人一人に人間として自立しての生活とともに、他者と共生し合える生活に欠かすことのできない資質、能力の基礎的な内容を育むことにつながるからであります。基礎的な資質、能力は時代がどのように変化しようと、資産、能力の一端を担うと見ております。本町の保育所、こども園、小・中学校で生活、学ぶ子ども一人一人の成長、学びを保障できることは、議員ご指摘の町が町民が誇ることのできる一つと考えます。

次に、町への愛着心を育む教育についてですが、各小学校とも、町、地区の環境、文化財、農産物等、教材として位置づけた学びを計画し、子供たちが活動に取り組んでおります。

具体的な事例として、蛍の生態、湧水とつなげる環境学習、麻こぎ、麻ひきなど歴史的な文化遺産、伝統的技術継承の学習などであります。また、野菜、稲の栽培など、地域の方を指導者に依頼しての体験学習なども行っております。野菜等の栽培体験は、こども園でも行っております。

小学校、こども園が各地区にあり、子供たちが地区の方から学ぶとともに、交流し、地域にある人、もの、自然等を教材にして学んでおります。中学校では、他の4地区から生徒と

ともに生活し、学び合うことを通して、友達とのかかわりから、自分が育った地区のよさ、特徴が心に刻まれ、地区のよさを再認識しているのではないのでしょうか。

さらに、大人になって町に在住していても、町から離れて生活していても、自然の豊かさ、町民の温かな気風などの魅力を伝える役目を担ってくれるでしょうし、引き続きこの町に関心を持ってくれるものと期待をしております。また、地域の文化や伝統を先人などから学び、郷土愛を育む取り組みは、将来、違う文化を持った人々を尊重することにもつながることと思っております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 14番、須崎議員。

○14番（須崎幸一君） 1点目の役場本庁舎移転に係るこの庁舎についてですけれども、外観が青森県ですか、にあるということで、全国でも2例目ぐらいになるわけですかね、今の町長の答弁ですと。非常に貴重というか、でき上がりますと珍しいものになるということで、私は町のシンボルとして十分売り出すことができるのかなと、知名度アップにつながるのかなというふうに思いますけれども、どうしたらそうした形でシンボルとして売り出すことができるか、町内外の人に意見を聞いたらどうかなと思うんですけれども、その点について町長いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふれあいの郷から、今度は役場庁舎ということになりますが、あの建物は東吾妻町のシンボリックな建物ということで、以前から町民の皆様にも親しまれ、またこのバイパスを行き来する車窓から見られておりまして、町外の人にも本当に印象に残っている建物でございます。この建物、役場庁舎として、そしてまた、これを東吾妻町をPRするための一つの建物として、さらに進めていかなければならないと思っております。

今、議員ご質問のように、町民の皆様からアイデアを募集したらどうかということもございます。それもいいことだと思っております。一つの催し、イベント、役場前で行って、新聞の記事になったり、テレビのニュースに出たりということも行えば、さらにPRができるかと思っております。いずれにいたしましても、町民の皆様のご意見、それから議員の皆様のご意見等も伺いながら、この町のシンボリックな建物、大いに活用して、そして東吾妻町のイメージアップにつなげてまいりたいと思っております。

○議長（浦野政衛君） 14番、須崎議員。

○14番（須崎幸一君） 例えば、マスコミに取り上げてもらってテレビ放映してもらえるよ

うに、町長みずからがテレビ局に行ってPRしてもらおうというふうなことはいかがでしょうか。

また、もう一点、岩櫃城が役場に町のシンボルとして現在によみがえりました、みたいな、私が考えたんですけども、キャッチフレーズでポスターをつくり、町の知名度アップを図ることも一つの案ではないかなと思うんですが。あと外観を映画やテレビドラマ、またポスター撮影に利用してもらえるように売り出す方法、考えたらどうでしょうか。

それに、あと企業のコマーシャル、そういったコマーシャルの撮影用に提供することも考えられるかなというふうに思います。

いずれにしても、コンベンションホールを併設されてありますんで、今、町長言われましたけれども、いろんなイベント等を行って、町の知名度を上げる努力をすべきであると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） テレビ局へ行って営業といいますか、お願いをしてくるということも一つの大きなことだと思います。NHKの前橋支局、あるいは群馬テレビ等にも、一番手取り早く行けるところでございますので、そういうところから、いわゆる営業活動を行ってまいりたいと思っております。

ポスター、それからテレビドラマの一つのシーンで使ってもらおうと、また企業のコマーシャル、こういうものにも使ってもらったらいいいというふうなお話もいただいております。

さまざまな機会にテレビ局、それから各企業への一つの投げかけをして、広くこの町のシンボルである建物を使っていただいて、そして全国的に発信をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 14番、須崎議員。

○14番（須崎幸一君） ぜひ、町長みずからが熱意を持って行動されることによって、相手が心を打って動くというふうなことになりますんで、この町のかじ取り役、行政のトップでございますので、町長動くということは、本当に相手は、私たちとはまた、一般町民がお願いするのとはまた違った目で、住民の代表というふうな形で見られると思いますので、ぜひ行動に移していただきたいと、それも速やかに、時間たってしまいますと、全く意味がなくなる、今がチャンスのような気がいたしますので、ぜひよろしく願いいたします、と私は思います。

最上階の展望ホールですけれども、これからも現状のとおりで利用するというところでござ

いますけれども、積極的に利用ができるように、ぜひ宣伝をしていただいて、将来ある子供たちなんかも見学してもらうような形で計画していただければ、さらにいいのかなというふうに思いますし、また今回、観光大使として4名の方ですか、それぞれいろんな分野で活躍されているということでございますので、そうした方々の功績などもパネル化して、展示するのも一つのPRになるのかなというふうに思いますので、ぜひそんなこともご検討いただければというふうに思います。

次に、第2次総合計画の実施計画についてご答弁をいただきましたけれども、町民への情報公開やPDCAサイクル手法のツールを用いていきたいということでございますので、大変よいことだというふうに思います。ぜひ実行に移していただいて、町民を巻き込んだ施策の実施に情報公開は必要だと思いますので、ぜひ町民参加の町づくりに取り組んでいただきたいと思います。

観光大使についてでございますけれども、東吾妻町の魅力を町内外に紹介し、町のイメージアップ及び観光振興を図ることを目的としている、そのために観光大使設置要綱を設置していると、役割についても答弁をいただいたところでございますけれども、一般的に観光大使の呼び名では、私が捉えるイメージ的には、観光地の振興のために広報活動を行う人のことのように思えるのであります。観光地の観光振興だけではなくて、それも大切なんですが、むしろ地域の振興としての町の知名度を上げるPRをする大使として、町の出身者で町外に住んでいる方は広報大使であり、またネーミング的にはふるさと大使、町内に住んでいる方は農業大使、スポーツ大使とか、文化大使、芸能大使、美術大使等の呼称がつけられるのではないかなというふうに思います。

町外、町内で、また違った捉え方があるのかななんていうふうに私は思っておるんですけれども、観光大使で全てをひとくくりにせずに、個々の呼び名をつけることのほうが、この町をPRしやすいと私は考えておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 観光大使以外に、いわゆる農業大使、スポーツ大使というふうな分野別をお願いしたらどうかということでございます。それも非常によい考えかと思っております。特に、東吾妻町が目立ったもの、特産品、そういうものをさらにPRするものとしては考えられるかと思っております。そういった対象者がいるかどうかというものも、これから検討の上、そこにぴしゃっとはまる人物がいるようであれば、また考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 14番、須崎議員。

○14番（須崎幸一君） ぴたっとはまるというのは、かなり難しいかなというふうに私なりには思いますけれども、ぴたっとはまらなくても近いところで、余裕のあるところで多くの方に大使になってもらって、PRしてもらったほうがいいのかなというふうに思います。何でかという、やっぱり町内外の方にいろんなところで各分野で大使になってもらうことによって、広報活動に参加してもらおうということで、町民の方にとっては、この町のよさを再認識していただくと、また町外の方には、この町のすばらしさを知ってもらい体験していただいて、住んでもらえるようになればいいなというふうに思っております。

例えば、町外では劇団EXILEの町田啓太さん、今大河ドラマでも出られて、非常に活躍をされていると思いますけれども、それから劇団四季の島村幸大さんもおられます。また町内では岩井在住の画家の水野暁さんなど若い方がおり、非常に注目すべきではないかなというふうに思っております。ふるさと大使とか、観光大使という名前ではなくて、私はふるさと大使とか広報大使というような名前で、また美術大使として活躍してもらうことはいいのではないかなというふうに思います。ただし、これも相手があることなので、いろいろ劇団に所属している方については、多分本人はいいという部分があったとしても、劇団としての立場、それぞれ難しい部分もあるかもしれませんけれども、お願いするような形で、やはりこれもトップセールス、町長の手腕にかかっているのかなというふうに、1回ではなく、何回もお願いするという必要ではないかなというふうに思います。

いずれにしても、この町内に、よく調査すればさまざまな分野で活躍されている方、また今までもしてきた方がいて、誇れる人がいるのではないかなというふうに思いますので、私もそうですが、町としても努力をして、調査をしてみただけであればというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的にお名前が出ました俳優の町田啓太さんとか、ミュージカルの島村幸大さん、このお二人につきましては、以前からご家族を通じて、大使就任というふうなことでお願いをしてきた経緯もありますけれども、やはり所属する劇団等の都合というか、組織といいますか、そういうものもございますので、なかなか話が進まない状況にあります。水野暁さんのお話が出ました。岩井在住で、今、高崎市の市立美術館で個展、展覧会をやっておりますけれども、すばらしい絵を描く方でございます。今後こういった若い方にも、お

願いをしていくことは当然行ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、議員お尋ねの点の趣旨には非常に賛同いたしますので、これからそれぞれ広い分野で検討して、大使就任をお願いをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 14番、須崎議員。

○14番（須崎幸一君） ぜひ観光大使にこだわられることなく、いろいろな呼び名による大使をつくっていただいて、大いにこの町をPRしていただき、知名度アップを図っていただければというふうに思います。

最後、4点目になると思いますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略の東吾妻教育システム開発プロジェクト事業についてでございますが、将来この町を担っていく子供たちをどう育てるのか、成人したら町を出ていくということのないように、この町をこよなく愛して、そしてこの町で誇りを持って生きていく、そんな子供たちになるようにするには、どうしたらいいんだろうかということで、私は一つの考え方として、幼少時から郷土を愛する教育が必要であって、歴史、文化を学ぶことも大切であるというふうに思っております。

今までも努力をされてきたとは思いますが、もう一度ここでこういったプロジェクト、我が町独自の教育プロジェクトをつくるという中において見直しをしたらというふうに思います。東吾妻町の全地区を網羅した歴史や、また文化に関する本当にわかりやすい教育本や動画を作成して利用することも一つの案ではないかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大河ドラマの真田丸に関連して、職員のグループが小学生に配布をいたしました岩櫃山周辺の歴史の本がございますが、こういったものをつくっております。また、それ以前にも東村時代、また吾妻町時代に副読本的な教科書ができておったかと思えます。東吾妻町となって、またこういった副読本、また子供たち向けの映像を含めた町の歴史、伝統、それから誇るもの等をまとめたそういったものも作成することはいいかと思っております。今後も教育委員会の皆様、また教育課等とも連携をしながら取り組んでいくことが必要かなと思っております。

○議長（浦野政衛君） 14番、須崎議員。

○14番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。子供たちだけでなく、私達も再認識という意味では、そういったものに教育本という形ではありますけれども、本であ

り、また動画等を見させていただけることができればいいかなというふうに思っております。もう一度、各地区の地域資源を掘り起こしていただいて、子供たちが町のよさを自覚して、町内外に自慢できる町づくりができればというふうに思っております。

教育は、結果が出るまでに時間がかかる気がいたします。従前のやり方だけではなくて、その時代に即応した方法を検討して、早期に町独自の教育システムが確立することを願っています。よろしくお願いいたします。町長、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員から本日は大変さまざまな面でアイデア、ご意見をいただきました。非常に町として、これから全国的にPRして、また子供たちにもこの町の歴史、伝統を認識させて、そして誇りを持たせるということは非常に必要かと思っております。ご意見の点を踏まえまして、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 14番、須崎議員。

○14番（須崎幸一君） 最後になりますけれども、町長にとりましては今回3期目ということで、3期目の始まりの年ということで、ある意味でスイッチを入れかえて、充実した行政のかじ取り役ということになるのかなというふうに思いますけれども、町民の期待を裏切ることなく、町民の理解と協力のもとに町民参加の町づくりの行政運営を行っていただきたいと、その先頭に立って一所懸命頑張っていただいて、ぜひ私が今回のテーマに挙げました「町民が誇りを持って暮らすまち」、これは町の将来像でございますので、ぜひそのところをしっかりと心の中に刻んで、これからの4年間、かじ取り役として、リーダーとして、先頭に立ってさまざまな分野で一番最初に進んでいただいて、私たちを引っ張っていただければというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変力強い励まし、激励を頂戴をいたしました。お言葉に沿った形でしっかり頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

○議長（浦野政衛君） 続いて、12番、金澤敏議員。

（12番 金澤 敏君 登壇）

○12番（金澤 敏君） それでは、通告書に従って、私の一般質問をさせていただきます。

当町の地域振興センターに関する条例やその内容は、突然27年9月議会に提出されました。余りにも急な提案だった関係で、さまざまな疑問と、さらに時間をかけて地域の住民の声を取り込み、地域住民に喜ばれる地域振興センターにすべきではないかとの声が多く出されていましたが、結果として議会は賛成多数で承認いたしました。

執行部としては、必然的にどうしても急ぐ必要性があつてのスタートだったと思われます。それを裏づけるように条例案はまこと粗相なもので、調べてみますと新潟県魚沼市の地域振興センター条例とური二つで、自治体名を変えただけのものでありました。詐欺の手口として待ったなしとして、急がせ、焦らせ、判断をさせなくさせる振り込め詐欺が代表ですが、このときが詐欺というわけではありませんが、今でも、なぜあれほど急いでスタートをさせたのかがわかりません。

さて、この地域振興センターが27年度10月から鳴り物入りで始まりましたが、27年度、28年度の東吾妻町における施策の実績からは、どのような地域振興が行われているのかが読み取れません。特に、第1条の町民のコミュニティー環境の整備及び若者の定住促進のためとうたっていますが、その点検・評価をどのように検証しているのか伺います。

2点目は、当初の計画は宿泊施設として運営していくはずでありましたが、消防法や公衆衛生等で現在に至るまで、使用料を徴収できない状態であると伺っています。これでは、当初の若者の定住促進のためとの目的が遂行できないと不本意な事態が続いているとのこと、昨日の説明では多額の資金がかかるとのことでしたが、条例制定時の説明では、消防法も保健所関係の問題も間もなくクリアできるとのことでありました。これでは、議会に対して誤った情報で判断させたと言わざるを得ません。解決に向けての町長の意気込みとこれからの進め方を伺います。

3点目として、先ごろ行われた区長会の席で、もとの校庭のスポーツ広場を新たに整備し、駐車場にするとのことでありましたが、これによって地域振興センターの運営に支障や不都合が生ずる可能性が考えられます。なぜここにきて駐車場整備にかじを切ったのか、そしてどのように活用していくのかも含めて、明確な説明を伺います。

4点目として、他の自治体の地域振興センターは、観光資源の紹介だけではなく、地域丸ごとの魅力を発信するセンターとして機能させているものがほとんどです。しかも、その大

もとにある考え方は、地域振興のためには地域に人材を呼び込むことが重要なことで、人材育成ネットワークの情報や地域のものづくりを中心とした中小零細企業の企業ガイド、さらには就業のための各種助成金や奨励金の利用方法や就業に関して、ハローワークや県とのコラボなどを行っております。自治体によっては、農業に興味のある人用には就農情報を積極的に発信しているところも多く見受けられます。このままでは、趣味のグループが各公民館で活動しているのと同じになってしまうのではないのでしょうか。これは、6番目の公民館を設置したに過ぎないのではないかと考えてしまいます。

町長には、理想形としての地域振興センターの姿はあるのでしょうか。あれば今後の取り組んでいく方向や方針を伺います。

以後、自席にて質問を続けさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域振興センターの点検・評価の検証についてでございますが、各年度ごとの施策の実績には、地域振興センターの整備内容が記載をされております。平成27年度には、合併処理浄化槽修理及び改修工事を実施いたしました。平成28年度には、給水設備工事、調理室漏水修繕工事、管理用鍵取り付け工事、パソコン用LAN配線工事を実施いたしました。これらは、老朽化した建物の改修や整備のための費用になります。議員のご指摘の地域振興につきましては、これらの環境整備が終わり、本格的に稼働した後に点検・評価をしてまいりたいと考えております。

2点目の宿泊施設の運営でございますが、議員ご指摘のとおり宿泊施設は消防法による厳しい定めがあります。宿泊料金をいただかなくても建物を防火構造に変更する必要がございます。本来、旧岩島中学校を利用しているため、老朽化もあり、施設不備が多数あります。廊下や階段も高齢者や障害がある方のためにはバリアフリーにすることが望ましいと考えておりますし、エレベーターの設置も必要だと思います。これらの改修には、施設の用途変更が伴いますので、補強工事も必要になる可能性がございます。また、施設の運営に関しましても管理をお願いする者が必要になります。現在は、これらの諸問題について検討を進めておりますし、今後は費用対効果を含めて検討をしてまいります。

3点目でございますが、旧岩島中学校校庭につきましては、現在、社会体育施設として管

理、利用されておりますが、2年以上も町民の体育活動の利用がない状況でございます。体育施設としては廃止する検討をしていることは、今年度の区長・区長会長会議で説明しております。今後、普通財産として移管されましたら、地域振興センターの駐車場等として整備を考えております。

4点目でございますが、理想の地域振興センターの姿といたしましては、さまざまな方がさまざまな能力を発揮し、目的のとおり地域振興に資する活動の場となることが望ましいと考えております。具体的なことは申し上げられませんが、料理や手芸などの創作活動が町を代表する特産品となっていくとか、文化的な活動団体の作品発表会が多くの方々に感動を与える催しとなって、多くの方が町に集うようになるというような活動場所となることが理想と考えております。しかし、地域振興センター、大規模な災害に見舞われた場合には避難施設として考えています。日ごろは地域振興に資する団体に利用していただき、建物を適切に維持管理していただくことも理想ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） それでは、自席にて質問続けさせていただきますけれども、消防法や衛生法のことによって、宿泊施設としては今は利用できない、そして改修には多額の費用がかかるということで、どうも今の町長の答弁でいきますと、その費用対効果等もいろいろ考えているんだけれども、というような内容でありました。

私が思うに、確かにこれをクリアするには、防火工事とか、バリアフリー、エレベーター、本当にちょっと無理があるなと思います。

でも、この施設を地域振興センターにするといった条例案が出て、その時点では消防にも話に行っていて、何とかなりそうだと、あと保健所にもいろいろ行って、それもクリアできそうだというようなことで、この話がとんとんとんと議会で賛成多数で承認されたというような経過があったと思うんですけれども、ここに来て今の町長の答弁でいくような、本当に膨大な資金を使わなければ、今のままの現状のままやっていくしかないというようなことになってしまったのは、どこが問題があったんですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、消防関係、保健所関係等に当たっていく中で、相手方の機関の関係も非常に話が二転三転ということで、当初とは違ってきたというふうな点もございます。そのようなことから、このようなことになっておるかと思っております。

今後は、いずれにいたしましても大切な建物でございますので、地域振興に資するために積極的な活用を願って、またこのセンターの価値を上げることが必要かと思っております。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 今、ちょっと町長、気になることをおっしゃいましたけれども、相手方の組織が話が二転三転したために今こういう状態になっていて、最初の目的であるところの若者定住のための地域振興センターというような、定住を促すためのそういうものが今進められていないというようなことであつたんですけれども、じゃ、その二転三転した内容というのをちょっとお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ここで、これはこういうもので具体的にこうなったというものは、私自身が資料として持っているわけでございますので、おおむねそのようなことで進んできたということでございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 相手がいることですから相手の名誉のためにも、私はそこはしっかりとこれこれこういう経過のもとで、こう変化してきたために頓挫してしまった、頓挫という表現は悪いですが、最初の計画どおりに進めなかったんですよということを言わないと、それは消防やら保健所に対して失礼じゃないんですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点は理解できますけれども、状況としてそのようなことになったということでございます。私どもと相手方の行き違いというふうな点もあるかもしれませんが、そのような状況でございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） これ以上それ言ってもしょうがないんで、これはもう相手方に私ども議員が行って、話を聞いてくるという以外ないのかなと思いますけれども、今の町長の説明を相手方にしてよろしいですね。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 結構でございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） じゃ、この問題についてはそれで進みます。

今これは2点目のちょうどあれなんですけれども、1点目にもう一回返りまして、今、町

長、実績をどれだけ整備にお金をかけたとかということでありますけれども、今29年度の決算が出ていないのではっきりわかりませんが、29年度に関しては大体どのくらいの金額を使って整備をしたか、その点わかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、水回りとか、電気関係の補修工事等で100万円単位のお金がかかっているだろうということでございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 100万円単位ということでありますね。最初の予算では、27年度に842万4,000円の予算の中で、27年度が397万5,600円、28年度が216万5,400円ということで、それまでは614万1,000円かけて、ここで29年度が大体100万円ぐらいということでありますけれども、最初のこの条例案に沿った使い方はできない施設を、これはどのようにこれから運営していくのかということで、町長がいろいろ趣味の団体が使ってくれて、この町を代表するようなものができていけばいいなと思うということでありますけれども、こういうのって、基本的に私、そういうものって各公民館でできること、きのうのいろいろ議論の中で出ている公民館活動の中でできることではないのかなと思うんですけれども、どうして地域振興センターで行わなければいけないのか、その辺のちょっと説明を聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 趣味の団体、さまざまな団体が来ております。幾種もの団体が来るとなると場所的にも教室等もかなり使うわけでございますので、旧教室ですね。ですから、公民館では対応できない部分が出てきておりますので、非常に広いスペースで、そして区分けされている教室を使って同時にできるということございまして、ですから、岩島地区の文化祭がそこで開かれているというふうなことございまして、地域振興センターの利用勝手のいいところを使って活発な活動をしているということでございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） そうですね、趣味のサークルやグループが積極的に利用するということは、確かにいいことだなと思います。それが町の町民の福祉や文化活動、そういうものに利するのであれば本当にいいなと思うんですけれども、この施設が地域振興センターという名のもとに、若者の定住促進のための施設をつくりたいんだという中で始まった問題としては、それで最初の予算の中でしっかり改修工事としてやった中で、シャワーの設置とか、

そういうものもみんな含めてやったはずなんですけれども、それがうまく利用できていないんじゃないかなと思っているんですよね。町長の今の考え方でいくと、このままの利用の仕方ですらでよしとするという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 交流等の関係でございますが、学生さんが東京から電車を使って来て、農業体験等でその地域振興センターを拠点として活動している実態というものをもう既に現在できておりますので、そういう面では非常に幅広い利用がされているかなと思っております。今後、地域振興センター、その目的に沿ったような形で、さらに皆様にご活用いただいて、そして交流事業にも使っていただいて、この所期の目的が達成することができればありがたいなと思っております。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） じゃ、ちょっと次に移りますけれども、3点目に伺ったもと校庭の問題なんですけれども、大体7,000平米近くあるという広い場所なんですけれども、これの今まで地域振興センターとして、この隣にあるということで、きっとそれなりの利用の、スポーツという意味ではなく、利用されていたと思うんですけれども、そういう実績というのは何か紹介できることはありますか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 旧校庭はスポーツ利用というのはないんですがございますけれども、ドローンの操縦の講習会をその校庭でやったり、また、70台くらいの車が集まってのラリー大会を、そこを発着点にして行ったりというふうな使い方がされております。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 今2点ほど紹介させていただいたんですけれども、確かにきっと地域振興センターという施設があって、そこに集まる人たち、それ今言ったようにドローンのような、広い場所がないと扱えないようなことがあれば、きっと附属的なものとして必要があるのかなと思うんですけれども、今度のこの駐車場整備が突然また出てきたもんですから、これの本当の利用方法、利活用、もう一度お聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは岩島中学校の校庭でございましたけれども、その後、社会体育施設というようなことで管理、利用されてきましたけれども、今も申し上げましたように、体育活動の利用がないということで、体育施設としては廃止をするということでござい

て、これにつきましては区長・区長会長会議で説明をしております。その後、普通財産ということになりましたら駐車場ということにして、駐車場として整備をしても、今お話したようなラリー大会ですとか、ドローンの操縦講習とかいうものは当然できるわけでございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 駐車場、誰がそこへとめるんですか、ふだん。7,000平米あるところに。そこが私、理解できないんですよ。余りにも急に出てきて駐車場にしますと言っても、岩島の方が半分ぐらい、半分とは言いませんけれども、岩島の方の7,000平米あればどのくらいの方がとめられるのかな。それ何の目的でそうするんですか。もう一度お願いします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、一応駐車場として区画を整備するというところでございまして、舗装なり、防じん処理なりと、あるいは舗装しないとかいうことは、今後の検討課題でございますけれども、当然地域振興センターの利用者がまず利用することは考えられます。また、昨年開催されました文化祭等でもかなりの方がいらっしゃって、かなりの車が利用しているところでございますので、そういうことも考えております。いずれにいたしましても、普通財産ということでございますので、今後この広い場所を有効に使っていかねばならないと思います。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） どこかに貸し出すんじゃないんですか。町が運営するんですか、その駐車場を。私、そこが全然理解できないんですけれども。町がそこまで舗装までして駐車場にして、そのまま置いておくという、そういう判断でよろしいんですね。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、地域振興センター利用者の駐車場ということでございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 今の説明でいきますと、今まで、じゃ、その利用者はどこに駐車していたんでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり校庭でありましたので、雨がありますとやわらかくなって、ですからラリー大会のときも、雨が降った後は車が入れなかったという、何回かやってそういう事例もありますんで、そういうものも踏まえて。ですから駐車するときに校庭の中へ入っていきますと、非常にわだちができたりということがございますんで、そういうことを踏まえ

て駐車場整備ということです。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） わかんないですね。じゃ、ラリーを行うために駐車場を整備して、舗装をかけてやっていくんだという説明に聞こえるんですけども、それであれば地域振興センターの附属として残してあったっていいんじゃないんですか。私にはそこが理解できない。どうしても考えられるのは、その広い場所をどこかの業者に貸し出す、そのようなことが決していないわけですよね。その辺は確約していただけますか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、教育委員会関係の社会体育施設として、今までは管理、利用してきたところでございますが、今後は普通財産として移管されておりますので、駐車場等も整備してまいりたいと思っております。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 議長、お願いします。私の質問と違う答えをしているんで、私は確約できるかどうかを聞いているんで、そこをお願いします。

○議長（浦野政衛君） 金澤議員に申します。もう一度、じゃ、今の質問を。

（「時間はどうする」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 時間は大丈夫ですよ。どうぞ。

○12番（金澤 敏君） 今、教育財産から普通財産のほうへ移行するということだけを、町長ずっと述べているんですよね。例えとしてラリーが出てきて、ラリーのために舗装をかけるんだということでもありますけれども、私としては7,000平米もあるような広いところを、ただ単に駐車場にしておくということが理解できないんですよ。きっとどこかに何か利活用を考えているんだと思いますけれども、その利活用は他の業者に貸し出しするとか、そういうことがあるのかどうかということを伺って、そんなことはないようにということで確約してほしいと、そういう質問したんですけども。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） わかりました。普通財産として管理をしていくわけございまして、普通財産としての取り扱いを今後していくわけございまして、貸し出すとか貸し出さないとかという話は今後の話でございまして、今後地域の状況等も考えまして、この利用をしっかりとしてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） 時間もないんであれなんで、何度も何度も言っても、きっとまともに答えてもらえないというのは今までどおりかなと思っているんですけども、もう本当に地域振興センターは27年から始まって、本来の目的からちょっとずれたようなことになってしまっている。それが相手方が悪かったから、最初の計画どおり進まないんだというような言い方で町長おっしゃっていますけれども、この町として、町長として、本当に地域振興センターをどのようにしたいのか。私、4番目の質問の中で言っていますけれども、理想として町長がこういう方向、こういうことをやっていけば、地域振興のために利するセンターとして成り立つんじゃないかというような考えがあると思いますんで、ぜひそれを発言してもらいたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 最初にご答弁をいたしましたものがその答えでございまして、さまざまな方がさまざまな能力を発揮して、この地域振興に資する活動の場となることを望んでおります。料理や手芸などの創作活動が町を代表する特産品になると、文化的な活動団体の作品が、また発表会が多くの方々に感動を与える催しとなって、多くの方が町に集うようになるというふうな活動の場所がこの地域振興センターということだと思っております。

○議長（浦野政衛君） 12番、金澤議員。

○12番（金澤 敏君） これで最後にしますが、私が考えている地域振興というものの、それと町長が考えている地域振興というものが、どうもほとんどかみ合わないということがあります。地域振興に関してもコンパクトシティに対しても、政府が旗振りしていろいろさせたものが大体ほとんどうまくいっていないということで、今地域振興に関してもなかなかうまく進んでいない、全国的に成功している成功しているというようなところも、実は自治体が後ろから資金を流して、何とか成功しているようなふりをしているというようなのが実態だというようなことをいろいろ調べてみるとわかりました。うちの町も地域振興センターもそうならないように願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 以上で金沢敏議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

11時20分まで休憩といたします。

（午前11時13分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午前 11 時 25 分）

◇ 里 見 武 男 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、3 番、里見武男議員。

（3 番 里見武男君 登壇）

○3 番（里見武男君） 浦野議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の項目は、東吾妻町第 2 次総合計画が策定され、2018 年度から 2027 年度を目標年度とする 10 年間の長期構想であります。本計画では、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成されています。基本構想では 10 年間、基本計画では前期 5 年、後期 5 年の 2 期に分かれ構成されて、実施計画では事業内容や実施時期を明らかにし、3 年計画を毎年度実施のローリング方式とあります。作成に当たっては、町民アンケート調査、住民ワークショップ、関係団体や民間事業者等ヒアリングを実施し、策定されたと思います。

その中で、社会の潮流と東吾妻町の主要課題で 8 項目が掲げられていますが、そのうちの人口減少社会への対応、快適な暮らしを支える社会基盤の整備、上信自動車道やハッ場ダムの整備を見据えた町づくりの 3 項目について質問いたします。

最初に、人口減少社会への対応ですが、先日の地方創生特別委員会で同僚議員が質問したのと重なる部分もありますが、質問いたします。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、本町の将来人口は、2040 年に 9,354 人まで減少すると推計されております。それを踏まえて、本町の目指す将来人口目標として、2040 年における 1 万人の人口維持とあるが、3 年前の平成 27 年 7 月には 1 万 5,000 人を割り、1 万 4,976 人になりました。来月には残念ながら 1 万 4,000 人を割り、1 万 3,000 人台に突入します。このまま毎年約 350 名の人口減が続くと、減少幅はあると思いますが、22 年後の 2040 年よりかなり早く人口が 1 万人を割るのではないかと危惧しております。他の自治体もいろいろな施策を実施しているが、少子化対策の効果が出ていない、財政のこともありますが、思い切った施策はないか、町長の考えをお聞きします。

次に、東吾妻町第2次総合計画の中でも、住環境の整備が基本目標にあるが、現在、町営住宅は12団地163戸あるが、昭和30年代から昭和40年に建設された4団地は、耐用年数30年を大幅に経過し、老朽化が激しく、現入居者が退去後は政策的空き家として、また昭和40年代から50年代に建設された6団地は、耐用年数が経過しております。決して良好な住環境とは言えないと思います。公営住宅の総合的な見直しを含め、整備、再編の事業内容や実施時期を第2次総合計画の基本構想、基本計画、実施時期で明らかにできないか、町長に伺います。

次に、上信自動車道は開通目標として平成37年度、2025年開通を目指し、工事が進められているが、開通の折には、国道145号原町バイパスの通過車両が大幅に減ることが予想されます。バイパスには多くの商業施設があり、施設の撤収など死活問題となることが目に見えてなりません。川戸・原町インターからこれらの商業施設に行くには、一直線で行けるような道路整備が必要と考えます。吾妻ふるさと大橋から国道145号原町バイパスへの道路については、陳情でも採択の案件であり、JR原町駅舎の移動やプラットホームの拡張、また通信施設等で20億、30億かかるなどと言われているが、素人考えだとそんなにかかるか疑問であります。駅舎跡地に踏切をつくるとなると、隣接の踏切の閉鎖もあり得ると聞きますが、閉鎖の影響等調査しつつ、諦めずに根気強くJRとの交渉には長期的でも交渉を行うべきと考えますが、町長の意見を伺います。

あとは自席にて質問いたします。

○議長（浦野政衛君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員の質問にお答えをいたします。

1つ目の将来人口目標及び少子化対策についてでございますが、議員ご指摘のとおり、ここ近年の本町の人口推移は、平成28年度末において対前年比320人減の1万4,407人、平成29年度末が対前年比325人減で1万4,082人となっており、10年前の平成20年3月末の1万7,189人と比較して3,107人も減少しているという状況にあります。

このような状況の中、平成27年度より、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進しております。少子化対策は最重要施策の一つとして推進をしております。また、今年度よりスタートした第2次総合計画においても、人口減少社会への対応を最重要課題と捉え、子育て支援の充実を図るべく、各種施策を推進することとしております。

ご指摘のとおり地方創生の流れの中で、全国自治体で人口減少対策や少子化対策のための施策は進められておりますが、すぐに効果があらわれる取り組みというものは、なかなかないというのが正直なところでございます。しかし、少子化対策はある程度長い目を見た施策の継続が必要であると考えており、安心して子供を産み育てられるよう、さまざまな施策を粘り強く続けていくことが重要であると考えてます。

また、子供を産み育てられるための環境整備にあわせ、結婚支援策として出会いの場の提供や特色ある教育システムの構築、今年度より新設をいたしました定住促進事業、住宅取得奨励補助金など、広い意味での子育てに関する各種支援を切れ目なく提供していくことも重要であると考えております。

2つ目の町営住宅の整備、再編の事業内容や実施時期を明らかにできないかでございますが、まず、最初に現状をお伝えいたします。

町営住宅は、前年度末で12団地157戸、入居可能戸数は144戸、空き家は14戸、入居率は90.3%でございます。棟数で49棟。構造別では木造が24棟、簡易耐火が23棟、中層耐火が2棟でございます。町営住宅のうち、5団地78戸が借地に建設をされており、面積で1万7,183平米、借地料は年額471万8,857円となっております。

なお、町営住宅全体の借地割合は50.9%となっております。借地の町営住宅は、昭和40年代後半から50年代前半に建設をされたものが多く、既に耐用年数の30年を過ぎておりますし、町有地に建設されている戸建て住宅は、昭和30年代から40年代前半に建設された警察官舎なども含まれており、耐用年数以内の住宅は八幡原、内出第3団地の42戸の状況でございます。

次に、家賃は入居者の所得により毎年異なりますが、上河原第1、新井、岩下団地のように古い戸建て住宅では2,000円から6,000円、長屋形状の上河原第2、内出第1、第2、下郷、矢倉、赤祇団地では5,000円から1万5,000円、鉄筋3階建ての八幡原、内出第3団地では1万8,000円から5万円程度となっております。

なお、老朽化が進み、多額の修繕費用が必要と思われる住宅や矢倉団地は、道路事業が計画されることから政策的空き家とし、同一団地に数軒が集約できた段階で解体を行い、有料駐車場や町の普通財産に所管がえを行っております。しかし、先ほど家賃をお伝えしましたとおり、古い団地は家賃も安いことから、入居後40年以上住まわれているなど、計画どおりに解体も進まない状況もございます。

次に、整備でございますが、町有地に建設されている住宅につきましては、屋根がえを行

うなど長寿命化を進めております。言いかえれば借地の住宅は最小限の整備にとどめ、再編を行うための準備を進めてまいりたいと考えております。具体的には、岩島地区にある矢倉、赤祇、岩下団地を統合し、公共交通機関であるＪＲ吾妻線矢倉駅にも近い、町有地である旧岩島第一小学校跡地に集約を考えております。時期につきましては未定でございますが、財源や住宅の構造、間取りなども検討してまいります。その後、原町や太田地区においても借地の住宅は撤去し、再編、集約を進めてまいりたいと考えております。

３つ目の吾妻ふるさと大橋から原町バイパスの接続についてでございますが、議会への陳情が採択されたことを受け、当時町の事業を受託をしておりましたコンサルタントに口頭で陳情内容を伝え、検討を行った経緯がございます。

まず、現在の群馬原町駅の移設が必要となります。群馬原町駅渋川側の日赤裏踏切は、主要地方道高崎・東吾妻線で拡幅改良もなされておりますので、長野原方面へ駅舎及び乗降施設を移設する計画とした場合は、現在のホームの８０メートル分を除く約１００メートルの移設をすることになります。

次に、用地でございますが、西側の町グレーダー車庫より先は、町道５１５５号線が鉄道敷地に隣接していることから、ホーム設置のため町道の用地買収、移設が必要となりますし、駅南口駅前広場の改修も必要になると思われます。

次に、線路の移設ですが、駅ホーム前後を含め、車両が停車するため、線路の縦断勾配をフラットにする必要がありますし、現在の線路は南東側に２メートル程度寄せられておりますので、高低の変更と左右の移設が幼稚園踏切の西まで影響することも想定をされます。この線路の移設により、踏切の警報装置や鉄道用標識、通信配線など数多くの移設工事が必要になることが予想されます。

次に、踏切設置を計画することとなりますが、新規踏切の設置は不可能と思われます。議員ご指摘のとおり既存踏切の廃止は必須条件だと聞いております。

次に、駅前の町道原町停車場線を直進した場合には、駅北口ロータリーの改変が必要となりますし、国道までの距離が日赤裏踏切より若干短い交差点となります。この交差点は駅北土地地区画整理事業で築造した都市計画道路原町駅北口線に直角交差しないことから、警察との交差点協議は困難と思われます。現在の北口ロータリー入り口の位置に接続して十字路に計画すると、駅前東側の民家の移転及び用地買収等が必要となります。

次に、計画が進んだとしても、鉄道にかかわる工事は夜間となることから、工事費も通常の２倍程度になると想定をされます。

以上のような問題が山積の案件でありまして、ＪＲ及び地権者の協力が得られ、整備水準を低目に見たとしても、10億円以上の費用はかかると想定をされているとのことでございます。

最後に、参考にこの案件を委託した場合、受託費用についても聞いたところ、ＪＲ協議に何年要するかも想定できない案件であり、受託費用だけでなく、受託を辞退したいとの回答でございました。いずれにいたしましても、見通しの立たない状況でございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 今、町長が答弁された中で、お金もいっぱいかかってちょっと無理だというお話なんです、バイパス沿いの商業施設がたくさんあるわけですが、その方々にはこういった説明はなされたことはあるんでしょうか。お聞きします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 陳情につきましては、商工会の皆さんの陳情でございましたので、商工会に関しまして同じような説明をしております。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 商工会の皆さんは、今の町長がおっしゃった説明で納得されたんならこれはしょうがないんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 説明した後、商工会のほうから質問ですとか、そういうものはないということでございます。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 質問がないということは、承諾したと解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 難しい問題ですね。質問やら反論といいますか、そういうものもないということでもありますので、おおむね状況として納得していただいたのかなというふうに思っております。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） ちょっと難しいと思うんですけれども、じゃ、ちょっと違う人口問題のほうへお話行きたいと思います。

昨年の7月の上毛新聞の記事なんですけれども、県内で最も人口の少ない上野村ですか、

都会からの移住者のIターン者の数が人口の2割を超えて、260人に達したという記事が去年あったんですけども、さらに増加傾向にあると、それでこの村は深刻な過疎を打開しようと定住施策に30年前から本腰を入れ、移住者への生活補給金や所得制限はあるが、第3子以降の子供への特別養育手当5万円、18歳までの医療費の無料化、学校給食等の免除と、これはうちでやっておりますが、といったことで、いろんな施策を行ってきた結果が出た事例ではありますが、自治体のいろんな環境の違いはあると思います。

そんな中で、このような事例を参考にして、財政のこともあるんですが、雇用の創出、生活補給金、医療費無料化等が自治体としてできる対策ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃいます上野村でございますが、過疎地域ということでありますが、移住者対策につきましては非常に先進的な村でありまして、今おっしゃいましたように多くの移住者が来ておるということでございます。そして、移住者を受け入れる場合も希望者に対しまして面接を行って、面接結果が悪い人は受け入れられないというふうなことで、選択をするほど希望者が多いというふうなことでございます。それだけ住まいも村営住宅を提供しておるということでございまして、また子供への今おっしゃいました養育手当5万円とか、さまざまな手厚いものを行っておることがそのような結果になっておるかと思います。財政に関しましては、上野村、議員よくご存じかと思いますが、いい状況にあるわけでございますので、そういうことができるかと思います。

東吾妻町におきましても、給食費の無料化等、子育て支援、しっかりと取り組んできております。財政との相談でありますけれども、今後もできる限り子育て支援から若者定住等切れ目ないそういった施策をつなげながら、移住者につきましても多く受け入れていくことができるようにまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） それでは、ちょっと町営住宅について質問いたします。

一般的なマンションでは、管理費と修繕積立金により、資産価値維持のために共用部分の外壁と建築後10年、20年ということで、大規模な改修が行われて資産価値の維持に努めておるんですが、例えば今回、町営の内出住宅、平成4年に建設された町営住宅及び八幡原の平成11年に建てた階層住宅では、新築で建てた後は、外壁と資産価値に関係なく問題が起きたときだけ修繕するのか、その辺ちょっとお聞きます。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町営住宅につきましては、群馬県建設技術センターにお願いをいたしまして、東吾妻町の町営住宅の長寿命化計画というものをつくっております、それに基づきまして、悪くならない前に手当てをしなければならないということで手を加えているところでございます。非常に棟数も多くて大変ではございますけれども、早目の修理、改修、改善ということを行って長寿命化を図っているところでございます。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 車でも機械でも何でもそうですが、予防保全、事後保全したらまた大金かかるということで、予防保全が非常に大事だと思います。

そんなことでやっていただければいいと思いますが、たまたまちょっと私、気がついたんですが、東吾妻町町営住宅管理条例では、町営住宅監理員は町長が町の職員のうちから任命し、監理員は町営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、町営住宅及びその環境を良好な状態に維持できるよう入居者に必要な指導を行うと、また監理員の補助をさせるために町営住宅に管理人を置くことができる。そして、監理員の指揮を受けて、管理に関する事務の一部を管理人が行うとありますが、職員である監理員は、時々町営住宅を見回って維持管理に努めているとは思いますが、例えば内出の、この間行ってきたんですが、町営住宅ですか、改装の、その中で、踊り場の階段のガラスにクモがたくさんたかっていて、駐車場から見ても非常に古い町営住宅のように見えます。また、そのクモの巣が外側にあるものですから、体を乗り出して掃除ができるかというところちょっと疑問のような感じはします。また、ポストボックスですか、集合の、破損も目につきます。

そのようなことを踏まえて、快適環境を守るためにも監理員は管理人との意見交換をしていくべきと思いますが、町長いかがでしょうか。実際やっているかどうかもあると思いますが、お聞きします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 監理員は町の職員、管理人が住んでいる方ということでございまして、現場にいる管理人の方の状況等も申請等も出た場合には、例えば掃除をする場合には、掃除道具を貸し出してやってもらったりしております。管理人の捉え方というか、人によってまたいろんな状況が変わってくる場合もありますけれども、管理人さんには一定のお金を払ってをお願いをしているということでございまして、また年1回の監理員と管理人の会議というものも行っております、意思の疎通をして、そして事あるごとに現場に監理員も行って、

管理人と一緒にその状況を見ながら、その対応策というものも考えて行っておるということでございます。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 先ほど申し上げましたクモの巣、そういったものを見ますと何年も蓄積されているような汚れ方なもんですから、その辺いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、私もちょっと見ました。かなり踊り場に私物を置いておいたりということは、非常に火災等の場合には、危険もありますんで、そういうものは取り除いてもらったり、それからクモの巣等は、当然環境衛生面でも非常に問題がありますんで、そういうこともしっかりとしていただかなければならないと思っております。監理員も巡回してそういうものを点検しながら、管理人にお願いするということを頻繁に行っていくことが必要かなと思っております。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 内出の町営住宅と八幡原の例えば大規模改修なんていう計画はあるんでしょうか。例えば今、外壁もかなりみすぼらしいというか、汚れているような気がしますんで、その辺はどうでしょうか。結局先ほど申し上げました10年、20年にやる、マンションと町営住宅は違いますが、やっぱり外壁なんかは10年、20年で足場を組んできれいにすると、塗装の塗りかえ、そういったことをやっていくのが多いんですが、町営住宅に関しては、予算の面もあるかもしれませんが、その辺はやる計画というのはあるでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、建設技術センターが立てました町営住宅の長寿命化の計画に、それぞれの棟の外壁等につきましても、手を入れる時期というのが決まっておりますので、その中で行っております。余りに手をかけ過ぎても財政の問題もありますんで、その計画に基づいてしっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 今、手を入れる時期、要するに見きわめるということなんですけれども、一般的には10年、20年、最低で20年たつと大概外壁の塗装の塗りかえ、そういったものをやると思うんですが、手を入れる時期というのはどなたが判断したんでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは、県の群馬県建設技術センターにお願いをして、長寿命化計画

というものをしっかり立てておるところでございます。

○議長（浦野政衛君） 3番、里見議員。

○3番（里見武男君） それでは、まだ手を入れる時期には来ておりませんという回答なんでしょう。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、見た目かなりの問題だと思いますが、その場所によって、その建物がよりほかより古く見えるとか、そのようなこともあるかもしれません。長寿命化計画にはちゃんと何年度に行うということになっております。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○3番（里見武男君） はい。

○議長（浦野政衛君） 以上で里見武男議員の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前11時59分）

○議長（浦野政衛君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、7番、佐藤聡一議員。

（7番 佐藤聡一君 登壇）

○7番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、中澤町政3期目の方針について町長にお尋ねいたします。

町では、3月議会において、今後10年間の第2次総合計画案が出され、町の基本目標7項目が示されました。その中で、前期重点施策の4項目と町長選での町長の公約とあわせて、今後4年間の方向性をお伺いいたします。

1点目は、重点施策2で若い世代の移住・定住を進めるとありますが、町長の公約のトップに給食費無料化が実現したので、さらに保育料の無料化を図り、子育ての支援を推進しますとあります。先日、安倍政権は、平成31年10月から保育料を無料化にする方針を定めました。

また、私が平成28年6月議会で一般質問した住宅補助を今年度予算化してもらったことにより、早速反応があり、4軒のうち3軒が町外出身者の住宅軒数とのこと、さらにまだ申し込み予定があり、今回補正予算で400万円の追加をすること、移住という点では非常にタイムリーな施策であったと思いますが、町長としてはこのこととあわせて今後どのように進めるかお伺いいたします。

2点目は、重点施策3の中山間地域の特性を生かした産業を創出するとあり、農林水産業の振興とブランド化の推進を示していますが、町長は森林組合長でもあるので、特に林業についてお聞きします。

国では、2024年（平成36年）から森林環境税導入を検討、県でもぐんま緑の県民税の継続を検討しています。当町では森林の維持管理の問題が最重要課題だと思いますが、公約では森林・林業の再生・活性化により、町の新たな基幹産業を生み出し、雇用の拡大を図っています。農業の振興とあわせ、具体的な町長の考えがあればお聞かせください。

3点目は、公約で行政改革の推進で無駄のない町づくりを訴えています。重点施策4の中でも、まちづくり参加条例の制定、庁内の新たな組織体制の整備や住民参画による行政評価の仕組み（PDCA）の構築等を示していますが、来年からスタートする新庁舎での総合窓口化を含め、どのように進めていくのかお聞かせください。

4点目は、重点施策1の中での持続可能な公共交通ネットワークの再構築についてどのように進めていくのか、改めて3期目の町長のお考えをお聞かせください。

5点目は、公約の中で「教育環境の充実と文化の香り高い町づくり」と題して、幼稚園から中学校まで一貫した教育システム開発プロジェクトを創設とあり、また総合計画の中で東吾妻町学びのベーシックとありますが、この考えをお聞かせください。

以上、質問して自席に戻ります。

○議長（浦野政衛君） ここで町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目のご質問ですが、保育料の無料化につきましては、国の動向を見ながら完全無料化に取り組んでまいります。

定住促進事業、住宅取得奨励補助金につきましては、本年 4 月より制度を創設をしたところ、町内に新築をされる認定申請が既に 4 件ございます。

内訳は、町外在住者で町内に新築される方が 1 件、出身は町外で現在町内のアパートに住まわれている方が 2 件、町内在住で町内に新築される方が 1 件となっております。また、これ以外にも予定をされているということを聞いております。直接の人口増は 1 件であります。アパート住まい等は一時的な住みかと考えた場合、定住の地を本町に選択をしてくれたということは、人口流出防止、定住人口増加の観点からは、効果は大きいものがあると考えております。また、申請者の年齢は全て 30 歳半ばまでの方で、子供さんも 4 件合わせて 7 名に上ります。認定こども園、学校の運営等にもよい効果があるものと思います。

いずれにいたしましても、施主にとって移住定住先を決めることは、さまざまな条件があると思います。そのきっかけの一つに定住促進事業、住宅取得奨励補助金がなればと思いますので、今後も制度の紹介を広く行うとともに、予算確保を行ってまいります。

2 点目の中山間地域の特性を生かした産業創出についてのご質問ですが、林業関連のぐんま緑の県民税につきましては、引き続き実施方向で進んでおります。

また、国税版の森林環境税についてでございますが、平成 36 年度からの課税となりますが、森林現場における諸課題に早期に対応する必要があるとのことで、先行して行われる森林環境譲与税の譲与は平成 31 年度からとの状況でございます。現在、試算として示されている額でございますが、平成 31 年度につきましては 1,100 万円、その後、順次増額をされまして、平成 45 年度以降は 4,000 万円ほどになります。

なお、使途につきましては、市町村が行う間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされております。このような森林環境譲与税でありますので、一つには今まで以上の公共施設などへの木材の利用促進に努めたいと思います。

また、現在課題となっておりますのが、製材品等の流通経費がかさみ、そのことがなかなか木材利用の促進が進まない状況となっておりますので、流通、特に運賃に対する補助等が行えないか、調査・検討を行いたいと考えております。その結果、補助等が行えるのであれば、地元企業等に対し、補助等を行う中で利用の促進、林業の活性化が図られればと考えております。

人材育成、担い手の確保でございますが、現在、山林所有者がみずから森林の整備を行う自伐型林業というものが各地で広がっておりまして聞いております。そのような自伐型林業の説明会なりを行う中で、新たに林業の職につく、また会社として参入していただく中で雇用の拡大が図られればと考えております。

続きまして、農業振興でございますが、機械導入等の補助金については、認定新規就農者、認定農業者には上乘せを行っております。また、3月29日にスプレーマム産地協議会が設立をされ、事務局を当町で担うことになりました。産地協議会が設立をされたことにより、県の事業となりますが、スプレーマムの農業体験が9月に坂上地区の農業経営者の方にお世話になり、開催されることになりました。このような取り組みを行うことにより、農業の振興につながればと考えております。

目指す将来像「住民が誇りを持って暮らすまち ～ 東吾妻 きみと あなたと ～」を住民と行政が共有し、協働で町づくりに取り組む基盤となる条例案を煮詰めていきたいと考えております。

なお、新庁舎での総合窓口化につきましては、庁舎建設にあわせ、既に検討した内容を議会へもおつなぎをしておりますが、その後も継続的に総合戦略本部の行革推進部会を中心に、今年度予算とあわせ、その準備を進めております。

次に、4点目の持続可能な公共交通ネットワークの再構築についてでございますが、私の3期目の方針として考えをとのことでありますが、この問題も第1次総合計画から続く命題と捉えております。

特に、路線バスとスクールバスの連携については、私が会長を務める地域公共交通活性化協議会を中心に、調査や検討を進め、そのガイドラインをまとめることができました。引き続きこのガイドラインで示した平成31年度以降の実現を目指すとした長期的目標、スクールバスとの連携を図り、効率かつ利便向上を目指す方策について丁寧な検討を進め、関係法令や財源のめどなどともあわせ、住民、バス運行事業者、関係行政機関による合意形成のもと、地域公共交通の活性化や再編を図る計画づくりを進めていきたいと思っております。

以降は、教育長から答弁をいたします。

○議長（浦野政衛君） 教育長。

（教育長 小林靖能君 登壇）

○教育長（小林靖能君） 失礼します。町長に続いて、佐藤議員の質問にお答えいたします。

お尋ねの5点目につきましては、東吾妻町まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載のアク

シヨンプランにかかわることになるかと思います。須崎議員への答弁と一部重複する部分もございますが、ご理解願います。

ご質問の具体的な事業については、今後、総合戦略本部の中で教育委員会という枠に捉われることなく、検討チーム等を編成し、東吾妻町学びのベーシックとの連携を進めながら調査・研究を行う予定となっております。

東吾妻町学びのベーシックについては、平成27年度に町教育研究会で本町の幼稚園、小学校、中学校で生活し、学ぶ子供一人一人の成長、学びを保障する形の一つとして考え、具体化してきました。子供一人一人の成長、学びを保障することとは、人間として自立できる生活を営むことに必要な資質・能力の基礎的な内容を子供の誰もが習得し、身につけることです。その基礎的な内容は、子供の各年齢段階において学びを習得する対象として存在し、それを具体化したものです。その内容を各年齢、学年に即して具体的に示し、子供一人一人に習得させることで、成長、学びを保障したいと考えてきました。

習得させるべき内容は、ゼロ歳児から5歳児までは、子供たちが生命を維持し、健康で安全な社会生活を営むために必要な習慣である資質・能力の観点から、一般的な生活習慣と言われている食事、睡眠、排せつ、清潔、衣類の着脱を基本に、他者への感謝、謝りを含めて挨拶、身の回り、食事の3領域で、各領域とも一つの内容を示しました。

小学校1年生から中学校3年生までは、各学年で学習している国語、算数、数学の基礎的、基本的な知識、技能です。各学年の国語、算数、数学の各教科の内容は、該当学年で子供が使用している教科書から、基礎中の基礎と考える内容を3つほど選択して位置づけています。その観点は、国語は「読むこと、書くことなど言葉を通して考える力を子供がみずから育む」の見方からです。算数、数学は「計算する、証明するなどを通して考える力の基礎を子供がみずから育む」の見方からです。

学びのベーシックの内容を子供一人一人が習得するための取り組み、指導の基本は、子供が習得できた喜びを体感でき、自分を肯定できる気持ちを育めるかかわり方です。保護者の方とも連携、協力し合って進めています。また、学びのベーシックの内容は、子供一人一人に習得させるべき内容のミニマムなものです。

保育所では保育所保育指針、こども園では幼稚園教育要領、保育所保育指針、小・中学校では学習指導要領及び教科書を踏まえて、保育・教育課程を編成しています。

各所、園、校とも保育・教育課程に沿って、日々子供の成長を保障する養護、保育、教育活動を実施しています。各所、園、校の日常の活動を支えている基本は、教職員一人一人が

子供の誰からも信頼を築くかわりができるかです。特に、保育所、こども園では、はかり知れない重さがあると認識しています。

子供は、教職員を信頼することから、この年齢の時期に物事に進んで取り組もうとする意欲、みんなと一緒に活動や後始末などに取り組める協働性、友達に手を洗う順番などを譲れる自制心等、人間として欠かすことのできない基礎的な資質・能力を育みます。

本町の2つの保育所、5つのこども園は、子供たちに育めていると捉えています。また、小・中学校も子供同士、子供と教職員相互が信頼関係をキーワードとして、学校生活を営んでいると捉えています。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） お答えありがとうございました。

では、順番に質問させていただきます。

まず、1点目の件につきましては、今後も続けていくということで、今回補正もありますが、人口増ということベースに進めていくということで考えているようですが、今回400万円の補正がありますが、またこれがふえた場合には、改めて補正を取る予定で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃるとおりでございます。不足する場合には、補正をお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） こういうタイムリーなものは、やはりタイムリーに進めていくことが大事なと思いますので、その辺で補正のほうも対応していただきたいと思います。また、保育料の無料化の話がこの前の3月議会でもありましたし、安倍政権のほうも31年10月からの問題もあります。先ほどの答弁だと、安倍政権の国のほうの政策と見比べながらやるということで考えていきたいということですが、基本的には安倍政権の31年10月以降、状況を見て判断して、無料化になれば、そちらはもう国の政策に任せるということで考えてよろしいんですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 安倍政権の保育料に関しましては、3歳児から5歳児までの保育料の無料化というものを言っているのかと理解をしておるわけでございまして、そうならば町と

して支援をする必要がなくなるわけでございますけれども、まだゼロ歳から2歳までが残っておりますので、その場合には速やかにゼロ歳から2歳の手当てをしていかなければならないと、町として、そういうふうを考えております。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 今の答弁でいきますと、31年10月にある程度国のほうの政策に合わせて、ゼロ、1、2歳も無料化という方向で進めるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、申し上げましたように国の動向というものをしっかり把握した上で判断をしてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） では、次の質問のほうへ入らせていただきます。

中山間地の特に林業の関係、先ほど答弁書の中で森林環境譲与税の話が出ておりました。私のほうも、今回その実際の環境税導入は36年ですが、来年度から各町村に一応環境税に当たるものを割り振るということで、数字のほうを教えてくださいなんですが、役場のほうで。当町でいくと1,190万円、これ吾妻の中では一番トップなぐらいの数字です。渋川市と比べてもほとんど同じぐらいの数字、特にこれが45年の段階でいくと当町が4,000万円、渋川市4,200万円という形の譲与税をいただけるという中でいきますと、先ほど地域の人材の育成ということも含めてご答弁いただきましたが、私のほうにもそういう関連の話がありまして、特にこの譲与税の使い道についてはオープンにして、ある程度公表していくという、何に使用しましたということを公表する制度みたいです。

その中で、趣旨が人材育成、それから担い手の確保、木材の利用促進、普及、啓発、それから町村の森林整備ということが主眼での森林環境譲与税ということみたいなので、特に人材、当町の森林面積よりも多いのと、この環境税の額から見ても、やはり当町は吾妻の中でも群を抜いて森林が多いんだろうと、今までやっぱり森林に携わってきた人が何軒かまだ頑張っておられますが、やはり経営的にはかなり厳しいものがあるという中で、先ほど運賃の補助というような話もしましたので、ぜひそういう部分を厚く進めてもらって、まず人材を育てて、そのほかに外から入ってくる人を受け皿にしてもらいながら森林の整備を進めていくと、町も当然この環境税使って整備の支援をするわけでしょうから、そういう形でぜひ、この最終的には4,000万円になるお金の使い道を当町の森林に使っていただきたいなと思い

ますが、その辺の町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当初31年度は1,100万円ほどということですが、町村に関しますと下仁田町がやや多いくらいで、県内の町村の中で東吾妻町は2番目に位置をします。支部におきましては、人口というものも算定の条件になるんで、人口の多いところはそれなりに多いということでございますので、そのような中で東吾妻町は多くの金額がついております。ということは一つの算定条件の指数の中に、林業従事者の数というものも入っていますんで、その点も多いんだろうというふうに思っております。

そして、森林組合でも、実際山の中で伐採をしたり、また木の植えつけをしたり、苗木の植えつけをしたり、下刈りをしたりする、その作業班というのがありますけれども、その作業班を今もう既にふやしておりまして、この募集もいたしますと、郡外、県外からの応募者も結構いるわけございまして、林業について若者の関心というものも非常に高くなっている状況があるなというふうに思います。

そういう中で、今おっしゃいました人材の育成というものも重要なものでございまして、これを機に、また林業の専門家、従事者、専門部隊をつくっていくのがいいのかと思います。当然、市町村が主体となって、市町村の森林整備というものも行っていかなければならないということでございますので、森林林業全般にわたって、この森林環境税をうまく使って森林の育成、充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 基本的に山を守るというのは、昔は各林業家というか、山持ちが主でやってきたんでしょうけれども、ここへ来るとうちもそうなんです、維持管理が非常に難しくなってきたら、一つは森林組合さんなりが主体になって山の整備に入ってもらえる、そのほかに先ほど話したように当町の中にいる林業関係者も育成しながら育てていって、協働して山を守っていくという方向がやっぱり一番大事かなと。外から人を今の話で入れてくるということも大事だし、そういうベースをつくるには森林組合さんがまず音頭をとって、吾妻全体を含めて若い人が働ける組織をまずつくってもらうことが一つ、それと当町では当町のところに手厚くしてもらうということをぜひ進めていただきたいなと思います。

それから、農業の関係も先ほど出ていましたが、林業もしかりですが、農業も本当に大変かなと、先ほどスプレーマムの話が出ていましたが、うちの地元はスプレーマムの産地ですが、知り合いがもう優良の農家を外れたというぐらい、要は後継ぎがいらないから本気でやる

前提が崩れてきている状態です。

これも、やはりある程度若い人を入れていく前提とすると、今度は農協さんなりが主体となっていけるかどうかなんですけれども、個人で組織をだすると非常に難しいかなと、農家個人個人の経営というのは、やっぱりその人の人力の問題で非常に難しい部分と、若い人、例えば自分の子供が入ってくれるようなベースになれるかという、そこんところも太田のほうじゃ何軒か本当に後継ぎ入ってやっていますが、坂上でいくとなかなか後継ぎ入ってくれないという部分もありますんで、要は組織としてのそういうものを育成していく部分が大事かなと。森林もそうですし、林業もそうですし、農業もそうなんです、その辺の具体的な町長のお考えがあればまたお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 全ての産業で担い手不足ということになっておるかと思います。それに対しましては、やっぱりその産業自体が活発になっていかなければ人も入ってこない、ふえないということでございますので、国の制度なりそういうものを有効に活用しながら地域の産業を活発にして、そして、またこの東吾妻町に戻ってきて、入ってきて、しっかり一所懸命仕事をするんだという、そういった若者をふやすことが必要かと思っております。今後とも様々な面で国の制度なり、県の制度なり有効に活用して進めてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） ぜひ今回の森林環境譲与税、実際来年から1,190万円入ってくる予定みたいですし、こういうものをまず突破口として、どんどん利用していただいて進めてもらいたいと思います。

それと、何年か前に私の一般質問で出した自伐隊という、今みなかみのほうでは実際に動いています、当町としてもやはりある程度今度はお年寄りというか動ける年寄りの人も含めて、森林の環境保全というか伐採を含めて、多少のお小遣いが取れば高知の、自伐隊は非常に軽トラ1台5,000円ということで引き受けて、それをチップにして、うちでいえばバイオマス発電所もありますし、東電がやっている発電所の関係にもありますし、当然餌が足りなくなる話になれば、それも山の一つの整備の仕方かなと思うんで、その辺も何か意見があればお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 林業というものは、今までなかなか活発化しておりませんでした。バイオマス用のチップを出せるということになりました。C材というのは曲がりが多くて柱材

や集成材用のB材等には使えない、以前では切って、その部分だけは山に置いてきたという材であります、そのC材をチップにして売ることができるということで、お金が入ってくるということでかなり変わってきております。

非常に森林組合の作業班が行う間伐の山も、今までは置いてくる部分がかなりあったけれども、今はもう全木出してくるようなそういう作業の仕方になっておるわけでございまして、非常に効率がよくなって、お金の部分が多くなってきているということでございますので、こういうことでまた林業に従事する、また自分の山を自分で作業して、そして還元をしてくる、お金が入ってくるということになるかと思っておりますので、そういう状況をさらに伸ばしていくことが必要かと思っておりますので、町としても森林環境税等も利用して積極的に動いてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） ぜひ、せっかくの税金使わなければ、これは国からいただけるものですから、これを力にしてすばらしい林業経営というか町の林業政策、それからこれは一つの産業の維持になると思うんで、ぜひ進めてもらいたいと思います。

次に移らせてもらいます。

行革の中で話が聞こえてきたんですが、総合窓口化の話が、私は1月からスタートするんだと思ったら、何か4月からという話が出ていましたが、この辺の具体的な方法というか、4月からどのようなことでやるんだかお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新庁舎には1月から業務を開始するということでございます。その後すぐに4月には、3月末から人事異動関係がございまして、いろいろと人的な配備というものもございます。そのようなことから1月に総合窓口をセッティングをするということになりますと、その後人的異動がありまして、ちょっとなかなかしっくりいかないのではないかとございまして、4月の人事異動を行った後にしっかりと人的配置をして、そして総合窓口化をその時点から整備をして、町民の皆様にサービスを展開をしたいと思っております。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 総合窓口での対応となると、当然新人さんじゃないけれども若い人には難しい部分が出るかなと、実際対応する人はどのクラスの方を考えていらっしゃるんですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総合窓口ですね、案内人、コンシェルジュをつけるかどうか、そしてそのコンシェルジュにつきましても正職員を充てるか、または新たに特別に臨時的に職員を養成してそこに充てるかというふうなこともございますので、今後その点を十分に検討して、しっかりとしたものをつくって、そして対応してまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 4月の人事異動で、きょうからあなたは総合窓口の担当ですよと言われてやり出すと、非常に戸惑いが出るかなと私は感じております。というのもやはりお試し期間じゃないですけども、ある程度人材を先に充てて動き出して、もしやるのであれば、4月からもう本当に本格的稼働という形で町民の方に対応できるようにしておかないと、両方で戸惑っている話になるのかなと。来た人は当然総合窓口課の人には極端な話何でもわかる方がいないと、あなたこっち行ってください、あっちへ行け、指示が多分きついと思うんですよね。ある程度仕事の内容もつかんでいないとその指示もできないし、そうすると、そこそこ各課を渡ってきた経験者でないと、事業の内容の表面的なところも含めてわからないかなと。ですからその辺も含めると先に、人事異動の4月じゃなくてもっと前にやる考えはないですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう考え方もあるかと思いますが、今後の課題でございますので、しっかりと検討して、いい方法でやりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 混乱起きないように、ぜひ、当然1月から動き出すわけですから、1月の段階では今の話で窓口がないとなると、町民は1階に来て、あそこは総務でしたか税務課かな、そういうところでみんな聞く話になってくるとなると、お互いに混乱起こす話になってくるんで、ぜひその辺も含めて、まだ半年ありますから検討をお願いしたいと思います。それから、次の4点目に入らせてもらいます。

地域公共交通の関係についてなんですけど、これは本当に私も何回か質問させてもらっていますが、非常に難しい問題で、改めて自分でやっていて難しさを感じております。

最終的に、当町の公共交通のネットワークをどのように構築していくかというのは、やはり年代、それから人口構成、地域性含めて、非常に流動的に動いてくるんで難しいかなと。現在でいけば、私はやはりタクシーを主体に動かす話が大事かなと思っているんですけど

も、ただ、今のバスをなくすというと、坂上でいくとお年寄りがやはり定時に来るバスを当てにしている人が本当若干ですがあります。そういう部分と、あとは今先ほど出たスクールバスとの混乗という部分も含めると、方向性ってある程度時代ごとによって変わっていったのかなとは思っているんですが、31年の一応目標に先ほどの答弁だと考えたいということですので、まずとりあえずの当面の目標がどこに置いて、じゃ、その31年なら31年の先はどういうふうに考えているか、何かあればお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当面ですね、路線バス、これにつきましては続けていかなければいけないと思っております。そのためには、今度、吾妻中央高校まで大戸線を延ばして利用を図るというふうなことも考えております。また、中央高校からこちらに学生がバスに乗ってきて、原町でいろんな買い物ですとか、そういう友達と一緒に交流をするというふうなことも考えられますので、そういうようなことも考えて路線バスの改善も行っておるところでございます。

スクールバスとの連携も、これからしっかり行わなければならないと思っております。やっぱり混乗というものも、なかなか今難しいものがございます。やはり今まではもう全て路線バスというのは、子供も大人もお年寄りも一緒に乗ったわけでございますけれども、スクールバスというものに一般の人を乗せるというものに大変抵抗のある話でございまして、近年また子供に対するいろいろな出来事もございますので、そのようなものから非常に難しいものがございます。当面はスクールバスと路線バス、うまく連携させていくことが必要かと思っております。

今後、今、議員もおっしゃいましたタクシー利用というふうなこともございます。これが玄関から目的地まで行くのが一番いい乗り物かと思っておりますけれども、このタクシーの車両が果たして対応できるのか、また財源的に見ることができるのかという問題もありますので、今後とも十分に検討しながら、非常に公共交通等難しい問題でございますけれども、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） タクシーの利用、究極でいくと今、群大でやっている自動運転の乗り物が研究が進んでいますが、あそこにたどり着いちゃうのかなとは思っているんですが、当面のところしていくとタクシーの利用、坂上のことに限らせていただきます。今度31年にトンネルがあく段階で川原湯駅との接続等も考えられます。

その中で、公共交通、それからタクシーも浅白さんも今度は長野原が主ですから、あちらからのタクシーの利用も当然考えられるのかなと、要はある程度当町の中だけでの話ではなくて、ある程度広くそういうものを使いながら当町の広い地域の、特にお年寄りの足のかわりの公共交通というのが非常に大事なと思いますんで、その辺もぜひ視野に入れていただいて、長野原の議員さんとは話ちらっとしたんですが、川原湯駅のところに当町の駐車場1台、2台は確保していただけるような話を進めていきたいなと、私は個人的には思っているんですけども、そういうことも町長のほう視野に入れていただけますか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今度は大柏木トンネルが一般供用ということになります。そうしますと川原湯温泉駅、あるいは長野原草津口駅、そこから温泉客が浅間隠温泉郷のほうへ来るお客様も出てくるかと思います。そうなりますとバスなり、タクシー利用なりというものが必要になるかと思っております。今までと考えられないルートというものが生まれるわけございまして、その点も十分に考えながら、駐車場もできるのなら駅に東吾妻町町民分というふうなことで設定すれば、そこからＪＲへ乗りかえると、利用するというふうなことも考えられますので、十分に交通利用の幅が広がってくるというふうに思いますので、今後とも検討してまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） ぜひ近い将来の話も含めて、地域交通は特に当町の山間部のような人には命綱になる話なんで、検討のほうお願いしたいと思います。

それから、5点目のほうの教育長の答弁のほう聞かせていただきました。

本当に、子供を育てるという環境づくり、特に当町は広い中で学校も数あり、それぞれの地域性があるって人間の違いも当然出てきています。ただ、そういう部分を非常に大事にしていけないと、それぞれの地域のカラーというのはやっぱり伝統ですから残していただきたい中で、教育としてのまとまりというか、全体の一つの方針というのをつくるということは非常に理解ができるし、大事なことかなと。この教育研究会という、平成27年からの話ですか、そういう部分を今後も本当にもっと突き詰めて当町の教育やっていただきたいと思いますが、その辺教育長はどうですか。

○議長（浦野政衛君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ありがとうございます。

これは、本当にミニマムですので、基本的の基本ということで、例えば積み木を使って遊

んでいる子供たちが高い積み木をつくろうとする、そうするとその子供たちの一人は積み木の形とか、どうに積んでいけばいいという、そういう知識を持っている、もっと高くということで、どう工夫していけば積み木を高く積めるかということで考える、じゃ、もっと高く積もうということで意欲を増していく、そういう基本的なミニマムの面が先ほど述べました東吾妻町学びのベーシックのゼロ歳児から中学3年生までのものだというふうに、私どもは今考えて進めてきております。

ですから、そういった面で一貫性ということになりますとゼロ歳児から中学3年生まで、きのうも資質・能力、きょうも私も資質・能力という言葉を使わせてもらいましたけれども、私どもが資質・能力は、先ほど言った積み木一つ一つの形をしっかりと覚えていてどう積んでいけばいいという、そういう知識、そしてどうそれを積み上げていけばうまく積み上がっていくかという思考力、そしてもう一つはそういうことで学び、物事に取り組んでいく意欲、さらにはそのところにみんなと共同してやっていきましょうというそういう人間性、こういうものを私どもは資質・能力と捉えているわけですが、これは私が捉えているんじゃないくて、国でもそういう方向を示しております。それをゼロ歳児から今高校生までつなげているわけですが、もちろん年齢段階はあります。そういったものがこの学びのベーシックには生かされているというふうに、先生方がつくってくれたものの中にはあるというふうに今は受けとめております。

今後は、そういったこと等の中に、町の執行部や議会の皆さん方にご理解をいただいて、8月、2学期からはALTをプラス1名、4名にさせていただくことになりました。4名ということになりますと、この4月から3年生と4年生が外国語活動を週1時間、5年生と6年生が外国語科として週2時間、これは基本的には東小と太田小の併任の英語の先生、岩島小と坂上小の併任の先生が1人、そして原町小学校と東吾妻中学校で併任の方が英語の先生が1人、ここにALTが4名加わりますと、1人は中学校、残りの3人は1人は東小と太田小、それでもう1人が岩島小と坂上小、そして1人が原小と中学校ということで、本当に全ての教科、英語としての教科活動をALTと英語の専科の先生で賄えるということですので、今後教育開発システムをつくっていくのには、須崎議員さんのところではそこまで触れなかったんですけど、そういうことを考えております。

もちろんALTの方々が時間的に余裕がありますから、こども園とか保育所に行って外国の方と交流活動できる、そして早くのうちから英語というものに抵抗なくかかわってもらえるということを考えております。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 7 番、佐藤議員。

○7 番（佐藤聡一君） 丁寧な説明ありがとうございました。

本当に英語も義務化になって子供たちも大変かと思いますが、ぜひすばらしい子供を育てていていただきたいと、今回改めて4年間信任を受けたわけでしょうから、それを含めて町長さんと両輪で、この町進めていただきたと思います。

以上で質問終わらせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 以上で佐藤聡一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

午後2時までを休憩といたします。

（午後 1時51分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

◇ 重 野 能 之 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、5 番、重野能之議員。

（5 番 重野能之君 登壇）

○5 番（重野能之君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、質問の項目としまして、安全・安心な町づくりについて、防犯と児童虐待を中心に質問をさせていただきます。

戦後の七十数年間、私たちの国では、人権の尊重、自由、平等、平和が唱えられ、これらを実現するためにさまざまな部門で政策化、また施策化されてきました。しかし今、日本社会では、全国的に幼い子供や女性が犠牲となる事件が後を絶ちません。力強き者が力弱き人を傷つける、この行為は言語道断であり、断じて許すわけにはいきません。地域住民の命と

暮らしを守る、この政治の最大の使命が今問われていると思います。

去る5月7日、新潟市で下校途中の小学校2年の女子児童が連れ去られ殺害されるという、卑劣で凄惨な事件が発生しました。しかも当該地区では、数年前から頻繁に不審者情報が寄せられていたやさきでの今回の事件であります。このような犯罪は絶対に許すことはできず、今後二度と起こさないために断固たる対策を全国で展開していく必要があると考えます。

当町では、児童の登下校時において、多くのボランティアの方々、教職員、警察官の日ごろの活動、努力によって大きな事件は発生していませんが、しかし、決して油断できないのも事実であります。

また、本年5月16日の上毛新聞によれば、2017年の県内児童虐待相談件数は9年連続で増加し、最多の1,140件であったことが報じられていました。全国的にも10万件前後で推移しており、幼い子供たちにとって最も身近で頼れる家庭内で、父母から心身を傷つけられてしまう最も悲しい出来事と言わざるを得ません。引き続き政治、行政の万全な対策が求められます。

さらに近ごろでは、高齢者の方々の善意を狙った詐欺犯罪も依然として横行しています。悪質な犯罪から高齢者の方々を何としても守らなければなりません。

中澤町長の「安全・安心なまちづくり」を目指した3期目がスタートしました。安全・安心にはさまざまなテーマがありますが、今回は子供たちや高齢者を犯罪から守る防犯を主とした観点から質問をさせていただきます。

1点目としまして、町内児童の登下校時の安全対策の現状と今後の課題はあるでしょうか。

2点目としまして、不審者情報などが学校などに寄せられたときの対応はどのようになっているでしょうか。

3点目としまして、町として防犯カメラの増設が進められておりますが、今後の設置箇所、場所等の設置方針はどのようになっているでしょうか。

4点目としまして、悪質な高齢者への詐欺犯罪などを防ぐため、町としてさらなる対策が必要と思いますが、どのように考えているでしょうか。

5点目としまして、県内でふえ続ける児童虐待相談について、町長としてこれらをどのように受けとめ、また当町の現状をどのように認識されているのかをお聞きしたいと思います。

以上をお聞きいたしまして、自席に戻らせていただきます。

○議長（浦野政衛君）　ここで町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

お話にございました新潟市の事件につきましては、私といたしましても大変痛ましく、犯人に対し怒りを禁じ得ません。教育委員会では、この事件を受けて、管内の学校等に児童・生徒の登下校時の安全確保について改めて周知し、徹底を図りました。国においても5月18日に関係閣僚会議が開かれ、今後再発防止策を取りまとめ、各自治体に示されると伺っております。

1点目の登下校時の安全対策の現状と今後の課題でございますが、まず通学路につきましては、登下校中の交通事故、けがをするおそれのある場所などについて点検をしております。具体的には、年度初めに小学校ごとに保護者と先生方で点検・調査を実施し、場所や状況を把握いたします。その中で改善が必要と思われる箇所につきましては、教育委員会に報告がございます。また、合同点検ということで、県土木事務所、警察署、該当小学校からそれぞれ参加をいただき、町から総務課、建設課、教育課の職員が出席し、実施をしております。課題につきましては、安全マップなどを作成し、関係機関が情報を共有し、通学路の安全対策を進めております。できるだけ集団による登下校や保護者、ボランティアの付き添いなどのほか、沿道の事業所や住民の方々にもご協力をいただき、見守り体制の整備を図っております。

当町の特徴として、児童・生徒の3割以上、36%でございますが、スクールバスを利用している状況がございます。学校から自宅までの間、バス停から自宅までの間、できるだけ児童・生徒を1人にしないという観点が必要であると考えております。特に不審者とは異なりますが、中山間地域の特色として野生動物からの被害対策も今後検討していかなければならないと考えております。

2点目の不審者情報などが学校などに寄せられたときの対応ですが、具体的には目撃者などからその詳細を聞き取ります。内容が確認でき次第、管内の他の学校等、教育事務所、警察、郡内の教育委員会につなぎ、情報の共有を図ります。また、情報を受けた学校では教職員が児童・生徒へ直接指導するとともに、保護者へは電子メールの緊急連絡網で注意喚起を図ります。先日の新潟市の事件のときには、県外で発生した事件でありましたが、小学校の帰りの会などで子供たちに直接注意を促しました。今後も児童・生徒の発達段階に応じた防犯教育を推進してまいります。

3点目の防犯カメラの設置についてでございますが、平成29年度には防犯上必要と思われ

る学校周辺や人通りの多い店舗周辺等を選定し、町内15カ所、22台を安全対策事業として設置をいたしました。今年度も防犯対策、犯罪の捜査等に必要と思われる場所への設置を進めていく予定であります。設置する場所につきましては、警察署や関係機関と協議しながら選定をしていきたいと考えております。

4点目の高齢者への詐欺犯罪についての質問ですが、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺被害につきましては、群馬県内の平成29年中の被害件数は253件で、被害金額は4億2,350万円となっております。また、65歳以上の高齢者の占める割合は、全体の77.1%となり、議員ご指摘のとおり高齢者の被害を防止することが喫緊の課題となっております。

町では、防災行政無線を活用し、被害防止のための注意喚起を行っているほか、民生委員と連携して、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のご自宅を訪問して、振り込め詐欺被害防止マニュアルを配布するなど啓発事業を実施しております。高齢者への声かけと地域ぐるみの防犯被害防止対策を推進していくことが重要であると考えております。

5点目の児童虐待相談についての質問ですが、平成29年度中に群馬県内3カ所の児童相談所に寄せられた相談件数は1万137件で、そのうち虐待相談が1,140件と全体の約1割が虐待に係る相談内容となっております。

町では、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月定期的開催いたしまして、虐待事案の対策や支援策などについて、児童相談所や警察など関係機関と連携して協議対応をしております。平成29年度につきましては、虐待事案などの要保護ケースが6件と要支援ケースが5件ありました。継続的な支援を行っております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 5番、重野議員。

○5番（重野能之君） ご答弁いただきありがとうございました。

先ほど町長から答弁もありましたように、まさに高齢者、そして児童虐待される子供たち、また通学の登下校時の児童への見守り、こういったところに多くの方々がボランティア等で協力をしていただき、子供たちの、そしてまた高齢者の方々の生活、命が守られているんだということも改めて痛感をしました。

2点ばかり再質問ということでさせていただきたいんですが、町長が先ほど通学、登下校の問題なんですが、学校から自宅まで、またバスを降りてバス停から自宅まで、なるべく一人にしないというような対策方針であるということでありました。

先ほど町長からも、当町の36%がスクールバスを利用しているという現状もあります。ま

た一方で、逆に言いますと小学校では380人、そして中学校では141人の児童・生徒が徒歩で、バス停を利用して歩く子供もいるんですが、徒歩で通学、また下校している、歩いてという状況であります。

そういう中で、新潟市で、先ほど質問の中でさせていただきました小針小学校2年の女子児童が下校途中に殺害をされるという事件が発生をしております。新潟市の教育委員会教育課のほうにも、この件につきまして話も聞かせていただきました。

この地域では、小針小学校周辺では以前から不審者情報があり、パトロール等の強化をある程度されていたそうであります。平成26年までは、ながらパトロールということで、仕事をしながら、あるいは掃除をしながら、犬の散歩をしながら子供の登下校を見守る、そういったながらパトロールということをされていたそうであります。しかしながら、それでは余りその不審者情報であつたり、そういった情報が余り共有されないと、こういうことがありまして、平成27年に子ども見守り隊ということに正式にボランティア組織として格上げをしたということであります。保険の問題もいろいろあったそうなんです。

そういった中で、この今回の新潟市の小針小学校は、児童数が平成30年5月1日現在で712人、そしてボランティアの方は11人ということでありました。平成29年が16人ということだったんですが、高齢ということを理由に、ボランティアの方がだんだん減っていくという現状があったやさきでの今回の事件であつたそうであります。完全にその少女は友達と別れてから自宅までの数百メートルの間、完全に一人で自宅まで帰るという状況だったそうあります。そういった状況の中で、この犯罪が今回起きてしまいました。

当町においても、あるいは日本全国どこにおいても、こういったことがいつ起きてもおかしくない、そういった社会、時代背景だと思います。本当に自宅までの100メートル、200メートル、300メートルの距離で誘拐をされる、連れ去られてしまうと、こういうことが実際に発生をしている。こういったことで日ごろのさらなる対策、そういったものをまた強化していく必要があるのではないかと思います。

そういった中で今回は、この新潟市の事件におきましては犯人が逮捕されるという結果になりました。そこには目撃証言、また一般市民の、あるいはタクシーのドライバーの方の、ドライブレコーダーというのが非常に役に立ったという経緯がありました。

今では、今回のこの事件だけではありませんが、犯人検挙に防犯カメラ、あとドライブレコーダーというのが非常に大きな役割を果たしています。今後こういった防犯カメラ、またドライブレコーダーによって犯人が検挙されると、こういった事実の積み重ねによって、い

いわゆる本来の防犯機能、犯人を捕まえるのではなくて、犯罪が起きた後に逮捕ではなく、検挙ではなく、犯罪を犯させない、犯罪をさせないと、そういった機能が今後さらに期待されると、そして犯罪を撲滅する、そういった機能が期待されるのではないかと思います。

そこで、今、全国的にというか、だんだん民間、あるいは一般の市民や町民の方だけではなく、行政の、例えば役場であったり、市役所であったり、そういった公用車にドライブレコーダーを搭載をする、こういったところが徐々にふえてきている状況であります。

特に、この中で一つ挙げさせていただきますと、佐賀新聞のL i V E版によりますと佐賀県の嬉野市というところがありまして、ここは非常に交通事故が多発をして、人口の割合にしては事故が非常に多発をしていたということでもあります。そこで犯罪の撲滅、また犯罪の抑止、また犯罪が起きたときの役割というものも期待をされ、また交通事故の撲滅ということも期待されて、この嬉野市におきまして、市職員、また行政、嘱託職員が用いる約83台の公用車にドライブレコーダーを搭載した。これは佐賀県内では初めての取り組みだったそうであります。これは中身といたしましては、録画時間は260分でどんどん上書きをされていて、1台当たりの金額が1万5,000円、そしてこの車にはドライブレコーダーが搭載されていますということを示すステッカーを含めて、事業費が150万円だったということでもあります。

当町も約110台前後の公用車が、消防車も入れてあるそうではありますが、こういったことも非常に今後必要になってくるのではないかと思います。また、こういったことを実施した自治体は、ドライブレコーダーの運用に関する要綱と、そういった規定をしっかりとつくって、また警察ともいざ犯罪が発生した、そういったときには協力します、提供しますということの協定も事前に警察署と交わしておく、こういった取り組みが今各地方自治体で犯罪の撲滅、交通事故を撲滅ということで取り組まれているという流れがあります。

ここら辺のところを町長にまず検討していただきたいと思うんですが、お考えをお聞きたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 防犯カメラにつきましては、毎年度、警察署等と相談をしながら、関係機関と相談をしながらその数をふやしているところでございます。

また、重野議員からお話のありましたドライブレコーダーでございますが、これを庁用車につけてはどうかという話でございます。これも記録することによって不審者の確認とか、そういうものに効果があるということでございます。金額的にもさほどかかるものでは

ないというふうに思っておりますので、逐次庁用車につけて、東吾妻町の安全・安心のために取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 5番、重野議員。

○5番（重野能之君） ぜひ、こういったことを取り組んでいただけたらというふうに思います。そして町民の方々の暮らしと命を守る、安全・安心な町をつくるという、この最大の、そして最も大切な政策を実現をしていただきたいというふうに強く思います。

また、児童虐待について、町長からも答弁をいただきました。

つい先日も東京都内で、ご存じのように5歳の女の子が両親の虐待によって大切な命を失うと、そういった出来事が発生しています。本当にこのケースにおきましては、他の県から都内に引っ越してきたという経緯があったそうであります。そしてその都内に引っ越してくる以前に、その前から父親からによる虐待というものが二度三度と繰り返され、児童相談所も訪問をして、一説の報道によりますと家に帰るよりも施設がいいんだと、こういったことをこの少女が言われていたということでありました。

また、ニュースの中にもありましたが、自分の父、母、パパ、ママごめんなさい、あしたからは真面目に一所懸命やるから頑張るからという、自分の最も最後頼れる身近な家庭の中で、その両親にそういった文章を残して、ノートに覚えての平仮名の文字で書いて自分の命を許しを請うと、こういったことも報道もされておりました。さすがにこの捜索に当たった現場検証等に当たった警察官の捜査員も、このノートを見た時に全員涙をしたら、こういうような話も聞いております。

まさに、町長が掲げました安全・安心な町づくりという言葉は、本当に政治、行政の本来の使命であり、最大の大切な最も重いものだと思います。幼い子供から高齢者の方々の暮らしと命を守ると、こういった強い決意のあらわれではないかと思います。安全な町をつくり、地域住民の方々に安心して住んでいただく、暮らしていただく、大きなテーマです。

そういったことを踏まえて、改めて今回は、防犯、児童虐待、こういったことについて安全・安心というテーマで質問させていただきました。

改めて、町長の地域住民の方々の命と暮らしを守る、安全・安心な町をつくると、この決意を最後にお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町が安全で安心して暮らせる町にしなければならないということでございます。それには、教育機関等もしっかりと取り組んでいただく、また子供たちの

登下校によります途上の道路整備等も交通事故防止のために整備をしていくことが必要かと思えます。

特に最近では、槻木信号の周辺の道路整備が始まることになりました。あの地点は東吾妻中学生が自転車で通過をする場所ございまして、交差点としてはちょっと厳しい条件のところでございますので、これを土木事務所と相談の上、また地域の皆様のアンケートもとった上で、これから改修工事を行うということになっております。

そういうことも踏まえまして、また交通安全協会の皆様の見守りの活動、また防犯協会の皆様の活動等もお願いをして、もう町民の皆さんの町ぐるみで子供たちや、そしてお年寄りや、また大人の安全も図っていかねばならないと思えます。

そのために、道路整備、それから防犯カメラ、ドライブレコーダー等のものも積極的に取り入れながら、これからも東吾妻町の安全・安心を図って、そして皆さんが誇りを持って暮らしていける東吾妻町にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

以上で重野能之議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（浦野政衛君） 閉会の前に町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 平成30年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました今期定例会におきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件10件、東吾妻町特別職の職員で非常勤の者及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてなど7件、平成30年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係3件、報告関係1件、その他物品購入契約の締結など5件、全てをご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

議員各位の会期中における熱心なご審議とご指導に敬意と感謝を申し上げます。

さて、吾妻支部のポンプ操法大会が6月17日の日曜日に中之条町のシルクパークで行われます。町からは、ポンプ車の部で第2分団第1部が出場いたします。また、小型ポンプの部では第4分団第1部と第5分団第2部が出場いたします。活躍が期待されますので、多くの議員の皆様に応援していただければ団員も頑張りが違うと思っております。ぜひよろしくお願いをいたします。

終わりに、議員の皆様方には公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興、発展のために、今後ますますご活躍をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（浦野政衛君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年第2回定例会は6月5日から本日まで10日間にわたり開催され、選挙管理委員及び補充員の選挙を初め、執行部提案の人事案件10件、報告1件、条例7件、平成30年度補正予算3件、その他5件の議案など終始熱心にご審議を賜りました。

町政一般質問には10人が立ち、ここに終了することができました。

10日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり、参考になるものがあつたかと思えます。今後の事務執行に、それらが十分生かされるものと期待をいたしております。

なお、選挙管理委員及び補充員選挙で当選人となられた8名の皆様には、当選告知書を自宅までお届けをし、全員の方から議長宛てに当選承諾書をご提出いただくことができましたので、この場をかりてご報告をさせていただきます。

さて、一昨日の6月12日に、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長による史上初の米朝首脳会談がシンガポールで行われ、北朝鮮は「完全な非核化」に取り組み、アメリカは北朝鮮の体制の「安全保障」を約束すると明記された共同声明に署名がされました。会談の評価に関しては、さまざまな論評や意見がありますが、真の世界平和の実現と北朝鮮に拉致された方々の一日も早い帰国を望まずにはられません。

これから暑い日が続くようになってまいります。皆様におかれましては健康に十二分ご留意をいただき、各方面にわたり一層のご活躍を期待申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（浦野政衛君） 以上をもって、平成30年第2回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時34分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 浦 野 政 衛

署 名 議 員 金 澤 敏

署 名 議 員 青 柳 は る み

署 名 議 員 須 崎 幸 一